「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証最終答申(案)」に対する意見及びこれに対する考え方

■ 意見募集期間: 令和元年 10 月 24 日(木)から令和元年 11 月 22 日(金)まで

■ 意見提出数: 33件(法人・団体:27件、個人:6件)

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者: 以下のとおり

(意見受付順)

受付	意見提出者	受付	意見提出者
1	弁護士	15	日本電気株式会社
2	株式会社NTTドコモ	16	楽天モバイル株式会社
3	LINE株式会社	17	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
4	鹿児島県情報政策課	18	富士通株式会社
5	東日本電信電話株式会社	19	日本電信電話株式会社
6	西日本電信電話株式会社	20	一般社団法人テレコムサービス協会
7	公益社団法人消費者関連専門家会議	21	Facebook, Inc.
8	中部テレコミュニケーション株式会社	22	UQコミュニケーションズ株式会社
9	スカパーJSAT株式会社	23	在日米国商工会議所
10	株式会社ジュピターテレコム	24	一般社団法人新経済連盟
11	株式会社オプテージ	25	NGN IPoE協議会
12	BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス	26	ソフトバンク株式会社
13	一般社団法人コンピュータソフトウェア協会	27	KDDI株式会社
14	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会		個人(6件)

■はじめに

総	意見	考 え方	案の 修正 の有
		考え方1-1	
_	改策を推進すべき。	ラ んガート	
1	2030 年頃までの我が国の社会・経済を展望すると、少子高齢化や人口減少に伴う産業競争力の低下や地方の空洞化、自然災害の激甚化、インフラの老朽化、教育格差の拡大等、社会的課題が山積しています。 こうした社会的課題を解決し、Society 5.0 に掲げられる社会を実現するには、様々な産業や社会システムに ICT の力を取り入れていくことが必要です。 そうした中、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証(以下、包括的検証)において、2030 年を見据えたネットワークビジョンに係る議論を含め、多岐に亘る議論が行われたことは有意義であったと考えます。 5G や光をはじめとする情報通信サービスは、通信事業者のみならず多様なプレイヤーの自由かつ柔軟なイノベーションを支えていくものであり、政府においても電気通信事業者がこうした多様なプレイヤーのニーズに機動的かつ柔軟に対応できるよう政策検討を進めていただきたいと考えます。 NTT グループとしては、様々な産業や社会システムのデジタルトランスフォーメーションの推進や、事業者や産業の垣根を越えてつながり、集積されたデータを分野横断的に利活用する仕組み等、ICT による新たな社会づくりをサポートしていく考えです。その際、政府においても、こうした取組みを後押しする政策を推進いただきたいと考えます。 【日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】	基本的に賛同の御意見として承ります。	無
	見1-2 電気通信事業分野においては技術進展のスピードが今後一層速まることから、環境変化を的確	考え方1-2	
	こ把握し、迅速かつ柔軟な政策的対応を図るべき。	#P 2 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2	-
2	答申(案)にあるとおり、「電気通信事業分野においては技術進展のスピードが今後一層速まり、様々な政策課題が顕在化」しています。こうした環境変化を的確に把握し、迅速かつ柔軟に政策に反映することは、ネットワークにおける発展の適正化を通じて国民生活の向上に資するものであり、当該方針に賛同します。	賛同の御意見として承ります。	無

	【楽天モバイル株式会社】		
意.	- 見1-3 固定電話を主に念頭に置いた現行の法体系は、多種多様な情報通信サービスを提供する事業	考え方1-3	
ź	者が存在する現状にはそぐわないため、長期的な見直しの検討が必要。		
3	最終答申(案)において指摘されている、レイヤを超えた事業展開については、近年、国内事業者・国	答申案に示した各課題への対応の在り方においては、今	無
	外事業者の別を問わず行われています。また、固定電話を主に念頭に置いていた電気通信事業法の	後、5G や IoT、仮想化技術等の普及・進展に伴い、ネットワ	
	制定当時と異なり、関連する研究会においても再三議論されているとおり、現在は多種多様な情報通信	一クやサービスの担い手が今後一層多様化すると想定され	
	サービスを提供する事業者が存在している状況にあります。旧来のレイヤ構造を前提とし、それらを「電	ること等を踏まえ、柔軟な政策的対応の必要性を強調してい	
	気通信事業者」として一律に同一の規制に服させる現行の法体系は、一部には過剰又は不十分な規制	るところです。	
	となるおそれがあることから、現在の情報通信産業の在り方を踏まえ、提供される情報通信サービスに沿	答申案の第3部に示したとおり、電気通信事業を巡る環境	
	った段階的な法規制の在り方を長期的に検討すべきと考えます。	変化を的確に捉えつつ、いただいた御意見も参考に、中長	
	【LINE 株式会社】	期的な対応の方向性が今後具体化されることが必要と考え	
		ます。	
意.	見1-4 5G 時代に向けた環境整備として、ビジネス上の萎縮効果がないように規制制度を見直すべき。	考え方1-4	
4	「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 中間答申(案)に対する意見募集」にお	答申案は、「はじめに」で示したとおり、市場メカニズムや	無
	いての当社意見(令和元年6月)でも申し述べたとおり、5Gの導入等によるイノベーションを促し、新事	自由なデータ流通を通じたイノベーションの創出と、公正競	
	業・新サービスの創出や社会的課題の解決をより一層促進していく観点から、事業者の創意工夫や柔	争の促進や利用者の安心・安全の確保に向けたルールづく	
	軟な事業展開を行うための環境整備が重要と考えます。	りの適切なバランスの確保を図ることを基本的な視点として	
	5G時代に向けた環境整備という点で、諸外国の取組みも参考にしながら、ビジネス上の萎縮効果が	検討を行ったものです。	
	ない様に規制制度を見直すなど、5Gの特長を活かしたサービスの提供を後押しするような検討を引き	御意見にある「5Gの特長を活かしたサービスの提供を後	
	続きお願いします。	押しするような検討」については、答申案においても方向性	
	【株式会社NTTドコモ】	を示しているところですが、引き続き、市場動向等を捉えつ	
		つ、上記の視点等を踏まえた検討が必要と考えます。	
意.	見1-5 電話時代の競争環境を前提とした規制の廃止についても検討すべき。	考え方1-5	
5	包括的検証においては、諮問書において「情報通信を取り巻く環境が抜本的に変化していく中で、こ	御意見にある各事項については、今後、環境の変化を踏	無
	れまでのネットワーク構造やサービスを前提とした電気通信事業分野における競争ルールや基盤整備、	まえ適時適切に検討されることが必要と考えます。	
	消費者保護等の在り方についての見直しが急務となっている」とされていたため、電話時代の競争環境		
	を前提とした規制(長期増分費用方式(LRIC)による接続料算定、上限価格方式(プライスキャップ)によ		
	る料金規制、固定電話に対する接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)等)の廃止につい		
	ても今後、何れかの場においてテーマとして取り上げていただきたいと考えます。		
	【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】		

第1部 ネットワークビジョンを踏まえた電気通信事業政策の具体的方向性

■第2章 基盤整備等における政策の具体的方向性 □第1節 電話サービスの持続可能性の確保

	意見	考 え方	案の 修正 の有
	本的考え方 	Laste .	
怠	見2-1-1 NTT 東西の電話サービスの提供において他者設備の利用を例外的に認めることに賛同。	考え方2-1-1	T .
6	ワイヤレス固定電話の提供により、メタルケーブル等の再敷設や日常的な設備保守稼働を減らすこと	賛同の御意見として承ります。	無
	が可能となり、「固定電話の安定的な提供の確保」というNTT 東西に課された責務の遂行に寄与できる		
	ことから、今回、最終答申(案)において、今後、必要な制度整備を迅速に進める方向性が示されたこと		
	に賛同します。		
	【日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】		
7	基礎的電気通信役務の維持において、人口減少や過疎化等の社会情勢の変化により経済性が極端		
	に損なわれる場合に、他社設備の利用を例外的に認めること、およびその利用を認める範囲を明確に		
	することについて賛同する。		
	【中部テレコミュニケーション株式会社】		
意」	見2-1-2 具体的な認可条件等について、真に・必要・合理的な場合に限ることを確保するとともに、公	考え方2-1-2	
j	E競争の観点から留意が必要。		
8	基本的な考え方として、ユニバーサルサービスは、国民生活に不可欠な通信サービスを利用者の少	いただいた御意見のとおり、ユニバーサルサービスに関	無
	ない高コスト地域を含めて地域間格差なく利用できることを確保するものであり、必要以上に効率性を追	する現行制度の趣旨を踏まえれば、NTT 東西の他者設備の	
	求することで、本来の趣旨に反して、利用者の利便性が損なわれることのないよう留意すべきと考えま	利用を例外的に認めるに当たり、利用者利益、公正な競争	
	す。	環境等を引き続き確保することが必要と考えます。	
	NTT東・西による他者設備の利用に当たっては、所要の要件を満たすことを確認すべく、NTT東・西	このため、答申案では必要な担保措置を示したところであ	
	の申請に基づく認可制を導入する考えに賛同いたします。	り、いただいた御意見も参考に、今後、総務省において、答	
	NTT東・西の電話サービスの提供については、自己設備設置を基本としたうえで、他者設備の利用	申案を踏まえて適切に制度整備を行うことが適当と考えま	
	は、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確	す。	
	保に寄与するものに限り、かつ、利用者利便を損なわない、公正競争に影響を与えない場合のみ、限定		
	的・例外的に認可できることを担保するため、(2)~(5)の考え方に基づき、具体的な認可条件等につい		

てNTT法・省令等で定めることが必要だと考えます。

また、認可申請にあたっては、他者設備(無線)を利用することによって、メタル回線の更新・再敷設や 光ファイバを新たに敷設する場合と比べて、どの程度、投資金額や維持費用等のコストが削減されるのか、具体的な金額を示すことが必要です。

その他、公正競争の観点からは、以下の点に留意が必要です。

・他社設備(無線)の利用については、例外的に認めるものであっても「電話の役務のあまねく提供」の確保に支障を生じさせないために行うものであるため、加入電話と同様、NTT法上の本来業務(地域電気通信業務)として位置付けられるものと考えます。今般の他社設備(無線)の利用が、その本来業務の目的を越えて、活用業務としての移動通信役務の提供に道を開くことのないよう、例外的な利用の目的を限定する制度的担保が必要です。

・仮に無制限に他者設備の利用が進むと、NTT東・西の市場支配力の構成要素である顧客基盤は維持されたままであるにも関わらず、NTT東・西の設備ベースの加入者回線数が減少し、都道府県単位で第一種指定電気通信設備の指定が徐々に外れ、あわせて禁止行為規制も外れてしまうおそれがあります。他者設備の利用が例外的に認められるものである以上、利用の上限を定めることが必要です。

【KDDI 株式会社】

意見2-1-3 他者設備の利用について、個別事案ごとの認可とすることを明記すべき。

9 「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(案)」(以下、「最終答申案」) にあるとおり、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」)殿(以下、「NTT 東西殿」)による他者設備の利用は、「「電話の役務のあまねく提供」の確保に支障を生じさせるおそれがある場合」(最終答申案 P.12)に限り、例外としてあくまでも限定的に認められるべきものです。

したがって、NTT 東西殿の他者設備利用に係る認可を包括的に実施することは認められず、例外 適用を求める地域(収容局)ごと及び個々の案件ごとに実施すべきであり、この趣旨を明確にするため、 以下下線部を追記すべきと考えます。

「NTT 東西の個別事案ごとの申請に基づく認可制を導入することが適当である。」

【ソフトバンク株式会社】

考え方2-1-3

NTT 東西による他者設備の利用に係る認可を具体的にどのような単位で行うかという点については、いただいた御意見も参考に、今後、総務省において、他者設備の利用を認める範囲や必要となる担保措置の具体化等とあわせて、総合的に検討した上で適切に制度整備を行うことが適当と考えます。

このため、原案のとおりとします。

6

他者設備の利用を認める範囲			
意見2-1-4 他者設備の利用を認める範囲を、「需要が極めて限定的であって、メタル回線の更新・再敷	考え方2-1-4		
設や光化を行おうとした場合、極めて不経済となり、かえって全体の投資計画に支障をきたすおそれがあ			
るような場合に限る」ことに賛同。			
10 他者設備の利用を認める範囲は、「他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合に限られる	賛同の御意見として承ります。	無	
べき」「具体的には、需要が極めて限定的であって、メタル回線の更新・再敷設や光化を行おうとした場	なお、答申案を踏まえ、今後、総務省において制度整備を		
合、極めて不経済となり、かえって全体の投資計画に支障をきたすおそれがあるような場合(極めて高コ	行うに当たり、いただいた御意見も参考に、他者設備の利用		
ストな地域等)に限る」との考えに賛同いたします。	を認める範囲を具体化することが適当と考えます。		
他者設備の利用が例外的に認められる「極めて高コストな地域等」の具体的な基準を総務省が明確			
化するにあたっては、他者設備の利用により影響を受ける利用者だけでなく、競争事業者を含めて国民			
全体からパブリックコメントを通じて広く意見を求めて、国民的なコンセンサスを得ることが必要と考えま			
す。			
【KDDI 株式会社】			
意見2-1-5 他者設備の利用を可能とする基準の検討に当たり、柔軟な運用が可能となるよう留意すべ	考え方2-1-5		
き。			
11 他者設備の利用を可能とする基準の設定にあたっては、メタルケーブルを再敷設する際の敷設距離	答申案に示したとおり、今般、他者設備の利用を例外とし	無	
や敷設区間の地理的条件等(山間部や海底区間が含まれるか等)、個々の事例における設備実態を踏	て認めようとする趣旨は、提供手段の効率化を通じて、電話		
まえた柔軟な運用を可能とするよう、検討いただきたいと考えます。	サービスのあまねく日本全国における適切、公平かつ安定		
【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】	的な提供の確保に寄与することを目的とするものであり、当		
	該目的に照らし、他者設備の利用が真に必要・合理的と認		
	められる場合に限られるべきと考えます。		
	答申案を踏まえ、今後、総務省において制度整備を行うに		
	当たり、他者設備の利用を認める範囲を具体化することが		
	適当と考えます。		
意見2-1-6 被災時における固定電話の迅速な復旧に他者設備を利用する場合、復旧後の継続利用を	考え方2-1-6		
可能とすべき。			
12 ワイヤレス固定電話の利用が認められる範囲として、津波によるメタル回線の流出や台風による設備	賛同の御意見として承ります。	無	
故障の多発等、自然災害等の要因で固定電話が利用できなくなった地域において、迅速な復旧を確保	なお、答申案に示したとおり、今般、他者設備の利用を例		
する観点からの利用も追加されたことに賛同します。	外として認めようとする趣旨は、提供手段の効率化を通じ		
なお、その際、追加コストを発生させない観点、及びお客様に電話機を変更していただくという手間を	て、電話サービスのあまねく日本全国における適切、公平か		

おかけしない観点から、お客様要望等がある場合には、ワイヤレス固定電話の利用を一時的なものに留めず、継続利用できるようにしていただきたいと考えます。

【日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】

つ安定的な提供の確保に寄与することを目的とするものであり、当該目的に照らし、他者設備の利用は真に必要・合理的と認められる場合に限られるべきであることから、被災時における他者設備の利用については、一時的なものに留めることが適当と考えます。

意見2-1-7 被災時における固定電話の迅速な復旧に他者設備を利用する場合、復旧後の継続利用を 認めるべきではない。

考え方2-1-7

13 津波による大規模なメタル回線の流出等、被災時における迅速な復旧対応のため、無線設備等の他者設備の一時的な利用が手段の一つとなり得ることも考えられますが、被災時における利用はあくまでも特例的・一時的なものであり、なし崩し的に実質的な恒久利用に繋がることのないようにする必要があります。

そのため、一時的な利用が行われる際には、総務省はNTT東・西に対して、一時的な利用数やメタル回線の復旧状況、加入電話への切り替え予定時期等について、定期的な報告を求めるとともに、報告内容については公表して、外部からも一時的な利用であることを確認することができるようにすべきと考えます。

【KDDI 株式会社】

14 NTT 東西殿に他者設備の利用を認める趣旨は、「人口減少・過疎化等の社会構造変化に対応した、持続可能性の確保」(最終答申案 P.7)、「2030 年代に向けた社会構造の変化等を見据えれば、他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合、これを例外的に認めることは、将来にわたる低廉で安定的なサービス提供に資する」(最終答申案 P.8)というものであり、「自然災害等の要因で固定電話が利用できなくなった地域において、迅速な復旧を確保する」(最終答申案 P.13)ことは上記の趣旨と異なります。

加えて、他者設備の利用については認可制を導入しようとするところ、「迅速な復旧を確保する観点」 からは認可手続の簡素化等が必要と考えられ、例外的な認可のさらに例外を設けることとなり、適正な 認可の運用が図られなくなる懸念があります。

したがって、被災時の迅速な復旧における他者設備の一時的な利用を手段の一つとして検討するに あたっては、上記の認可運用に関する懸念も踏まえていただきたく、以下下線部を追記すべきと考えま す。

「今後、制度化に当たっては、自然災害時における利用のニーズを精査した上で、必要に応じ、被災時における他者設備の一時的な利用が可能となるような柔軟性に留意することが適当であるが、他者設

被災時における他者設備の利用については、考え方2-1-6のとおりです。

また、答申案の修正に関する御意見については、本節 3.(1)において、他者設備の利用を例外的に認めるに当たっての「基本的考え方」を明確に示していることから、原案のとおりとすることが適当と考えます。

いただいた御意見も参考に、今後、総務省において、答申案を踏まえて適切に制度整備を行うことが適当と考えます。

備の例外的な利用を認めるにあたっては所要の要件を満たすことを確認すべく認可制としている趣旨を 十分考慮し、被災時の迅速な復旧における手段として他者設備の一時的な利用を認めることの適否を 検討する必要がある。」

なお、仮に被災時の迅速な復旧のため、無線設備等の他者設備の一時的な利用を認めた場合であっても、本格的な復旧時には光ファイバ整備等の自己設備設置を行うべきと考えます。その際、自己設備設置が極めて不経済となり、かえって「電話の役務のあまねく提供」の確保に支障を生じさせるおそれがあるため NTT 東西殿が恒久的に他者設備の利用を希望する場合には、あらためて個別に当該地域に係る無線設備等の他者設備利用の認可を必要とすべきです。

災害からの早期復旧のため、一部の利用者に暫定的に提供した無線設備等の他者設備を継続的に利用することは、当該地域の利用者に対し「電話の役務のあまねく提供」に差異を生むものであり認めるべきではありません。

【ソフトバンク株式会社】

安定的なサービス提供の確保

意見2-1-8 他者設備を利用した電話サービスの安定性を確保するための詳細な担保措置が必要。

「仮に他者設備が利用できなくなった場合にもサービス提供の維持を可能とするための措置を講ずることが求められる」とありますが、NTT東・西の電話サービスの提供については自己設備設置が基本であることから、他者設備の利用が例外的に認められたとしても、他者設備が利用できなくなった場合には、NTT東・西が自己設備設置により電話サービスを提供・維持する必要があることを、NTT法により明確に担保しておく必要があります。

また、「他者設備の利用に係る卸役務提供等に係る契約について、設備提供事業者が一方的に契約を破棄すること等がないよう長期的に安定的なものであることが確保され、また、NTT東西を主体として設備提供事業者と連携した適切な運用・管理体制を構築する等の内容となっていることについて、総務省が確認することが必要である。」とされていますが、他者設備を利用するにあたって安定的なサービス提供を確保する観点から、どのような契約条件が必要なのかについては議論がなされておらず、総務省が確認することが必要な観点が上記2点のみで充足しているのかについて、更なる議論が必要であると考えます。

特に、設備提供事業者が全部又は一部の設備提供を中止・中断する場合があることを想定した場合や、設備提供事業者の通信方式の変更・周波数の移行により端末が使えなくなることを想定した場合等、サービスの提供に支障が生じることを想定した場合にどのような契約条件としておく必要があるのかについては、事前に明確化が必要だと考えます。

考え方2-1-8

答申案に示したとおり、NTT東西による他者設備の利用を例外的に認めようとするものであり、仮に他者設備が利用できなくなった場合には、NTT東西の責務(NTT法第3条)を踏まえれば、自己設備を設置して電話サービスを継続的に提供することが求められることは明らかです。

その他の安定的なサービス提供の確保に必要な措置については、いただいた御意見も参考に、今後、総務省において、他者設備の利用を認める範囲や必要となるその他の担保措置の具体化等とあわせて、総合的に検討した上で適切に制度整備を行うことが適当と考えます。

#

【KDDI 株式会社】

16 日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」)の趣旨に照らし、設備を設置する他事業者が撤退した場合等、他者設備が利用できなくなった場合には NTT 東西殿に対して自己設備設置等の電話サービスを継続的に提供するための措置を講ずる義務を課すことに賛同します。

【ソフトバンク株式会社】

サービス品質の確保

意見2-1-9 現行の固定電話を利用して提供されている付随サービスの利用の確保等、最大限、利用者保護に努めることが必要。

17 現行の固定電話を利用して提供されている付随サービスの利用可能性については、自治体が提供する「あんしん電話」やセキュリティー会社が提供する「緊急通報サービス」等、利用できなくなった場合の影響が大きいサービスもあるため、NTT東・西は、利用者に対し十分な説明を行い、個別具体的かつ明確な同意を得るとともに、仮に固定無線電話でそれら付随サービスの利用が確保できない場合は、光IP電話を提供して付随サービスの利用を確保する等、最大限、利用者保護に努めることが必要です。本来、メタル回線での固定電話の提供が継続できない場合には、5G普及やブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化等の将来を見据えれば、光ファイバを整備し、光IP電話の提供を優先して行っていくべきと考えます。

【KDDI 株式会社】

考え方2-1-9

答申案に示したとおり、現行の固定電話を利用して提供されている付随サービスの利用可能性については、NTT 東西において、利用者目線に立った改善の取組を不断に講じていくことが求められます。また、他者設備の利用により、仮にこれらのサービスが利用できない可能性が生じる場合、利用者に対し十分な説明を行うとともに、代替手段の確保等に努めることが必要です。

また、答申案に示したとおり、他者設備の利用を認める範囲は、「メタル回線の更新・再敷設や光化を行おうとした場合、極めて不経済となり、かえって全体の投資計画に支障をきたすおそれがあるような場合」であり、NTT 東西においては、メタル回線の代替手段として、他者設備の利用に優先し、まずは光ファイバの整備を検討することが求められると考えます。

公正競争環境の確保

意見2-1-10 公正競争環境の確保の観点から、他者設備の調達手続きの透明性を確保する考え。

ワイヤレス固定電話の提供にあたっては、公正競争確保の観点から、公募による入札等によりモバイル網の調達を行う考えですが、その実施にあたっては、契約条件やサービス仕様、品質管理に向けた連携体制等の要件について事前の説明会等を通じて関係事業者へ十分な説明を行う等の取組みにより、調達手続きの透明性を確保する考えです。

【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】

考え方2-1-10

基本的に賛同の御意見として承ります。

なお、答申案に示したとおり、総務省において、NTT 東西が契約条件等に関して不当な差別的取扱いを行うことがないよう確認する等、公正競争上の影響が生じることのないよう制度を適切に運用することが必要と考えます。

無

音 F		考え方2-1-11	
	- アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	考え力2	
19	NTT東・西が携帯電話事業者等から回線設備を調達する場合は、実質的にグループ会社のみしか入札し得ないような仕組みとならないよう、公募調達において公正な競争環境を確保する担保措置が必要です。 具体的には、以下のような担保措置が必要だと考えます。 ・携帯電話網等の調達に当たっては、全国一括の公募調達を事前に行うのではなく、実際に他社設備の利用を行う認可申請にあわせて、該当する市町村単位等のエリア毎に行い、公募調達が公正競争上問題なく行われたことを条件に他社設備の利用を認可すべき。 また、契約期間満了に伴い再調達を行う場合においても同様に、公募調達が公正競争上問題なく行	が、固定・移動通信市場の公正競争環境に対して影響を及ばさないよう留意する必要があり、今後、御指摘の点も参考に、総務省において適切に制度整備を行うことが適当と考えます。 また、公正競争環境の確保の観点からの制度運用につい	無
	われたことをもって他社設備の利用継続を認めるべき。 ・公募調達に係る契約条件・技術仕様等については、競争事業者においても必要な開発等を検討する時間が十分に確保され、グループ会社と公平な条件で入札に応じることができるように、公募調達を行う1年以上前に詳細を公表するとともに、公表前に事前にNTT東・西とグループ会社との間で仕様検討等が行われないように厳格に規律すべき。		
	NTT東・西がNTTドコモ等グループ会社と契約を締結する場合には、どのような契約形態であれ、契約条件等においてグループ会社を不当に優先的に取扱っていないか、公募調達時の条件から不当に内容を変更して優遇していないか等について、総務省が確認したうえで、契約条件等について公表する等、透明性を確保する取組みが必要です。		
	【KDDI 株式会社】		<u> </u>
	L2-1-12 公正競争環境に対して影響を及ぼさないよう留意すべき。	考え方2-1-12	
20	今後の規律や基準策定においては、公正な競争環境を損なわない事を大前提として議論を進めることを、また、策定される基準は、各事業者やその他関係組織等において明確に判断ができるものとなるよう希望する。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	考え方2-1-11 のとおりです。	無
21	NTT 東西殿による電話サービスの提供において他者設備の利用が認められる場合、それにより固定とモバイル双方の市場支配力が結合するおそれがあるため、公正競争環境へ影響を及ぼすことがないよう制度的措置を講じることは不可欠と考えます。		

総務省殿においては、現行の指定電気通信設備制度の趣旨や旧NTTの移動体通信業務分離の経緯等を踏まえ、他社設備の利用を例外的に認めたことが公正な競争に影響を与えていないか等を継続的に注視いただくとともに、問題がある場合には、早期の解決に向けた措置を講じていただくことを要望いたします。

【株式会社オプテージ】

現行の交付金制度との関係

意見2-1-13 他者設備を利用して電話サービスを提供する場合、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映する必要があるとの考え方に賛同。

22 例外的に認められた範囲内において無線等の他者設備を利用して電話サービスを提供する場合 に、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映する必要があるとの考え方に賛同 いたします。

交付金の算定にあたっては、他者設備(無線)を利用することによって、メタル回線の更新・再敷設や 光ファイバを新たに敷設する場合と比べて、どの程度、投資金額や維持費用等のコストが削減されたの か、外部からの検証が可能となるよう、情報開示を徹底すべきと考えます。

【KDDI 株式会社】

23 基礎的電気通信役務に係る交付金の算定にあたっては、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を反映し、交付金の規模を縮小することに賛同します。

NTT 東西殿が他者設備の利用による収益改善と重複して、交付金算定にあたり不採算地域の見直しを行わなかったことにより過分な交付金を得ることは、基礎的電気通信役務に係る交付金制度の趣旨に反するものであり、決して認められるものではありません。このため、NTT 東西殿の他社設備利用に係る効率性向上の効果を速やかに交付金の算定に反映させることが必要なことは明らかです。

【ソフトバンク株式会社】

考え方2-1-13

賛同の御意見として承ります。

なお、ユニバーサルサービス制度が、国民利用者の利益に深く関係するものであることにかんがみ、適格電気通信事業者においては、基礎的電気通信役務の提供に係る一層の経営効率化の推進を図ることが必要と考えます。また、支援機関及び適格電気通信事業者においては、引き続き、基礎的電気通信役務の提供等に係る情報の開示に努めることが必要と考えます。

さらに、他者設備を利用して電話サービスを提供する場合における交付金の具体的な算定方法については、今後、総 務省において、ネットワークの実態等も踏まえ、適切に検討することが適当と考えます。

その他の論点

意見2-1-14 NTT 東西以外の事業者が提供する固定無線電話までも基礎的電気通信役務に追加することは適当ではない。

国民の生命・身体・財産の保護にとって極めて重要な緊急通報の社会的役割や、電話サービスの安定性・信頼性を確保するため、可能な限り現行の固定電話の品質水準に近接させる取組をNTT東・西に対して引き続き求めるとともに、NTT東・西の取組結果を、総務省及び関係する委員会等において検証し、サービス品質を適切に確保する観点から必要に応じて制度整備を行うことに賛同いたします。

ただし、他者設備の利用による固定無線電話の提供に際して、可能な限り現行の固定電話の品質水

考え方2-1-14

御指摘いただいた点については、NTT 東西による他者設備の利用を例外的に認める趣旨、現行の基礎的電気通信役務に係る制度における NTT 東西の位置付け等も踏まえ、総務省において適切に制度整備を行うことが適当と考えます。

準に近接させる取組が求められているのはNTT東・西のみであることから、「基礎的電気通信役務」の 指定にあたっては、上記目的を達成するために必要な最小限の範囲に留めるべきだと考えます。

この点、加入電話相当の光IP電話が「基礎的電気通信役務」に追加された前回の見直しにおける整理では、基礎的電気通信役務を提供する事業者のメタル回線と光ファイバ整備の二重投資の回避という趣旨等を踏まえ、加入電話を提供している事業者が提供する光IP電話のみを「基礎的電気通信役務」に追加しております。

前回の見直しにおける整理同様、今回の固定無線電話についても、「基礎的電気通信役務」に追加するのは、加入電話を提供している事業者が提供する固定無線電話のみとすべきです。

【KDDI 株式会社】

■第2章 基盤整備等における政策の具体的方向性 □第2節 新たなサービスの利用可能性の確保

目指すべき全体の方向性

意見2-2-1 新たなサービスの利用環境の確保については、社会や市場の環境変化、負担等を踏まえた 国民的な議論が必要。

25 「固定電話」を使わない方々が増えてきている中、いつまでも東西の加入電話がユニバーサルサービスであり続けるとは考えていません。

ただし、新たなユニバーサルサービスを検討する場合には、市場環境の変化を踏まえた上で、技術中立的かつ経済合理的な観点から、何がユニバーサルサービスであるかについて、国民の費用負担への影響も含め、国民的なコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めていくことが必要と考えます。その際、過疎化や高齢化が進む中、古くからある社会インフラ(電話・水道・電気・道路等)をどのようなエリアでどう維持していくかは、重要な社会課題であり、コンパクトシティ化の議論と併せた提供区域や料金の在り方等の検討も必要と考えます。

【日本電信電話株式会社】

26 ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとすべきか否かを検討するにあたっては、それによって何を実現し、どのような社会を目指すのかについて丁寧に議論することが重要であると考えます。また、その是非を検討する場合には、市場環境の変化を踏まえた上で、技術中立的かつ経済合理的な観点から、国民の費用負担への影響も含め、国民的なコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めていくことが必要と考えます。

その際、過疎化や高齢化が進む中、古くからある社会インフラ(電話・水道・電気・道路等)をどのような エリアでどう維持していくかは、重要な社会課題であり、コンパクトシティ化等の議論と併せた提供区域や料金の在り方等の 検討も必要と考えます。

なお、制度の枠組みについては、現行のユニバーサルサービスである加入電話とブロードバンドサービスは歴史的な背景、サービス提供の実態等が大きく異なることから、少なくとも、提供の主体、対象となるエリア、支援の内容は、現行の加入電話に係るユニバーサルサービス制度とは異なる別のサスティナブルな仕組みとすべきと考えます。

【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】

考え方2-2-1

いただいた御意見のとおり、国民生活を支える基盤となるサービスに係るルール作りに直結することから、答申案に示したとおり、新たなサービスの利用可能性の確保について、別途検討体制を設け、多様な関係者の意見を踏まえながら検討を進めていくことが適当としています。

いただいた御意見は、今後の検討において参考とされることが適当と考えます。

14

意見	12-2-2 新たなサービスの利用環境の確保については、多様な事業者によってブロードバンドサー	考え方2-2-2	
۲	「スにおける競争が促進されていることを踏まえ、公正競争環境に影響を及ぼすことがないよ う 多角的か		
-	り慎重な議論が必要。		
27	固定ブロードバンドサービスについては、これまで多様な事業者が参入し、設備競争とサービス競争	考え方2-2-1のとおりです。	無
	の両方を展開してきたことで、提供エリアの拡大や料金の低廉化が進展してきたものと考えます。		
	今後も引き続き、多様な事業者による設備競争・サービス競争を促進していくことが重要と考えるとこ		
	ろ、現行の基礎的電気通信役務の対象となっている固定電話サービス等以外の新たなサービスの利用		
	可能性を検討するにあたっては、公正競争環境に影響を及ぼすことがないよう多角的かつ慎重に議論		
	することが必要と考えます。		
	【株式会社オプテージ】		
意見	12-2-3 新たなサービスの利用環境の確保については、負担金の拠出、事業者に課される規律の在	考え方2-2-3	
l,	方をはじめ多くの課題があるため、事業者の懸念を払拭しつつ慎重な検討が必要。		
28	携帯電話サービスが地方含めて基盤整備が進展していることや、条件不利地域の超高速ブロードバ	考え方2-2-1のとおりです。	無
	ンド基盤の財政支援が行われていることもあり、ブロードバンドサービスは経済合理性に従った提供が		
	基本と考えています。		
	ブロードバンドサービスのユニバーサル化については、現時点では不明点・懸念点が多く、その解		
	明・払拭が必要と考えており、慎重な検討・取り進めをお願いしたい。なお、一社のみ提供している地域		
	の一部事業者からは、条件不利地域へのサービス維持・設備更新は高コストであり、安定的なサービス		
	提供維持のために交付金が受けられるなら有難いという声も聞かれるものの、大半の事業者がユニバ		
	ーサル化による事業への影響等に懸念を持っている。		
	中期的な制度的対応の方向性として、(1)ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務の対象に		
	位置付けることを見据えた制度的検討、(2)ユニバーサル・アクセスへの転換に向けた制度的検討が示		
	されている。		
	前者(1)について、従来の制度は NTT 東西の固定電話を対象としているが、本制度では数多くの中		
	小事業者から構成されるケーブルテレビ業界をはじめ多様な ISP 事業者によるサービスが対象となるた		
	め、最終答申(案)に CATV 連盟の意見として引用いただいた点を含め、品質水準の在り方、交付金制		
	度の在り方、負担金の拠出の在り方、規律の在り方等に多くの課題があると認識している。		
	後者(2)については、今後の 5G も含めた携帯電話サービスのバックホールとしての利用や 2025 年		
	までの公衆交換電話網(PSTN)の IP 移行も踏まえ、負担金の拠出にあたっては公平な受益者負担とな		
	ること、約款規制等の利用者利益の確保等について留意いただき、慎重に検討することを要望します。		
	【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】		

29	ブロードバンドサービスが、今や国民生活に不可欠なサービスとなった現状を踏まえると、広く国民全		
	体が利用できる環境や方策を検討することは理解できます。しかしながら、固定電話サービスを対象と		
	した現行のユニバーサルサービス制度の枠組みを、そのまま固定ブロードバンドサービスに拡大するこ		
	とは、適切ではないと考えます。		
	既に携帯電話による超高速インターネットサービスは、山間部等も含め広く整備が進展している現状		
	を踏まえると、ブロードバンドサービスの普及の手段を固定ブロードバンドサービスに限定する必要はな		
	く、4G 等によるブロードバンドサービスを活用することも考慮すべきと考えます。		
	また、現在のユニバーサルサービスの制度は、条件不利地域も含め固定電話を「あまねく提供」する		
	ことが求められるものですが、政府としてコンパクトシティの議論等もあるなかで、そもそもあまねく日本		
	全国どこでもブロードバンドを提供する義務を負わせることが必要なのかという点や、その場合の費用も		
	含めた幅広い議論が必要であると考えます。		
	また、現状のユニバーサルサービス制度は、固定電話サービスをNTT東西殿があまねく提供する義		
	務を負う一方、所用の支援を受けるにあたっては必要となる額の算出のために NTT 東西殿は会計整		
	理義務等の厳格な対応を求められる制度となっていると認識しております。		
	零細なケーブルテレビ事業者のみがブロードバンドサービスを提供しているようなルーラル地域が存		
	在するとされておりますが、でブロードバンドサービスを現在と同じような制度で行い当該ケーブルテレ		
	ビ事業者が提供義務を負った場合、NTT東西殿が現在課されている会計整理等と同様のことを行うこ		
	ととなり業務的な負荷は非常に大きいものと考えられます。そうした場合の実効性なども含め慎重な検		
	討が必要と考えます。		
	【株式会社ジュピターテレコム】		
意見	12-2-4 ブロードバンドは Society 5.0 が発展する社会において無くてはならないインフラであり、条	考え方2-2-4	
华	‡不利地域において新たな支援の仕組みが必要。		
30	ブロードバンドは、今後の社会、特に、Society 5.0 が発展する社会において無くてはならないインフ	考え方2-2-1のとおりです。	無
	ラであり、現行の交付金制度が想定していた環境や進展を超えて発達していることから、条件不利地域		
	においては、新しい支援の仕組みが必要であると考えます。		
	また新しい支援の仕組みを考えるにあたり、条件不利地域においては、電気通信事業者(例:ケーブ		
	ルテレビ事業者)がインターネット・サービスプロバイダーを兼ねているところも多いため、その二つを別		
	の枠組みで考えることは、合理的ではないと考えます。		
	さらに、新しい支援の仕組みを考える際、固定回線がモバイル通信のオフロードの役割を担っていた		
	り、携帯端末のアップデートの通信を担っていることから、固定回線は、モバイル回線に対して補完的で		
	もあります。このことから、新しい支援の仕組み検討に際しては、電波利用料などの制度からの負担も考		

える必要があると考えます。

報告書に書かれているように条件不利地域におけるブロードバンド基盤の維持は喫緊に解決すべき 課題であり、今後それらの地域の安心・安全・将来に対する希望が、遠隔医療や遠隔教育になっていく 事からもいち早く対応すべきであると考えます。

【在日米国商工会議所】

31 今後の社会、特に、Society 5.0 の発展に伴って高速インターネットは無くてはならない情報基盤であり、現行の電話に由来する交付金制度が想定していた環境を著しく超えていることから、条件不利地域に於いては、新しい支援の仕組みが必要である。

さらに新しい支援の仕組みを考えるにあたり、条件不利地域に於いては、小規模のケーブルテレビ事業者や小規模のインターネット・サービスプロバイダーによってインターネットが支えられていることが多いため、これらの事業者を生かし、地方の活性化に役立てるような新しい支援の仕組みを求めたい。さらに、新しい支援の仕組みを考える際、家庭内のWiFiに繋がっている固定回線がモバイル通信のオフロードの役割を担っていたり、携帯端末のアップデートの通信を担っていることから、固定回線は、モバイル回線に対して補完的でもある。このことから、電波利用料などの制度からの負担も考える必要がある。

報告書に書かれているように条件不利地域におけるブロードバンド基盤の維持は喫緊に解決すべき 課題であり、少子高齢化のスピードも早く、自然災害に見舞われることが多いこれらの地域の安心・安全 が、遠隔医療や遠隔教育など、情報基盤によって守られて行くことを念頭に置くべきである。

【一般社団法人コンピュータソフトウェア協会】

予算施策等を活用した支援の在り方

意見2-2-5 民設民営方式で整備を行う場合も、一般的に自治体の財政負担が大きいことから、答申案において「財政負担が大きく軽減される」との記述は不適当。

- 32 第1部第2章に関して、全体的には自治体の置かれた状況等にも配慮された案となっており賛同するが、以下の点に関しては、記載の検討をお願いしたい。
 - 1 答申(案)中に、「当面の対応」、「中長期的な制度的対応」のほか、「早急に検討に着手」などの記載がある。答申として示すことは困難なのかもしれないが、「当面」「中長期的」等は、概ねいつ頃を想定しているのか記載ができないか検討をお願いしたい。
 - 2 25頁の下から2段落目の「一般的に、3「民設民営方式」においては、民間事業者が設備の整備、維 え、実態に即した表現として次のとおり修文することといたしま

考え方2-2-5

いただいた御意見のうち1については、答申案として具体的 有な時期を一律に示すことは困難ですが、答申案の第3部に示したとおり、「当面の対応」とした事項は、総務省において迅速な対応を行うことが適当なもの、「中長期的な対応」とした事項は、取組の具体化に向けてなお検討が求められるものとしてご理解ください。

また、御意見のうち2については、いただいた御意見を踏まえ、実態に即した表現として次のとおり修文することといたしま

	持管理,更新等を担うことから,自治体等の財政負担が大きく軽減される・・・」は,記述の変更をお願い	す。(答申案 P.25)	
	したい。) (1 X 1.20)	
	0.2.、。 不採算地域の設備の整備に関しては、自治体が整備時に民間事業者に整備費及び維持管理費の	 「一般的に、③「民設民営方式」においては、民間事業者が設	
	負担をしなければ民間事業者が整備自体を行わない事が一般的であり、整備後の費用負担こそないも	備の整備、維持管理、更新等を担うことから、自治体等の維持	
	のの整備時の財政負担は未だ大きく、場合によっては整備費より多額の負担が必要なこともあり、「大き	管理等に係る財政負担が 大きく 軽減される ほか ことに加えて、	
	く軽減される の表現は適当でないと考える。	災害時における柔軟かつ迅速な復旧対応、効率的な整備・運	
	また、民設民営方式で整備を行う場合に民間事業者に負担金を支払う自治体等への財政支援等に	営が図られることが期待される。」	
	ついても言及できないか検討をお願いしたい。	an a should mind how.	
	【鹿児島県情報政策課】	なお、民設民営方式で整備を行う際の財政支援も含め、自治	
		体等に対する財政支援等のあり方については、多様な関係者	
		の意見を踏まえながら、総務省において検討を進めていくこと	
		が適当と考えます。	
意見	1 2-2-6 なお民間事業者の参画が見込めない場合について、無線や衛星等の活用を含めたより合	考え方2-2-6	
理	間的なサービス提供手段への転換等、多面的な取組を講ずる方向性に賛同。		
33	無線や衛星等の活用を含めたより合理的なサービス提供手段への転換等、多面的な取組を講ずるこ	賛同の御意見として承ります。	無
	とが示されたことに賛同いたします。		
	ブロードバンドサービスの整備済みエリアにおいて、基盤の維持・更新等に大きな役割を担う自治体		
	に大きな財政的負担が生じていることが指摘されていますが、コスト面を含めたより合理的なサービス提		
	供手段への転換は、自治体の財政的負担の軽減につながるとともに、予算措置等による機動的な支		
	援、中長期的な制度的対応においても、公的資金による負担の軽減につながり得ると考えます。		
	今後の専門的・集中的な検討においては、自治体による合理的なサービス提供手段への転換が積		
	極的に行われるための取組みについても検討いただくことを要望いたします。		
	【スカパーJSAT 株式会社】		
ブロ	ードバンドサービスを基礎的電気通信役務の対象に位置付けることを見据えた制度的検討		
交付	 金制度の在り方		
意見	12-2-7 交付金による支援対象とすべき地域について、民間の努力ではサービス提供が困難な非競	考え方2-2-7	
手	ナエリアに限定する方向性に賛同。		
34	仮にブロードバンドサービスをユニバーサルサービス制度の対象とする場合、既に複数事業者がブ	賛同の御意見として承ります。	無
	ロードバンドサービスを提供し市場競争を通じてサービスが確保されている競争エリアではなく、民間の	なお、役務提供範囲が広域にまたがることにより内部相互補	
	努力ではサービス提供が困難な非競争エリアに支援対象を限定する方向性に賛同します。	助が可能な事業者を交付金の支援対象とすべきかという点に	

	支援対象エリアでサービスを提供している主体については、採算エリアとの内部相互補助により、支	ついては、いただいた御意見も参考に、交付金の増大による国	
	援対象エリアでの赤字を補填している事業者も想定されますが、これらの事業者を「事業の継続が困	民経済への負担等との関係を考慮しつつ、今後、検討されるこ	
	難な事業者」に該当しないとして支援対象から除外する場合、民間事業者がその経営判断により自主	とが適当と考えます。	
	的に 非競争エリアにおけるサービス提供の 担い手となっていくインセンティブが働かず、ブロードバ		
	ンドサービス 基盤の維持・拡大に支障をきたすことになるものと考えます。		
	したがって、支援対象とすべき主体 については、「 提供地域毎に当該地域 における事業が赤字で		
	ある ことにより、当該地域でのサービス提供の継続が困難な 事業者」とし、その支援内容は採算エリア		
	との内部相互補助を前提とした仕組みではなく、支援対象エリア毎の不採算が完全補填される仕組み		
	とすることが必須であると考えます。		
	【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】		
意見	 2-2-8 ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドサービスは、固定・無線を問わず、様々な技	考え方2-2-8	
徘	f方式の中で最適なものを事業者が自由に選択して提供できるようにすべき。		
35	仮にブロードバンドサービスをユニバーサルサービス制度の対象とする場合、ブロードバンドサービ	技術方式については、いただいた御意見も参考に、ユニバー	無
	スは、固定電話とは異なり、サービス開始当初から競争環境下において多様な主体により提供されてい	サルサービスとしての品質水準等の在り方、我が国における	
	る等、その歴史的な背景やサービス提供の実態等が大きく異なること、また、技術中立的かつ経済合理	FTTH の整備状況等を考慮しつつ、今後、検討されることが適	
	的な観点から、固定・無線を問わず、様々な技術方式の中で最適なものを提供主体が自由に選択でき	当と考えます。	
	るようにすべきと考えます。		
	【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】		
意見	1 2-2-9 ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドサービスについて、NTT 東西にのみラストリゾ	考え方2-2-9	
_	-ト事業者の責務を課すべきではない。		
36	基盤整備等の在り方検討 WG において KDDI より、ブロードバンドサービスがユニバーサルサービス	ラストリゾートに関する論点は、新たなサービスの利用可能	無
	制度の対象となった場合、公社時代の資産を継承していること等を理由に当社に役務提供義務を課す	性を確保するための制度の在り方を検討する上で重要なもの	
	べきとの見解が示されましたが、最終答申(案)に記載されているとおり、ブロードバンド・ネットワークは	であり、今後、多様な関係者の意見を踏まえながら検討される	
	民営化後に整備が開始され、いまだ整備途上にあることに加え、継承した線路敷設基盤や固定電話に	ことが適当と考えます。	
	係る電気通信設備については既にオープン化し、他事業者も当社と同等の条件で利用することが可能		
	となっており、当社にのみラストリゾート事業者の責務を課すことは適切でないと考えます。		
	【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】		

意見2-2-10 電電公社から承継した線路敷設基盤等の上に NTT 東西のブロードバンド・ネットワーク	クが
構築されていることを踏まえ、ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドサービスについて、NTT I	東西
が負うべき責務の在り方を検討すべき。	

考え方2-2-10

37 「NTTに対して、不採算地域における役務提供を確保する、いわゆるラストリゾート事業者の責務を課すことについて検討が必要との意見があった点については、ブロードバンド・ネットワークは電電公社の民営化後に整備が開始され、いまだ整備途上にあること等も踏まえ、慎重な検討を要する。」との考えについては、NTT東・西が、独占的な地位と安定的な財源に基づいて全国ネットワークを整備した電電公社から局舎・電柱・管路・とう道等の線路敷設基盤や加入電話の顧客基盤の全てを承継し、それら線路敷設基盤や顧客基盤の上に、光ファイバ等のブロードバンド・ネットワークが構築されている点を踏まえたうえで、NTT東・西の負うべき責務の在り方を検討することが必要です。

考え方2-2-9のとおりです。

ラストリゾート事業者の責務がないまま、省令改正によりユニバーサルサービスの対象にブロードバンドを追加したとしても、現行の電気通信事業法では、提供事業者が自らの経営判断で業務区域を選択可能で、退出も自由な制度となっていることから、ブロードバンドのあまねく提供が担保されず、ユニバーサルサービスとしては不適切であると考えます。

ブロードバンドを国民生活に不可欠な通信サービスとしてユニバーサルサービスに指定するのであれば、公共的役割を担う政府出資の特殊法人であるNTT東・西に、NTT法でラストリゾート事業者の責務を課したうえで、実施すべきと考えます。

【KDDI 株式会社】

意見2-2-11 条件不利地域のサービス提供事業者は、事業規模自体が小さいこと等を踏まえ、大企業と同じような制度設計の負担を交付金その他の財政支援の条件とすべきではない。

現状のユニバーサルサービス制度は、固定電話サービスをNTT東西殿があまねく提供する義務を 負う一方、所用の支援を受けるにあたっては必要となる額の算出のために NTT 東西殿は会計整理義 務等の厳格な対応を求められる制度となっていると認識しております。

零細なケーブルテレビ事業者のみがブロードバンドサービスを提供しているようなルーラル地域が存在するとされておりますが、でブロードバンドサービスを現在と同じような制度で行い当該ケーブルテレビ事業者が提供義務を負った場合、NTT東西殿が現在課されている会計整理等と同様のことを行うこととなり業務的な負荷は非常に大きいものと考えられます。そうした場合の実効性なども含め慎重な検討が必要と考えます。

【株式会社ジュピターテレコム】

39 条件不利地域でブロードバンドサービスを提供している事業者は、その敷設・維持管理・設備更新に 安定的なサービス提供のための交付金その他の財政的支援を受けられるよう配慮がなされるべきで

考え方2-2-11

答申案に示したとおり、ブロードバンドサービスの役務提供主体は区々であることから、現行のユニバーサルサービス制度の規律を一律に適用した場合、必要以上の規制となる可能性があり、事業者の経済活動に大きな影響を与えるおそれがあります。

これらの規律の在り方については、いただいた御意見も参考 に、利用者利益等の確保の観点を考慮しつつ、今後、検討され ることが適当と考えます。 す。ただし、条件不利地域において、事業者が複数いることは経済合理性に欠けるため、事業統合や 機能分離統合などを出来る限り図るべきであると考えます。

条件不利地域の事業者は、その事業規模自体が小さく、また社会的な責任もあり、経営効率だけで 事業を進めることができないため、非効率な経営実態となっている現状もあります。また、それらの企業 は事業を細かく分類して地域・事業別損益の算出や詳細な会計処理をすることが難しい部分もあること から、大企業と同じような制度設計の負担を交付金その他の財政支援の条件とすべきではありません。

【在日米国商工会議所】

条件不利地域でブロードバンドサービスを行なっている事業者はその敷設・維持管理・設備更新に 安定的なサービス提供の為、国から技術的ノウハウやベストプラクティスの提供、交付金、その他の財政 的支援を受けるべきである。

条件不利地域の事業者は、その事業自体が小さく、また社会的な責任もあり、自治体が関与している ことも多い。なので、経営効率だけを指標にして、事業を進められない。

また、それらの事業者に事業を細かく地域・事業別損益の算出や詳細な会計処理を求めるのは、人 的にもノウハウ的にも難しい部分もあり、大企業と同じように制度設計の負担を交付金その他の財政支 援の条件とすべきではない。

【一般社団法人コンピュータソフトウェア協会】

負担金の拠出の在り方

意見2-2-12 交付金及び負担金を最小限にすることを明確化するため、答申案に追記すべき。

基礎的電気通信役務に係る交付金制度は、本来は公正競争の下で提供されるべき電気通信サービ スについて、競争が働かない部分について競争を補完するためのものです。このため、基礎的電気通 信役務に係る交付金制度の趣旨を踏まえ、公正競争環境への影響を最小限に留めるよう、交付金及び 負担金は最小限にすべきです。

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 中間答申(案)」(以下、「中間答申案」) に対する弊社意見を踏まえ、「国民経済全体に対する影響を考慮しながら検討を進める」という記載に て交付金及び負担金を最小限にするという趣旨を含むものとされたものと認識していますが、この点を より明確化するため、以下下線部を追記すべきと考えます。

「ブロードバンドサービスに関して、交付金の規模についてその額を最小限とすることを念頭に具体的 な試算を進めるとともに、その結果や上記の課題及び意見を踏まえつつ、具体化に向けた検討を行うこ とが適当である。」

【ソフトバンク株式会社】

考え方2-2-12

答申案に示したとおり、検討において国民経済全体の負担を 無 最小化する観点が重要であることは明らかですが、検討に当た り必要となる「具体的な試算」については、まずは、客観的なデ 一タに基づいて行われることが適当と考えます。

このため、本節 5.(1)③においては、「交付金における負担の 在り方については、国民経済全体に対する影響を考慮しながら 検討を進める必要があることから、(中略)交付金の規模につい て具体的な試算を進めるとともに、その結果や上記の課題及び 意見を踏まえつつ、具体化に向けた検討を行うことが適当であ る」と記載しているところであり、原案のとおりとすることが適当 と考えます。

ユ =	1二バーサルサービス制度における利用者利益の確保等に係る規律の在り方		
意見	原見2-2-13 現行制度の弾力化を図る等の見直しを行うことが適当との考え方に賛同。 考え方2-2-13		
42	仮にブロードバンドサービスをユニバーサルサービス制度の対象とする場合には、適用する規律に	考え方2-2-11 のとおりです。	無
	ついて、競争環境等を踏まえ、一定の緩和を図る方向性が示されたことに賛同いたします。なお、今		
	後、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービス制度の対象とすることを検討する場合には、現行		
	のユニバーサルサービスである加入電話とは歴史的な背景、サービス提供の実態が異なることや、現に		
	様々なプレイヤーが自由にサービスを提供している実態を考慮いただきたいと考えます。		
	【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】		

■第3章 グローバル課題への対応における政策の具体的方向性 □第1節 電気通信市場のグローバル化における利用者利益等の確保

	意 見	考え方	案の 修正 の有 無
総記			
_	13-1-1 我が国の利用者にサービスを提供する国外事業者に対しても電気通信事業法の規律を適 用することに賛同。	考え方3-1-1	
44	今後、海外の OTT プレイヤー等が、通信ネットワークの外側の世界で、ICT リソースを迅速かつ最適に利用する仕組みをサービス実装するとともに、NW サービスをも自らのサービスの一要素として取り込む動きが広がっていくと考えます。 そのような中、利用者がサービスを安心して利用できる環境を整備していくためには、「通信の秘密」等、国内で事業を展開する海外の事業者にも国内事業者と同様の規律を適用すべきであり、今回、最終答申(案)において、そうした方向性が示されたことに賛同します。 【日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】 利用者保護のためにも事業者間競争の公平性観点でも、海外プラットフォーム事業者への規律適用(イコールフッティングの確保)に賛同します。 【ソフトバンク株式会社】	賛同の御意見として承ります。	無
45	国外事業者に対しても、国内事業者と同等の規律を適用することは、イコールフッティングの確保による公正競争の促進に加え、「通信の秘密」や「利用の公平」など、利用者利益の適切な保護に資すると考えるため、賛同いたします。 【株式会社オプテージ】		
46	基本的考え方にある記述の方向性に賛同いたします。 執行管轄権の制約などの課題はあるかと思われますが、今後欧米だけでなく、アジアからもプラットフォーマーが出てくることを考えるとグローバル規模の話となるため、制度の検討は進めていくべきだと考えます。 【日本電気株式会社】		

意	13-1-2 我が国の利用者にサービスを提供する国外事業者に対しても電気通信事業法の規律を適	考え方3-1-2	
	用することに賛同。ただし、規律の適用がイノベーションを阻害しない等に留意すべき。	3,2,3	
47	5G・IoT時代には、グローバル市場において、国境を越えて国内外の通信事業者やOTT、多様な業	賛同の御意見として承ります。	無
	種のプレイヤーが、創意工夫をこらし、自由な料金・サービスを提供することで、新たな需要を刺激・創	なお、答申案に示したとおり、国外事業者に対する電気通	
	出し、産業の発展や消費者の利益に寄与することが重要となります。	信事業法の規律の適用に当たっては、国内事業者とのイコ	
	消費者保護や国内外の事業者の公平性、公正競争の観点を踏まえ、国外事業者に対しても電気通	ールフッティングの在り方について、利用者利益の保護とイ	
	信事業法の規律を適用することの検討は必要ですが、グローバル・ハーモナイゼーションを意識しつ	ノベーションの促進とのバランスを図る観点に留意しつつ、	
	つ、事業者のイノベーションを阻害することのないよう規律は最小限に留めるとともに、制度整備にあた	実効性のある方策を検討されることが適当と考えます。	
	っては、国内の事業者に対して新たな規律が及ぶことのないように留意いただきたいと考えます。		
	【KDDI 株式会社】		
48	利用者の利益保護の観点から、国内事業者と同等のサービスを提供している国外事業者に対して、		
	同等な規律を適用することについて、公正な競争環境を損なわない、かつイノベーションを阻害しないこ		
	とを前提として、賛同する。		
	【中部テレコミュニケーション株式会社】		
意見	3-1-3 国内企業と国外企業のイコールフッティングを図るため、法規制の適用・執行面での担保、	考え方3-1-3	
幸	執行力の水準等は、国内企業に対するものと同一であるべき。		
49	現行の越境経済での公正な競争環境整備の観点から、国内企業と国外企業のイコールフッティング	答申案に示したとおり、国外事業者に対する電気通信事	無
	を図ることは必要不可欠であり、喫緊の課題である。	業者の規律の適用に当たっては、執行管轄権の制約から行	
	その際に必要なことは、法規制の適用・執行面での担保、執行力の水準も国内企業向けと合わせるこ	政措置や罰則の適用に課題があることに留意した上で、そ	
	とである。また、全法令全規定で一括的に措置、担保できない場合は国内企業への適用と法執行もす	の代替となる手段も含め、規律の実効性を担保するための	
	べきでない。上記の考え方に沿って、電気通信事業法も改正の対応をすべきである。	方策を検討すべきであると考えます。頂いた御意見も踏まえ	
	なお、現状の報告書では、その意味での確認ができる内容には必ずしもなっておらず最終的な法体	つつ、今後、総務省において具体的な検討を進めることが適	
	系も見えないので、あらためてそれを明らかにしてその内容で十分かの検証をする機会があることが必	当と考えます。	
	要である。		
	【一般社団法人新経済連盟】		
意見	3-1-4 外国の OTT サービス提供者に対する「域外適用」の導入に反対。国際的な政策の調和と電	考え方3-1-4	
5	記通信事業法の規制緩和を検討すべき。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
50	在日米国商工会議所(ACCJ)は、総務省に対して、電気通信事業法をグローバルな立法の枠組みと	答申案に示したとおり、我が国の利用者の利益を適切に	無
	継続して調和させるよう要請します。総務省は、日本において設備を有し通信を媒介または用に供する	保護するため、国内事業者と同等のサービスを提供している	
	企業に対して法を適用する現在の適用を超えて、域外へ電気通信事業法の適用を拡大する意図を表	国外事業者に対しても、電気通信事業法の規律を適用する	

明しました。具体的には、総務省は、日本で電気通信設備を持たない外国の Over The Top(OTT)サービス事業者(特に、電子メールまたはメッセージサービス提供者を含む、2 者間の通信を媒介または用に供するもの)に対して、1)電気通信事業者として総務省に届出を行い、日本における現地代理人を設置すること、2)届出に基づき、「通信の秘密」(電気通信事業法第4条)、「利用者への事業の休廃止の周知義務等」(第26-4条)、および「障害発生時の事故報告義務」(第28条)等の義務付けを行うべく、電気通信事業法の域外適用を検討しています。電気通信事業法は、原則として、広範なインフラストラクチャや希少有限である電波資源を必要とする伝統的な通信事業者を規制することを目的としています。こうした規制をOTTサービス提供者に適用することは、過度に制限的となり、OTTサービス提供者のイノベーションを遅らせるおそれがあります。

慎重な検討と明確に説明された理論的根拠を有さない、電気通信事業法の域外適用は、イノベーションとデータの自由な流れを妨げ、日本政府の国際的義務と矛盾する可能性もあります。 ACCIは下記の問題について、以下のとおり提言します。

提言:

国際調和

規制の域外適用は、国際的に調和した法的枠組みではなく、特にインターネットを介して提供されるグローバルビジネスに多大な懸念とリスクをもたらします。総務省が電気通信事業法の域外適用を進めて法改正をすれば、それは望ましくない法的慣行となって保護主義的見解を持つ他の国が追従する可能性があり、日本からのサービスを含む外国企業の越境サービスに必要以上の負荷を課すこととなりかねません。ACCJは、総務省が、現地における設備を持たない企業に対して電気通信事業法の適用を域外に拡大しないよう要望します。代わりに、ACCJは、総務省が、インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話(日米インターネットエコノミーダイアログ)を含む国際フォーラムで、国境を越えた自由なデータ流通および革新的で新しい OTT サービスをグローバルに促進する政策の調和を確実にすることにより、このような懸念を解決することを促します。

日本と米国が支持する自由なデータ流通の概念および貿易ルールとの一貫性の確保

国境を越えたサービス提供の制限は、米国政府と日本政府が共同で提唱してきたデータの自由な流通の概念と矛盾しています。総務省の提案はとりわけ、最近合意された日米貿易協定(日米デジタル貿易協定を含む)の規定と相容れないものです。サービス提供者の現地代理人の設置要件を含む法改正提案は、(1)サービス貿易に関する一般協定(GATS)における内国内待遇、および(ii)内国内待遇および現地における拠点要求の禁止(TPP11の第10章(国境を超えるサービスの貿易))、を含む国際貿易

ことが適当と考えます。電気通信事業法では、いわゆる OTT サービスについても、電気通信設備を用いて他人の通信を 媒介するものであれば、電気通信事業者としての規律の適 用対象としています。

御指摘の国外事業者に係る規制の国際的調和の在り方については重要であり、各国が設ける規律が錯綜しかねないことから、答申案に示したとおり、外国規制機関との対話や多国間の枠組みの活用等を通じて、議論していくべきと考えます。

国外事業者に対する規律の実効性を担保するための方 策について、他の法令における規定も参考にしながら検討さ れることが適当であり、国内における代表者又は代理人の 指定は、その一例と考えられます。これらの者に求められる 役割は、国外事業者に対する法の執行に当たっての国内に おけるコンタクトポイントとしての機能であり、国外事業者に 国内子会社又は合弁等の特定の形態を通じたサービス提 供を要求するものではなく、また、サーバ等のコンピュータ関 連設備の設置を要求するものではないと考えられます。その 上で、国外事業者に対して国内事業者に比べて不利でない 待遇を与えるものであれば、関連する国際協定に違反する 措置ではないと考えられます。EUのGDPRや韓国の情報 通信網法といった外国の法令においても、国外事業者に対 する代理人選任義務が設けられているところです。国際協定 との整合性は重要な論点であると考えており、今後の検討 においての参考とされることが適当と考えます。

規制緩和の検討に関する御意見については、今後イノベーションと利用者利益等のバランス確保に引き続き留意した 具体的な規律の検討に当たり、参考とされることが適当と考えます。 法に違反する可能性があります。日本がデータの自由な流通の促進と国際貿易ルールの尊重を目指す 政策を促進しようとしている中、総務省は今般の提案が国境を越えたサービスとデータの流通を制限す るリスクを慎重に検討すべきであると ACCJ は考えます。

イコール・フッティングのための規制緩和の検討

ます。

総務省は、既存の規定を新しい企業に適用するのではなく、現在の電気通信事業法を見直し、規制 緩和を検討する必要があるとACCJは考えます。総務省はまた、法律の実質を見直し、規制について域 外および国内で適用することが実際に必要かどうかを判断しその範囲を再評価する必要があります。電 気通信事業法の規定と要件をOTTに適用する場合に、それが不必要、不合理、または時代遅れであ るような場合には、総務省は、国際基準に沿って、国内事業者・外国事業者の双方にとって負担の多い 制限を緩和し、電気通信事業法を合理的、実用的および柔軟な要件に修正することにより、イコール・フッティングを確保することを検討すべきです。

【在日米国商工会議所】

意見3-1-5 メッセージアプリに適用されうるルールについて、欧州電子通信コードの内容を考慮し、国際的な調和を追求するべき。

当社は、オンラインメッセージアプリケーション(「メッセージアプリ」)の適切な規制の枠組みについて、総務省との対話を歓迎します。 当社は、そのような規制が必要と考えられる範囲で、当該規制が、国際的に調和され、目的に適っており、合理的であることを奨励します。また、メッセージアプリの機能と性質に応じて、電気通信事業者に対する規制以外の法規制が適用されうることを認識しています。当社は、メッセージアプリに適用されうるルールの国際的な調和を追求するという総務省の提案を強く支持し

国際的調和を確保することは、特に、小規模事業者にとって有害であり、また消費者にとっての新規かつ革新的なサービスの成長や拡大を抑制する可能性がある、一貫性のない規制を防ぐことにつながります。また、当社は、国際的に調和しない一方的な行為が、他の国が倣う相互の規制の先例になる可能性があることも懸念しています。これは、日本の企業が国境を越えて拡大しようとする障壁を高めることにつながります。

当社は、国際的な規制の調和の観点から、欧州連合における新たな電気通信の枠組みである、欧州電子通信コード(EECC)の内容を考慮することを総務省に要望いたします。(注1)

注1:EU 指令 2018/1972、欧州電子通信コードの制定、第 1 条(2018)を参照 https://eurlex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018L1972&from=EN EECC の中心的な「目的」の 1 つは、電子通信サービスおよびネットワークの規制のための調和およ

考え方3-1-5

国際的調和の在り方については、考え方3-1-4のとおりです。

26

び簡素化された枠組みの達成です。これは、加盟国レベルでは十分に達成できず、行動の規模および効果の大きさにより、連合レベル(注2)でよりよく達成されます。

注2:EECC 前文 323 参照。

さらに、EECC は、従来の電気通信事業者とメッセージアプリの提供者の根本的な技術的および運用上の違いを適切に考慮し、公衆電話網と相互接続しないメッセージアプリに対して、より緩和された規制を適用します(一般的な政府による承認さえも必要としません)。多くの EU 加盟国政府は、改革プロセスにおいて、通信事業に対する規制をメッセージアプリに拡張することを警告し、代わりに、従来の通信事業者に対する規制を緩和する機会として検討することを推奨しました。(注3)

従来の電気通信事業者の規制枠組みの要素はもはや関連性や必要性がなくなる可能性があります。 規制を慎重に緩和することにより、既存の事業者のコストを削減し、新規参入者を呼び込み、市場のすべての参加者による投資を増やすことができます。

注3:たとえば、通信法の改革に関する欧州委員会(EC)への共同書簡で、欧州 10 か国の政府は、オンラインアプリに規制を「自動的に拡張」することを警告し、欧州委員会(EC)に「従来の通信サービスの規制緩和を検討する」よう促しました。」(ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、アイルランド、フィンランド、リトアニア、ポーランド、スウェーデン、英国からの欧州委員会 Ansip 副議長および Oettinger 委員への共同書簡 P1-2(2016)を参照。

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/49 6221/Joint_letter_to_the_Commission_270116_Electronic_Communications_Framework_Review.pdf)。同様に、北欧の国家規制当局は、オンラインサービスの「規制に対する慎重なアプローチ」を推奨し、「既存の規制を簡素化、近代化、および軽量化する可能性を追求する必要があります。」としています。(北欧NRAの視点(2016年7月4日)を参照 https://www.pts.se/globalassets/startpage/dokument/icke-legala-dokument/rapporter/2016/internet/dsm-nordic-viewpoints-july2016.pdf)。

[Facebook, Inc.]

意見3-1-6 「域外適用」の導入よりも、国際的枠組みの発展を支援するべき。また、「域外適用」の対象範囲となる事業者及びサービスを明確化すべき。

BSA 会員企業は、最新のデータ分析、機械学習及び IoT (Internet of Things)等、データ主導イノベーションの最前線におり、日本市場に多大な投資を行い、BSA 会員企業提供の製品やサービスの利便性を日本の多くの企業や消費者が享受し、日本経済を支えていることを誇りに思っております。このことから、BSA は、最終答申及びこれが BSA 会員企業と技術分野全般に及ぼし得る影響について強い関心を持っています。

私どもは利用者保護と競争促進という貴省の目標を支持しておりますが、最終答申において提案され

考え方3-1-6

国外事業者に対する電気通信事業法の規律の適用の必要性及び国際的調和の在り方については、考え方3-1-4のとおりです。

また、適用対象となる事業者の範囲については、答申案に示したとおり、「電気通信事業法を適用する国外事業者の範囲については、その提供するサービスが国内の利用者に

た事項を今後検討するにあたり、私どもは、前回中間答申に対して提出した意見を再度強調するととも に、以下に記す見解と懸念を考慮していただくよう要望します。

最終答申では、日本国内に電気通信設備を有さない国外事業者に対して、電気通信事業法の適用を拡大し、「通信の秘密の保護」、「不当な差別的取り扱いの禁止」、「障害発生時の事故報告」、「電気通信事業の休廃止の周知」を義務づけることを検討すべきとしています。また、最終答申では、これらの義務を国外事業者に課すにあたり、電気通信事業法において新たな仕組みを検討すべきであるとしています。

最終答申では、同時に、事業者のグローバル展開を促進するために、国際的調和に向けた取り組みの重要性にも適切に言及しています。我々は、最終答申で提案されている電気通信事業法の域外適用が行われれば、当該目的が損なわれるリスクが生じ、むしろ、ソフトウェアを介したサービスを国境を越えて提供している事業者にとって、法や規律の国家間分断という状況もたらすことを懸念しています。このようなアプローチは、他国が日本企業に自国の法を課すことを助長することにもなりかねず、利用者保護の強化にはならず、市場において企業と消費者双方の混乱をまねき、グローバル市場で事業展開している多国籍プラットフォーム事業者にとっては法的義務の不一致という状況をもたらすことになります。

従って、我々は貴省が電気通信事業法における義務を世界中で適用させることに努めるのでなく、企業と共に既存また今後のベストプラクティスを活かし、消費者保護とデジタル経済への信頼性を高めることに取り組むことを求めます。この目的を効果的に達成し、懸念を解消するために、「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話」を含む、国際会合の場を活用すべきです。国内また国際的ソフトウェア・サービス事業者の意見を取り入れることで、自由な越境データ移転や革新的で新しいソフトウェア・サービスを世界的に促進する政策に関し、国際的調和を確保することが可能になります。

また、ステークホルダーと協働しながら、検討されている電気通信事業法改正や域外適用の対象範囲となる事業者およびサービスを明確化してくことを推奨します。ソフトウェア事業者が異なれば、消費者にとってのリスクも異なります。クラウドサービス事業者(以下、CSPと言います。)等企業向けサービス事業者は、最先端のセキュリティ技術や手順に投資しており、消費者と直接やり取りしているコントローラー(管理者)である企業顧客の指示に従ってプロセッサー(処理者)として事業をしております。国境を超えるサービスを提供している CSP は、個人情報を含む情報の保護に関して、顧客との契約によって約束した義務を果たしています。そして、CSP および CSP と企業顧客間の契約は、既に個人情報保護法のような個人データに関する保護法に準拠しています。従って、クラウドコンピューティングサービス事業者のような、企業向けのソフトウェアを介したサービスは電気通信事業法の域外適用から明確に除外することを求めます。

【BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス】

与える影響にも留意しつつ、適用対象としている国内事業者 の範囲との整合性の観点を踏まえて、明確化を計るべき」と されており、いただいた御意見は、今後の検討において参考 とされることが適当と考えます。

滴	用を検討すべき電気通信事業法の規律		
意.	記されず、ともなどには予念ながれて 記3-1-7 「通信の秘密」の要件は諸外国に例がなく、その範囲も必ずしも明確でないため、現行の規 制を外国事業者に適用するべきではない。	考え方3-1-7	
53	「通信の秘密」の要求 電気通信事業法第4条の「通信の秘密」は、プライバシー保護と比較してより広い概念であり、その適用は、総務省により裁量的に実施されてきました。i)「通信の秘密」要件はガラパゴスのようなものであり、他のどの国にもそのような要件がないこと、ii)「通信の秘密」の範囲は必ずしも明確ではないこと、が一般的な理解ですが、総務省は、実質的な域外適用の必要性やその範囲を検証することなく、また、現行の規制下でどのように執行するかを明確にすることなく、当該規制を外国事業者に適用しようとしています。 【在日米国商工会議所】 当社は、本意見募集手続において、在日米国商工会議所によって提起された、電気通信事業法の域外適用(特に国際的な調和の欠如、および「通信の秘密」の要件に関する明確性の欠如)に関する懸念に同意します(在日米国商工会議所提出意見(11月22日付)のうち、電気通信事業法の域外適用に関する部分)。	EUのeプライバシー指令及びeプライバシー規則(案)や 韓国の情報通信網法をはじめ通信の秘密の保護に類する 規律は諸外国にも存在し、我が国では「電気通信事業にお ける個人情報保護に関するガイドライン」において、通信の 秘密の要件や範囲に関する考え方が示されていることから、 前段の御指摘は当たらないと考えます。 なお、国外事業者に対する電気通信事業法の規律の適 用の必要性については、考え方3-1-4のとおりです。	無
+8 1	【Facebook, Inc.】		
意.	聿の適用対象となる事業者 見3−1−8 OTT 規制の「域外適用」は世界的に珍しい法的手段であり、国際的な調和なしに行われるこ とに反対。	考え方3-1-8	
55	OTT 規制の域外適用は、世界的に珍しい法的手段です。総務省は、現地における設備を持つ事業 体向けに特別に整備され、また、OTT サービスには適合しない電気通信事業法下の義務を域外に適	国外事業者に対する電気通信事業法の規律の適用の必要性及び国際的調和の在り方については、考え方3-1-4	無

用し、現地における設備を有さない外国の OTT サービス提供者に対しても義務を適用しようとしていま す。これには、現地における代表者の設置、2)電気通信事業者の届出に基づく「通信の秘密」(電気通 信事業法第4条)、「利用者への事業の休廃止の周知義務等」(第26-4条)、および「障害発生時の事 故報告義務」(第28条)が含まれます。これらの各点について懸念がありますが、届出・登録義務および 現地における代理人の設置義務は、米国産業の事業に体系的な影響を及ぼします。米国においては、 日本のインターネットサービスが届出や登録をする必要はありません。総務省が日本とやや類似した市 場と見なしている韓国でさえ、無料の付加価値サービスは規制の要件から除外されています。総務省の ワーキング・グループでも、メンバーの数名が、日本の「ガラパゴスのような」規制(他のどの国にもそのよ うな規制がないことを意味する)が、国際的な調和なしに域外に適用されることに反対しています。ACCI

のとおりです。

は、総務省の提案が以下の日本政府の国際的義務と矛盾する可能性があることを、総務省が慎重に検討するよう要請します。

【在日米国商工会議所】

規律の実効性の確保

意見3-1-9 サービス提供者に対して現地代表者の設置を要求することは、国際協定等に違反する可能性がある。

CPTPP 協定 10.6 条は、「締約国が他の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の領域において、代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを要求してはならない」旨規定しております(いわゆる「拠点設置要求の禁止」)。附属書 II の日本国の表では、日本が上記義務に適合しない措置を将来採用することができる分野が記載されており(包括的留保)…サービス分野については、電信サービス(telegraph を指す)…将来 10.6 条に適合しない措置を採用することができることとなっております。「電信サービス」(telegraph を指す)と電気通信事業法の現行法の対象を見た場合、「telegraph」に条約上も想定されていないています。とのように、報告書は、条約との整合性という最も重要な部分について、CPTPP 協定の専門的検討・視座が反映されないまま、CPTPP 協定違反という重要な部分について、明瞭な検討結果が示されていない気がしています。報告書において CPTPP 協定との整合性について事務局・検討会の認識如何

域外適用の定めが許されるとしても、当局が外国語能力を含む法執行の遂行について十分な人員と 体制を備えなければ、結局、法令遵守の意識が高い外国企業のみが従い、法令遵守の高くない外国企 業や個人事業主は放置されてしまいます。全世界の対象となるすべての個人事業主とすべての南米か らアフリカまで全ての国の対象事業者に対して(言語も異なるだろう)どのようにリーチアウトし、どのように 実効的に法執行するのか、ご教示ください。執行不能となる蓋然性如何。

住宅宿泊事業法第61条第2項は業務改善命令について「前項の規定は、外国住宅宿泊仲介業者について準用する。この場合において、同項中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。」としています。なぜなら、外国の主権を侵害するためです。このように域外適用をしたとしても、外国の法人に対しては強制力のない「請求」しかできないのが関の山ではないでしょうか。事務局・検討会の外国法人の復する外国主権と「任意性のある請求」の限界について認識如何。

【弁護士】

データの自由な流通および貿易協定の概念と矛盾する現地代表者設置の要件 サービス提供者に対する現地代表者設置の要件は、(i)サービスの貿易に関する一般協定(GATS) 考え方3-1-9

国外事業者に対する規律の実効性を担保するための方 策については、考え方3-1-4のとおりです。

法執行の実効性に関する御意見については、答申案に示したとおり、「電気通信事業法を適用する国外事業者の範囲については、その提供するサービスが国内の利用者に与える影響にも留意しつつ、適用対象としている国内事業者の範囲との整合性の観点を踏まえて、明確化を計るべき」とされており、法執行の体制面に関するものも含め、いただいた御意見は、今後の検討において参考とされることが適当と考えます。

外国の主権との関係に関する御意見については、答申案に示したとおり、国外事業者に対する電気通信事業者の規律の適用に当たっては、執行管轄権の制約から行政措置や罰則の適用に課題があることに留意した上で、その代替となる手段も含め、規律の実効性を担保するための方策を検討すべきであると考えます。例えば、国外事業者が国内における代表者又は代理人の指定を行った場合、これらの者に対して送達を行うことにより、業務改善命令等は可能と考えられます。

国外事業者に対する規律の実効性を担保するための方 策については、考え方3-1-4のとおりです。

57

30

【在日米国商工会議所】
す。
国民待遇(10.3条)または現地における拠点(第10.6条)に関するルールに違反する可能性もありま
扱いは、GATS 第 17 条の違反として解釈されえます。現地代表者設置の要件は、TPP11 に基づく、内
地代理人を持つことを求めることは、外国企業にとって不利な取り扱いになります。このような差別的な
の国籍または居住要件です。電気通信事業法が、外国のサービス提供者に対して、日本に居住する現
ありませんが、第17条に関連する約束表の制限として説明されている1つの例は、役員および取締役
に違反する可能性があります。内国民待遇(GATS 第 17 条)には禁止されている行動の完全なリストは
における内国民待遇、および(ii)TPP11における内国民待遇および現地における拠点設置要求の禁止

■第3章 グローバル課題への対応における政策の具体的方向性 □第2節 ネットワーク仮想化等の技術革新への対応

意	見3-2-1 仮想化技術をはじめとする革新的技術の活用を促進するための政策的対応が求めら	考え方3-2-1	
1	れるという考え方に賛同。		
58	革新的な技術の活用による新たなサービスを促進するための政策的対応を推進するという方向性に	賛同の御意見として承ります。	無
	賛同いたします。	なお、いただいた御意見は、今後の検討において参考とさ	
	特に、ネットワークのクラウドネイティブ化等により、用途や需要に応じた、従来よりも多様なサービスや	れることが適当と考えます。	
	料金体系が提供されることが想定されるため、エンドユーザーや企業ユーザー等の利用者が、サービス		
	の内容やその対価を理解し、適切に選択できるような配慮が重要となります。そのため、利用者のスキル		
	やリテラシーの向上を図る取組みに加え、利用者がサービスを選択するための十分かつ分かりやすい		
	情報提供を促す取組みの検討が必要と考えます。		
	【富士通株式会社】		
意	見3-2-2 仮想化技術を通じてネットワークやサービスの担い手が極めて多様化すること等を踏	考え方3-2-2	
7	まえ、新たな責任分界の考え方を検討することに賛同。		
59	新たなネットワーク環境にあった要件の検討、責任分界の検討を行うことに賛同します。	賛同の御意見として承ります。	無
	また、ネットワークの機能を扱う事業者については、事業者の信頼性や技術的能力を確保する観点か	なお、いただいた御意見は、今後の検討において参考とさ	
	ら、電気通信事業者に類する一定の認定制度のようなものや、ネットワークのオープン性の在り方の検	れることが適当と考えます。	
	討も必要かと思います。		
	またサービス事業者が、自身のサービスを同一品質でエンドユーザに提供するため、複数事業者の		
	ネットワークをまたいだ利用も可能となるような環境整備検討と合わせて制度の検討も必要と考えます。		
	【日本電気株式会社】		
意	見3-2-3 より柔軟なネットワーク利用を可能とする機能について、API のオープン化や標準化等	考え方3-2-3	
7	を進めるべき。		
60	「機能」の利用については、事業者毎のニーズが異なるため本来は事業者間の協議に委ねられるべ	基本的に賛同の御意見として承ります。	無
	きですが、柔軟なネットワーク利用が実現可能な仮想化技術等においては、その提供形態に多様な選	なお、いただいた御意見は、今後の検討において参考とさ	
	択肢があるが故に、提供形態・提供条件が複雑なものとなり交渉が長期化するなどの事態が懸念されま	れることが適当と考えます。	
	す。		
	このような事態を避けるためには、まずは必要性・重要性の高い機能について、標準的な提供形態		
	を整理することが有用であると考えます。		

【ソフトバンク株式会社】

61 報告書案で記載のように、近い将来に進展が予想されるネットワーク・オーケストレーション機能やネットワーク・スライシング機能等、より柔軟なネットワーク利用を可能とする機能については、様々な事業者が活用すると考えます。

利用事業者は新サービスの利用に際して選択面で混乱を生ずることなくサービスを受け入れられる上、その後の円滑なサービスの利用促進に繋げるため、API等の標準化は必要な解決策であると考えます。

また、ネットワーク利用事業者は、規模の大きな事業者だけではなく、規模の小さな事業者にとって、当該機能に対し競争上公平な技術活用が可能になるように、その機能ごとにオープンな議論のもと標準化を推し進めていただきたいと希望します。

【一般社団法人テレコムサービス協会】

意見3-2-4 電気通信設備の構築におけるクラウド利用に関する考え方の整理が必要。

62 ネットワーク仮想化に伴い、ネットワークの外部からクラウド等を通じてネットワークの管理・運用を担う 等の機能を活用するケースが想定され、IP ネットワーク設備委員会においても、パブリッククラウドの利用を意識した検討がなされています。今後、クラウドの利用はますます促進され、すでに電気通信設備 の構築に外部クラウドを利用することを表明している事業者もいるなか、そのような場合における外部主体に対する電気通信事業法の適用関係(通信の秘密にあたる情報を取り扱うことを含む)についての整理が急務と考えます。

【ソフトバンク株式会社】

考え方3-2-4

基本的に替同の御意見として承ります。

なお、答申案に示したとおり、仮想化技術をはじめとする 革新的技術の活用は、様々な価値創造を可能とするものと して促進されるべき一方で、これによるネットワーク構造等の 変化に伴い、利用者利益の確保をはじめ様々な観点から必 要なルールの適用等が求められるところ、いただいた御意 見は、今後の検討において参考とされることが適当と考えま す。

■第3章 グローバル課題への対応における政策の具体的方向性 □第3節 我が国発のイノベーション創出等に向けた環境整備

	の考え方		
	3-3-1 制度的対応の方向性として、イノベーションを阻害しないよう留意しつつ、必要なルールづく	考え ち3→3→1	
	5 3 7 前皮的対応の方向性として、イン・・フェンと個古しないより留意してり、必要なルールフ・ 5、環境変化等を踏まえた現行制度の適切な見直しを行うという考え方に賛同。	万	
63	NTT グループは、ネットワーク仮想化や IOWN 構想等の技術革新に取り組み、他の通信事業者やメ	基本的に賛同の御意見として承ります。	無
	ーカー、サービサー等と連携し、我が国の産業や社会システムにおけるデジタルトランスフォーメーショ	本本的に負回の呼息元として承りより。 	***
	- カー、ケービザー等と連携し、我が国の産業や社会ンへケムにおけるケングルドノンへフォークーショー ンを加速することで、我が国の国際競争力の強化を牽引していく考えです。その際、政府においても、		
	ンを加速することで、我が国の国际親事力の強化を挙引していて考えです。その際、政府においても、 我々のこうした取組みを後押ししていただきたいと考えます。		
1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
,	今回の最終答申(案)において、様々なルールの適用等にあたって、イノベーションを阻害しないよ		
	う、環境変化を適切に捉えた上で検討を行う必要があるとの方向性が示されたことは、適切であると考え 、、		
0	ます。		
	【日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】		
	3-3-2 賛同。さらに、イノベーション創出のためには、新たなネットワークの構築に向けてマルチス	考え方3-3-2	
テー	ークホルダーで議論すべき。		
64	この提言に賛同いたします。	賛同の御意見として承ります。	無
	加えて、新たなイノベーション創出のためには、過去のレガシィ設備への機能追加およびそれに伴う	なお、いただいた御意見は、今後の検討において参考とさ	
扌	投資に誘導するのではなく、ゼロベースで考えた 5G/IoT 化を踏まえた新たな技術動向さらに少子高齢	れることが適当と考えます。	
1	化や地方活性化といった日本の重大な課題を解決するような未来志向のための新たなネットワーク構築		
V	こ向けての議論が重要と考えます。		
	そのためには、マルチステークホルダーでの議論を行うことが必須となりますが、その際には事業提		
f	共者側での十分な事業的さらには技術的知見を有する当事者によるインプットならびに議論が必須であ		
Z	ると考えます。		
	【NGN IPoE 協議会】		
通信			
~	3-3-3 公正競争を阻害しない範囲で例外的に NTT 東西の共同調達を認めることに賛同。	考え方3-3-3	
65	イノベーションを更に促進していくために、旧来の規制を見直していくという点について、環境変化を	対応列金 3 3 3 3 3 3 3 3 3	無
	踏まえ、NTT グループの共同調達スキームの対象に NTT 持株会社・NTT 東西を加えることが認められ	気にはくをはいいとしていますの 7 0	2113
	音なん、NTIフループの共同調度パームの列家にNII N体会性・NII 米色を加えることが認められて たことに替同します。		
/	CCCで共内しよ 7 g		

	【日本電信電話株式会社】		
意見	13-3-4 NTT 東西の共同調達が認められるとされるに至った背景の変化を具体的に示すべき。	考え方3-3-4	
66	調達先ベンダのシフトについて、裏付けとなる客観的な事実・データの他、NTT 持株会社殿、NTT 東西殿とNTT グループ各社の具体的な調達額、調達額の割合(昭和63年当時及び現在のもの)といった定量的なデータ、及び「市場に与える影響は小さくなってきている」と判断された根拠となる客観的な事実・データを、本文・注釈・参考資料等で付記すべきです。 【ソフトバンク株式会社】	御指摘を踏まえ、答申案に以下のとおり注釈を追加することとします。(答申案 P.52) (注 16) NTT によれば、NTT グループ各社*1の調達額*2に占めるNTT 及び NTT 東西の調達額*2の割合は、NTTドコモ分社時(1994 年度)の約8割から2017年度には約2割まで低	有
		下するとともに、NTT 及び NTT 東西の調達額 ^{*2} も、 2017 年度には、NTT ドコモ分社時の約1割に低下している。 **1 NTT、NTT 東西、NTT コミュニケーションズ、NTT ドコモ、NTT データ、 NTT コムウェア及び NTT ファシリティーズを指す。 **2 ルータ・サーバ・伝送装置等のハードウェア、市販・開発ソフトウェア等 (携帯端末等を除く。)に係る調達額を指す。	
	13-3-5 NTT 東西の共同調達については公正競争環境の確保に相当の配慮が必要であるにも関わ	考え方3-3-5	
	らず議論不十分。仮に許容するとしても公正競争確保のための追加的措置が必要。		
67	NTTグループによる共同調達に関しては、昭和63年以降、旧NTTから分離した新会社を対象に、	御指摘を踏まえ、考え方3-3-4のとおり、答申案に注	有
	公正競争条件の整備の観点から、新会社が旧NTTの巨大な購買力を使用することのないよう、旧NTT	釈を追加することとします。	
	と新会社との間で共同調達が認められておりません。	答申案に示したとおり、資材調達を取り巻く環境が変化し	
	NTTグループ全体の調達額に占めるNTT持株会社、NTT東・西の調達額の割合自体が大きく低下	ていることや公正競争確保のための一定の規律が整備され	
	したことをもって、市場に与える影響は小さくなってきていると結論付けておりますが、	ている状況を踏まえて、NTTグループの共同調達に係るル	
	例えば、	一ルの趣旨を引き続き維持しつつも、公正競争を阻害しない	
	・仮にNTTグループ内での割合が低下していても、NTT持株会社、NTT東・西の調達額の絶対額が	範囲において例外的に共同調達を認めることは、調達コスト	
	増加していたとしたら、むしろ共同調達が行われることによる影響は大きくなっているのではないか。	の低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元が期待さ	
	・仮にNTT持株会社、NTT東・西の調達額の絶対額が減少していたとしても、調達単価が下がってい	れるとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対す	
	るだけで、調達する物量が増加していたとしたら、むしろ共同調達が行われることによる影響は大きくな	る投資の促進に資すると考えられ、これを公正競争の観点	
	っているのではないか。	のみから一律認めないことは利用者利益等を損なうもので	
	・現在NTTグループ各社において、どのような資材の調達がどれくらい行われていて、NTT持株会	あり、適当ではないと考えます。	
	社、NTT東・西を除いたグループの共同調達においてはどのような影響を市場に及ぼしているのか。	こうした考え方を踏まえて、NTTグループの共同調達を例	
	そこにNTT持株会社、NTT東・西が加わることでどのような影響を市場に及ぼすのか。	外的に認めるに当たっては、利用者への利益還元等と公正	
	・どのような資材の共同調達が行われると、公正競争環境に影響に及ぼすのか。公正競争環境に影	競争の確保とのバランスを図ることが重要と考えます。	
	響を及ぼさない共同調達とはどのようなものか。	したがって、NTTグループにおいては、公正競争を確保す	

など、本来であれば、議論をするにあたって必要な情報開示がNTTから行われたうえで、競争事業者 等利害関係のあるステークホルダーを含めて公正競争環境に及ぼす影響についての議論が必要であ り、そうした必要な情報開示・議論がなされないまま、最終答申(案)として取り纏められるのは問題があ ると考えます。

総務省においては、今後の取り扱いについて関係者の意見を踏まえて、改めて、公の場で議論・検討すべきだと考えます。

また、議論の結果、仮に共同調達が認められたとしても、公正な競争環境確保のための厳格な担保措置のないまま、共同調達は認められるべきではなく、なし崩し的にNTTグループによる共同調達が行われることのないよう、総務省においては、公正競争を阻害しない範囲について明確化すべく共同調達に係る事前審査基準や運用についてのガイドラインを定め、広く国民の意見を求めるとともに、事後においても、NTTから定期的に共同調達の運用状況やガイドラインの遵守状況等の報告を求め、公正競争に影響を及ぼしていないか検証した上で、検証結果について公表すべきと考えます。

なお、電気通信設備やその管理運営(開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。)に必要な資産、電気通信サービスの提供に必要な端末設備等の共同調達については、例えば、以下のように「NTT共通の設備仕様調達による実質的な競争事業者の排除」「強大なコスト競争力による競争事業者の排除」といった公正競争上の問題が生じるため、明確に禁止されるべきものとして事前審査基準(ガイドライン)に規定すべきです。

- ・NTT東・西及びNTTコミュニケーションズ、NTTドコモ等のNTTグループ会社(以下同じ。)が、ネットワーク構築に用いるNTT共通の設備仕様の電気通信設備を共同調達した場合、指定電気通信設備事業者であるNTT東・西及びNTTドコモとの接続において、NTTグループ内企業と競争事業者との間で公平な接続条件とならず(競争事業者が接続する場合のみ、仕様の違い等から高額な網改造料を求められる等)、実質的にNTT東・西及びNTTドコモとNTTグループ内企業間での排他的連携につながる。
- ・NTTグループ会社が、ローカル5G構築に必要な無線機等の基地局設備や端末設備を共同調達した場合、NTTグループ以外の事業者は、NTTグループの強大なコスト競争力に太刀打ちできず、ローカル5Gを担うべき地域の主体が市場から排除される。
- ・独占的な地位と安定的な財源に基づいて全国ネットワークを整備した電電公社から承継した全国規模の局舎を有するNTT東・西が、自らの局舎を活用したエッジコンピューティング事業を行うためのコンピューティングリソースを、同様にエッジコンピューティングを志向するNTTドコモやNTTコミュニケ

るための措置、他の事業者も含めた共同調達を可能とする ための措置など、電気通信事業法等における公正競争を確 保するための規律を遵守するために必要な措置を講ずるこ とにより、公正競争を確保することが求められます。

こうしたことを踏まえ、NTT グループの共同調達の実施に 当たっては、総務省において、上記の観点から必要となる措 置に関する考え方を明確化するとともに、NTTグループによ る共同調達の運用状況、NTTグループが講ずることとした措 置の実施状況等について、定期的な報告を求め、検証の結 果、公正競争に支障があると認められる場合には、日本電 信電話株式会社等に関する法律及び電気通信事業法の規 律に基づき、業務の適正化を図ることが適当と考えます。

なお、NTTグループが共同調達を実施するに当たっては、上記の考え方に則して、公正競争を阻害することがないよう、適切に実施することが求められます。

ーションズと共同調達した場合、競争事業者がNTTグループの強大なコスト競争力に太刀打ちできず、市場から排除される。

また、共同調達を行うことで、NTTドコモやNTTコミュニケーションズが、多くの局舎を有し構造的に有利なNTT東・西と、共通の設備仕様等をもって競争事業者を実質的に排除し、一体的なエッジコンピューティング事業を行うことが可能となる。

・今後のネットワーク仮想化・スライス化を踏まえれば、サーバ等の汎用設備をNTTグループ会社が 共同調達することによって、競争事業者が対抗し得ない強大なコスト競争力を発揮することが可能と なることから、公正な競争環境の確保に支障が生じる。

また、共同調達を行うことで、NTT東・西とNTTドコモ等のNTTグループのネットワーク一体化を加速し、共通の設備仕様等をもって競争事業者を実質的に排除することが可能となる。

【KDDI 株式会社】

68 最終答申案においては、NTT 東西殿の電話サービス提供における例外的な他者設備利用の許容と、NTT グループにおける例外的な共同調達の許容という2つの例外的な取り扱いを認める方向にありますが、前者と比較し後者については背景・事実の確認やこれらを踏まえた公正競争確保の観点での検討が明らかに不足しており、結果として最終答申案における記載も不十分なものとなっています。

今回、例外的な他者設備利用の許容については、各省庁等のデータ等基盤整備等の在り方検討WG 資料でも示された人口減少・過疎化等の2030年代に向けた将来的な社会構造変化に照らし、NTT 東西殿が「メタル回線の更新・再敷設や光化を行おうとした場合、極めて不経済となり、かえって全体の投資計画に支障をきたすおそれがある」(最終答申案 P.13)ことから、他者設備の利用を認める範囲を限定する他、これまでのNTT 法及びNTT の構造分離等の趣旨を踏まえて公正競争環境の確保も要件として許容することとし、これらをNTT 東西殿が満たすことを確認すべく認可制の導入が適当とされています。

一方で、例外的な共同調達の許容については、「資材調達を取り巻く環境が大きく変化し、かつては国内総合通信ベンダからの調達が大宗を占めていたものが、グローバル通信ベンダからの調達へとシフトするとともに、NTT グループ全体の調達額に占める NTT 持株会社、NTT 東西の調達額の割合自体が大きく低下し、市場に与える影響は小さくなってきている」(最終答申案 P.52)といったこれまでの状況を背景にしていますが、これらを裏付ける具体的なデータ・根拠は電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会または傘下各 WG 資料として提示がない上、NTT 持株会社殿はアクセス網の刷新を伴う IOWN 構想などで NTT グループによる一体的なネットワーク構築を行うことを発表しており、2030 年代に向けては今後 NTT 持株会社殿及び NTT 東西殿の調達が拡大することが容易に想定される見通しであるところ、他者設備利用の許容とは異なりこのような将来的な変化が考

慮されていません。

加えて、例外的な共同調達の許容は、「調達コストの低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元が期待されるとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資の促進に資する」(最終答申案 P.52)というものであり、基本的には NTT グループ殿の競争力を高めようとするものである以上、電話サービス提供における例外的な他者設備利用の許容以上に公正競争環境確保のための要件及びその担保措置が必要です。しかしながら、当該要件及び措置については、「NTT グループにおいて、公正競争を阻害しない範囲での共同調達の実施に関する方針の策定、共同調達の状況の公表等の自主的な取組を行う」(最終答申案 P.52)とされており、公正競争を阻害しないことの基準をそもそも共同調達が認められていない NTT グループ殿自身が策定することとなっており明らかに不適切です。

したがって、例外的な共同調達の許容についても、他者設備利用の許容と同様に詳細な検討がなされるべきです。具体的には、共同調達の実施に先駆け「公正競争を阻害しない範囲」等の具体的な内容や、それに基づく認可基準、報告事項等について有識者など第三者を交えた個別の研究会などで議論し、当事者である競争事業者を交えた議論を行った上で事前に定めることが必要です。

なお、仮に包括的検証の結果をもって例外的な共同調達の許容が適当との判断を下すにしても、電話サービス提供における例外的な他者設備利用の許容と比較して背景・事実の確認やこれらを踏まえた公正競争確保の観点での検討が明らかに不足していることから、最終答申案で記載の内容に加え、少なくとも以下の措置を講じていただくことが最低限必要と考えます。

- ・調達先ベンダのシフトについて、裏付けとなる客観的な事実・データの他、NTT 持株会社殿、NTT 東西殿とNTT グループ各社の具体的な調達額、調達額の割合(昭和 63 年当時及び現在のもの)といった定量的なデータ、及び「市場に与える影響は小さくなってきている」と判断された根拠となる客観的な事実・データを明らかにすること。
- ・今後の IOWN 構想などにより、NTT グループ殿の一体調達が拡大しない見込みであること、並びに将来的な調達規模の想定を明示し、公正競争を阻害する恐れがないことを示すこと。
- ・例外的な共同調達の開始前に、NTT グループ殿において「公正競争を阻害しない範囲での共同調達の実施に関する方針の策定」を行い公表するとともに、調達後は「共同調達の状況の公表」を行うこと。
- ・以上については、NTT 法第 12 条に基づく事業計画認可の要件にするとともに、最終答申案にあるとおり NTT グループ殿の「調達コストの低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元」(最終答申案 P.52)すなわち「光サービス卸料金をはじめとするサービスの低廉化」(最終答申案 P.50)及び、「希望に応じて他の事業者も含めた共同調達が行われること」(最終答申案 P.52)への期待があることから、これらの実現も共同調達の要件とすること。

・加えて、光サービス卸料金の低廉化については、重要卸役務化による効果もあり得ることから、これと分けて明確に総務省殿においてその効果を検証すること。

【ソフトバンク株式会社】

69 NTT グループの共同調達については、NTT グループの巨大な購買力により、競争環境に歪みが生じ、公正競争を阻害するおそれがあることも考えられるため、競争事業者等利害関係のあるステークホルダーを含めて、公の場で議論し、慎重に検討を進めることが必要であると考えます。

また、仮に、NTT グループの共同調達が例外的に認められる場合、総務省殿においては、公正競争環境を確保するために、以下の点を検討いただくことが必要であると考えます。

- ・「公正競争を阻害しない範囲での共同調達の実施に関する方針」については、可能な限りオープンにされるとともに、策定された方針に従い実施されえたNTTグループの共同調達が、市場に影響を与えていないか十分な検証を継続的に行っていただくこと
- ・「希望する他の事業者も含めた共同調達」について、その条件等について差別的取り扱いがないか 総務省殿で確認いただくこと

【株式会社オプテージ】

ローカル5G の普及促進に向けた制度整備

意見3-3-6 ローカル5Gの普及促進に向けた制度整備に賛同。

本答申(案)において、「公正競争上の課題に留意しつつ、ローカル 5G の普及促進に向けた適切な制度整備を行うとともに、制度整備後も、普及状況や公正競争環境への影響等をフォローアップし、必要に応じ見直しを検討することが適当である。」という考え方が示されていることに賛同する。

今後の技術・サービスの進歩、ローカル 5G の進展の程度、今後の使用周波数帯の拡充等により、より多種多様なサービスへの利用も期待出来ることから、必要に応じ制度見直しが行われることを希望する。

【中部テレコミュニケーション株式会社】

71 原案に賛同します。

ローカル 5G を地域活性に繋げる起爆剤とするためには、多くのプレイヤーが参入しやすい様、基地 局整備等に関して手続きの簡素化などの柔軟な対応が必要と考えます。

地域 BWA は手ごろな端末が登場しなかったことにより普及が困難を極めたことを踏まえ、ローカル 5G においては、それに用いることができる端末がリーズナブルな価格で提供されることが必要です。そのために政府による積極的な制度整備と推進策が期待されます。

また、地域事業者がローカル 5G は提供しても、5G(NSA)に必要な 4G は提供できないことを踏まえ、

考え方3-3-6

賛同の御意見として承ります。

なお、いただいた御意見は、今後、総務省において、ローカル5G の普及促進に向けた取組を行うに当たっての参考とすることが適当と考えます。

無

	4Gの設備を携帯電話事業者が安価に貸し出す仕組みの整備も必要と思われます。		
	【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】		
	13-3-7 ローカル5G ならではのメリットを活用して、地域の新たな需要創出や地域活性化等に貢献	考え方3-3-7	
7	randa de la companya del companya de la companya della companya		
72	通信事業者のみならず多様なプレイヤーが、ローカル5Gを通じて、他分野での新事業や新サービ	基本的に賛同の御意見として承ります。	無
	スの創出といったイノベーションに結びつけ、我が国経済の活性化を図ることで、課題の解決や国民生	なお、NTT 東西は、ローカル5G サービスの提供に当た	
	活の利便向上を実現していくことが期待されています。	り、総務省が定めるガイドライン等*に即し、公正競争の確保	
	当社としても、建物又は土地の所有者等からシステム構築を依頼された場合において、ローカル 5 G	に留意することが必要と考えます。	
	の無線局免許を取得し、高セキュリティ、柔軟な設計・制御、各エリアのお客様ニーズに応じた展開等ロ	※「ローカル 5G」の導入に係る電波法施行規則等の一部を改正する省令案	
	ーカル 5 G ならではのメリットを活用して、地域のお客様のニーズにお応えし、地域の新たな需要創出	及びローカル 5G 導入に関するガイドライン案について、令和元年 9 月 28	
	や地域活性化等に貢献していきたいと考えています。	日から同年 10 月 28 日までの間、意見募集を実施。	
	【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】		
意	13-3-8 ローカル5Gの円滑な普及促進や公正競争確保の取組を行うことを要望。	考え方3-3-8	
73	総務省殿におかれましては、ローカル5Gの利用における制度整備を行っていただく等、引き続きロ	考え方3-3-6のとおりです。	無
	ーカル5Gの円滑な普及促進に向けた取り組みを継続していただくようお願いいたします。また、ローカ		
	ル5Gの利用状況を定期的に確認いただくとともに、公正な競争を阻害するものとなっていないか注視		
	いただき、問題がある場合には、早期の解決に向けた措置を講じていただくことを要望いたします。		
	【株式会社オプテージ】		
意	・ 13-3-9 ローカル5GにおけるNTT東西とNTTドコモの連携は公正競争上の問題があるため制度的	考え方3-3-9	
ŧ	措置が必要。		
74	ローカル5Gは、地域の企業や自治体等の様々な主体が自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟に	答申案に示したとおり、ローカル5G は、そのネットワーク	無
	ネットワークを構築し利用可能とする新しい仕組みであり、地域の課題解決を始め、多様なニーズに用	の構築・運用において、携帯電話事業者等による支援や連	
	いられることが期待されています。	携が極めて重要な役割を果たすと考えられることから、公正	
	このような地域に密着した主体が、自ら地域の課題解決を行い、地域事業の活性化・地方創生を可能	競争上の課題に留意しつつ、ローカル5G の普及促進に向	
	とすることが、ローカル5Gの本来の趣旨であると考えます。	けた適切な制度整備を行うことが適当としています。	
	ー方で、ローカル5Gは、全国MNO以外であれば、独占的・市場支配的な地域通信事業者であるN	一方で、公正競争上の課題として御指摘いただいた点に	
	TT東・西であっても、電波法関係審査基準を満たせば免許が付与される制度となっています。このた	ついては、サービスの提供形態などを踏まえて個別に判断	
	め、ローカル5Gの免許付与に際しては、公正な競争環境が確保されるための担保措置が必要であると	すべきものであり、ローカル5Gにおける具体的なニーズや	
	考えます。	サービス内容が明らかになっていない現時点において、一	
		律的に規律を示すことは困難であると考えられます。	
		11 11 15 15011 City = Clored to 5 0 C 15 10 0 1 7 0	

- 1. 禁止行為規制を受けるような支配的事業者がローカル5Gの免許人として参入した場合、地域の主体の事業機会を奪ってしまうことが想定されることから、公正な競争環境確保のための担保措置なしに、NTT東・西によるローカル5Gの免許取得は認められるべきではありません。
- 2. 地域通信市場における市場支配的なNTT東・西が、移動通信市場で市場支配的なNTTドコモと連携した場合、双方の市場支配力が結合し、公正競争が機能しない、競争阻害的な市場環境になるおそれがあることから、公正な競争環境確保のための担保措置なしに、NTT東・西とNTTドコモが一体的にローカル5Gを提供することは、認められるべきではありません。

特に、NSA構成におけるアンカー利用による連携やキャリアアグリケーションによる連携は、ネットワークが一体的に使われることから、NTT東・西とNTTドコモのネットワークの一体化を招きます。市場支配的な事業者同士のネットワークが一体化すると、巨大な規模の経済が働くことで、NTTグループの強大なコスト競争力に対抗し得ない競争事業者が市場から排除され、独占的なネットワークに収れんするおそれがあることから、明確に禁止すべきです。

3. NTT東・西がローカル5Gの実質的な免許人・提供主体であるにも関わらず、グループ会社等の第三者を介して、潜脱的にNTT東・西が免許人になる場合にかかる規制(禁止行為規制、実質的な移動通信サービスの提供の禁止等)を回避した場合、NTT東・西に対して公正な競争環境確保のための担保措置を取っていたとしても、公正な競争環境の確保が困難となることから、潜脱的行為として明確に禁止すべきです。

また、②については、NTTグループ会社及び関連会社へのローカル5Gの免許付与に際して、個別にそのような行為が行われることがないかといった問題を事前に審査する仕組みが必要だと考えます。

①NTT東·西が免許人である場合の潜脱的行為

NTTコミュニケーションズ等のグループ会社やNTT東・西の依頼を受けた第三者を介して、ローカル5Gの免許人であるNTT東・西と全国MNOであるNTTドコモからそれぞれのネットワークを卸電気 通信役務等で調達して、実質的な移動通信サービスを提供すること

②NTT東・西が免許人にならない場合の潜脱的行為

NTT東・西が直接ローカル5Gの免許取得は行わず、NTT東・西を代理する形でグループ会社やNTT東・西の依頼を受けた第三者が免許人となるものの、実質的なローカル5Gの構築・提供その他一切をNTT東・西が行うこと

このため、総務省においては、ローカル5G に係る制度の 運用に当たり、いただいた御意見も参考に、NTTの移動体 通信業務の分離やNTT再編成の趣旨が形骸化しないよう適 切な対応を行うとともに、答申案に示したとおり、制度整備後 の普及状況や公正競争環境への影響等をフォローアップ し、必要に応じ見直しを検討することが適当であると考えま す。 <NTT東・西による自営等BWA利用の問題>

「ローカル5G導入に関するガイドライン案」(以下、「ローカル5Gガイドライン案」という。)において、自営BWAの免許人の範囲を、地域BWAの免許人の範囲から変更し、全国MNOの子会社等の関連企業であっても、ローカル5Gのアンカーとしてその必要最小限の範囲で構築する場合に限り、自営等BWAの免許取得が認められるとされています。

公平な競争環境の維持を図る観点から、全国MNO及び全国MNOの子会社等の関連企業が、地域BWAの免許取得を行うことは認められていないにも関わらず、自営BWAにおいては一部条件でそれが認められること、特にNTT東・西に対しても自営BWAの利用が限定的とはいえ認められることで、公平な競争環境へどのような影響があるのか、影響を踏まえてどのような免許人の範囲とすべきかについて、競争事業者等関係者を含めて、改めて、公の場で議論・検討すべきだと考えます。

そのような議論・検討を経たうえで、仮に、NTT東・西であっても、ローカル5Gのアンカーとしてその必要最小限の範囲で構築する場合に限り、自営等BWAの免許取得が認められたとしても、NTT東・西については、実質的な移動通信サービスを提供することは認められていないことから、NTT東・西が自営等BWAの免許取得を行う場合には、ローカル5Gのアンカーとしてその必要最小限の範囲で構築するものであること、及び、実質的な移動通信サービスを提供するものでないことを、技術的な担保措置を含めて厳格に事前審査を行い、事後においても検証を行うことが必要です。

例えば、NTT東・西が、ローカル5Gのアンカーとして自営等BWAを構築する場合に、ローカル5Gサービスの提供エリアを超えて、自営等BWAのみでサービス提供を行えるようなエリアを構築することは、ローカル5Gサービスを実現するための必要な最小限度の範囲を超え、ローカル5Gサービスを補完する移動通信サービスを提供するものであることから、技術的にローカル5Gサービスの提供エリアでのアンカー利用に限定する措置を講じない限り、自営等BWAの免許取得は認められるべきではありません。

また、ローカル5GがSA構成で構築できるようになった際には、自営等BWAをローカル5Gのアンカーとして利用する必要性がないことから、自営等BWAの利用は、ローカル5Gサービスを実現するために必要な最小限度の範囲に当たらず、ローカル5Gサービスを補完する移動通信サービスの提供そのものであると考えます。したがって、SA構成でローカル5Gの構築が可能になった際には、NTT東・西の自営等BWAの免許取得は、認められるべきではありません。

<ボトルネック事業者に対する規制>

NTT東・西は、全国規模で多数の光回線を保有し、ローカル5Gと自営BWAのネットワーク構築で優

位な立場にあります。

敷設済みの光回線については、第一種指定電気通信設備として接続ルールの対象になっておりますが、NTT東・西がローカル5G用に新たに整備した光回線についても、当然に接続ルールの対象として他の事業者にも開放し、参入機会の公平性を確保する措置が必要と考えます。

また、NTT東・西は、ボトルネック事業者のみが保有する営業基盤・顧客基盤の活用や、FTTHとの一体提供により、ローカル5Gサービス提供におけるユーザ獲得面で優位性があります。このため、公社時代の加入電話の顧客情報及びその延長線上にあるFTTHの顧客情報を利用する営業活動や、FTTHとローカル5Gの一体提供は認められるべきではないと考えます。

<NTT東・西が提供することを禁止される実質的な移動通信サービスの明確化>

NTT東・西は、実質的な移動通信サービスの提供が禁止されていることから、NTT東・西が提供することが認められるローカル5Gは、他社土地利用における建物又は土地内における固定通信(原則として、無線局を移動させずに利用する形態)、もしくは、自己土地利用における建物又は土地内におけるローカル5Gの提供のみだと理解しております。

そのため、以下に掲げるようなケースについては、全て実質的な移動通信サービスとしてNTT東・西が提供することは禁止されるものであると考えます。

- ○複数拠点・エリアにおいて利用可能なローカル5Gの提供
 - ・A拠点で通信するための端末を、B拠点でも通信できるようにすること
 - ・同一の免許人が構築した複数のローカル5Gエリアのいずれにおいても通信できるようにすること
- ○複数拠点・エリア間において継続的なローカル5Gの提供
- ・異なる土地(例えば100か所、所有者は同一法人)において、NTT東・西がそれぞれローカル5Gを構築。異なる土地間を跨いだ継続的なサービスの提供

<全国MNO等との連携が可能な"必要最小限度の範囲"の明確化>

SA構成によってローカル5Gの提供が可能となった際には、ローカル5Gサービスを実現するために全国MNO等との連携は必要不可欠ではなくなることから、NTT東・西が全国MNO等と連携することが可能な"必要最小限度の範囲"については、NSA構成におけるアンカー利用に限定されるべきだと考えます。

【KDDI 株式会社】

| 75 | 弊社は、最終答申案 P.53 注記 16 で指摘のある「ローカル 5G 導入に関するガイドライン案」への意見募集において、以下の意見を提出し、NTT 東西殿のローカル 5G 参入・提供には以下の公正競争上

の問題があることを指摘済みです。(「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」 弊社意見書(令和元年10月28日提出)より抜粋) したがって、最終答申案にて、総務省において実施することが適当とされた「公正競争上の課題に留 意しつつ、ローカル 5G の普及促進に向けた適切な制度整備」(最終答申案 P.53)については、弊社も 上記意見書にて指摘している通り公正競争上の懸念があることから本来はローカル 5G に係る免許取得 及び事業開始がなされる前に整備する必要があるものです。 しかしながら、今回ローカル 5G に係る制度整備は電波法上の整備を中心に実施された一方で、公 正競争上の問題については十分な議論がなされないまま「ローカル 5G 導入に関するガイドライン案」の みが策定されており不適切なものと考えます。 雷気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会の下では、次世代競 争ルール検討 WG(第3回)・グローバル課題検討 WG(第4回)合同会合(2019年9月11日開催)の 場のみにおいてヒアリング及び議論がされ、最終答申案にも記載されましたが、当初の諮問事項ではな く、本来は個別に十分な議論を実施すべきものと考えます。 これを踏まえ、「公正競争上の課題に留意しつつ、ローカル 5G の普及促進に向けた適切な制度整 備」(最終答申案 P.53)について、関係事業者等を交えた議論の場を設置し、ローカル 5G に係る免許 取得及び事業開始の前に制度整備を実施すべきです。 ローカル 5G に係る免許取得及び事業開始については、この制度整備が実施されるまで延期すべき と考えますが、仮にローカル 5G に係る免許取得及び事業開始が先になる場合には、溯及適用を実施 することを明示すべきです。 【ソフトバンク株式会社】 意見3-3-10 ローカル5G 事業者においてもフレキシブルファイバのニーズが高まると想定されるため、 考え方3-3-10 フレキシブルファイバに関する制度的措置を進めるべき。 移動体通信事業を営む MNO が、NTT 東西会社の未だサービスとして提供されていないエリアに基 考え方4-2-3のとおりです。 地局用の光ファイバを提供する場合、MNO はそのエリア(光ファイバが提供されているエリア外となって いるエリア)の基地局設備として NTT 東西会社からフレキシブルファイバという名で光ファイバの提供を 受けています。 一方近い将来、ローカル5G が ICT 市場に普及し一連の IoT サービスと結びついてアクセス部分を 担うということが今後十分に考えられます。その際、今までは人の密度を考慮して構築されてきたネットワ 一クとは異なり、ものの密度を考慮して構築するネットワークが必要となります。 そのため、人の密度を考慮したネットワークのエリア外となっていた場所への光ファイバの調達を考え

た場合、MNO 以外にも当該フレキシブルファイバを活用したいという要望は、通信事業者をはじめとし

た様々な事業者から出てくるものと思われます。

速やかなフレキシブルファイバの制度的措置を望むと共に、その卸役務については提供のためのガイドライン及び公正競争が成り立つような接続に準じた制度規制が必要と感じており、その導入及び構築を要望するものです。

【一般社団法人テレコムサービス協会】

IoT の進展を踏まえた禁止行為規制等の適切な運用

意見3-3-11 通信モジュールの範囲について実態等を踏まえた整理を図ることに賛同。

7 「通信モジュールの範囲について実態等を踏まえた整理を図ることが適当」とされたことに賛同しませ

今後、5Gと異業種の製品・サービスの融合によるグローバル展開が期待され、「通信モジュール」の 形態や用途の更なる多様化が想定されるところであり、禁止行為規制(法30条3項)に加え、卸契約届 出制(法38条の2)の運用も含めて、IoT分野の進展が反映された適切なものとなるよう「通信モジュール」の範囲を整理いただきたいと考えます。また、新たなIoT機器を検討・開発する際にその該非が分かり易く、予見性が確保されるよう整理をお願いします。

当社は、従前どおり公正競争ルールを遵守し、IoT分野における事業者間連携の推進等により、イノベーション創出に取り組むことで、日本の国際競争力強化に貢献していく考えです。

【株式会社NTTドコモ】

意見3-3-12 通信モジュールビジネスにおいてNTTグループ内の連携が進展するおそれがあるため、通信モジュールの範囲を整理した場合の公正競争環境への影響等について議論が必要。

78 平成26年の「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」情報通信審議会答申では、「多様な産業におけるICT基盤の利活用のためには、ICTと様々な異業種との連携が鍵となるため、公正競争に支障がない範囲内で支配的事業者規制を見直し、イノベーションを促進することにより、新事業・新サービスの創出を図る。」という趣旨の下、NTTドコモの禁止行為規制(不当な優遇禁止の対象事業者)の緩和が行われました。

具体的には、「固有の付加機能を実装することで多様なサービス形態を実現するM2M型(モジュール系)を提供する異業種のMVNOにとっては、より柔軟に卸電気通信役務の提供を禁止行為規制の適用事業者から受けることが可能となるため、異業種のMVNOとの多様な連携を通じた多彩なM2M型サービスの実現にも資する」ことが緩和の趣旨として挙げられています。

本来、NTTグループ以外の異業種によるモジュール系MVNOの参入促進を図ることが期待されていましたが、実際の制度化においては、異業種は元より、NTTグループ内の事業者であっても、通信モ

考え方3-3-11

賛同の御意見として承ります。

なお、いただいた御意見は、今後、総務省において、通信 モジュールの範囲について実態等を踏まえた整理を図るに 当たっての参考とすることが適当と考えます。

考え方3-3-12

総務省「電気通信事業分野における市場検証(平成30年度)年次レポート」において、移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響について検証が行われており、検証の結果、「NTTドコモ及びその競争事業者からは、禁止行為規制の緩和によって競争上の弊害が生じているといった指摘はみられなかった」ほか、「2018年度末時点における通信モジュールの卸契約数(契約数3万以上のMVNOに係るもの)におけるNTTドコモのシェアをみると、KDDIやソフトバンクと比較して極めて小さい」こと等を踏まえ、「NTTドコモの市場支配力が強化されたことがうかがえる事情は認められない。」としています。また、電気通信市場検証会議(第10回)

ジュールのみを提供する事業者については、その契約数の規模に関わらず、NTTドコモの特定関係法人に指定されることがありません(NTTドコモの特定関係法人に指定されるのは、FTTHアクセスサービスや携帯電話(通信モジュールを除く)等の各契約数5万以上の場合のみ)。

これにより、NTTグループ内の事業者(NTT都市開発等)が通信モジュールのみを提供する限り、NTTドコモによるグループ会社への卸提供等において優先的取扱いが可能となります。(例えば、NTT都市開発が、通信モジュールにおいて何百万、何千万という契約数を獲得していても、通信モジュールを提供する限りにおいては、NTTドコモの禁止行為規制の対象外となる。)

さらに、NTTグループ内の事業者(NTT都市開発等)がローカル5Gの免許人となった場合も、通信モジュールのみの提供であれば、NTTドコモとの排他的な連携(排他的ローミング等)が可能となります。(例えば、NTT都市開発が、ローカル5Gを利用した通信モジュールにおいて何百万、何千万という契約数を獲得していても、NTTドコモから排他的なローミングを受けることが可能となる。)

今回、仮に禁止行為規制の運用にあたって、通信モジュールの範囲について実態等を踏まえた整理を行うのであれば、まずは、NTTドコモの禁止行為規制緩和の影響について、特に通信モジュールビジネス(ソリューション領域含む)においてNTTグループ内連携のみが進展し、本来期待されていた異業種連携の発展を妨げることになっていないかについて分析・評価したうえで、通信モジュールの範囲を整理した場合の公正競争環境への影響等について議論が必要だと考えます。

そうした議論なしに、見直しを行うことは適当ではありません。

むしろ、本来期待されていた異業種連携が進んでおらず、NTTグループ内連携のみが進展している 状況があるのであれば、NTTグループ内連携による通信モジュールビジネス(ソリューション領域含む) については、NTTグループ内連携の場合のみNTTドコモから優遇されることのないように、当該通信モジュールがインターネット接続可能であるか否かに関らず、禁止行為規制の対象に含める方向で検討を 進めることが必要だと考えます。 においては、総務省より、NTT ドコモによる異業種連携の例が紹介されたところです。

以上を踏まえれば、現時点においていただいた御意見のような公正競争上の問題は顕在化していないものと考えられます。

一方で、IoT の進展に伴う異業種連携は、今後本格化する 分野であることから、総務省においては、引き続き移動系通 信分野の各市場における競争状況を注視することが適当と 考えます。

【KDDI 株式会社】

通信ネットワーク・サービスの高度化に向けた研究開発等の支援

意見3-3-13 NTT が政府の支援によってネットワーク等を開発・構築した場合は、基盤技術の共有や相互接続性の確保等のオープン化をすべき。

Beyond 5G、フォトニクスネットワーク、AIの活用をはじめとする革新的技術の研究開発、標準化等の取組みについては、政府の支援が果たすべき役割が大きいため、仮に政府出資を受ける国策会社であるNTTが、政府の支援によって次世代の基盤技術やネットワーク等を開発・構築した場合には、その公共性に鑑み、基盤技術の共有や相互接続性の確保等広くオープン化して、多種多様な事業者が公平な条件で利用できるよう接続ルールを整備することが必要です。

考え方3-3-13

政府の支援による研究開発の成果については、その普及を促進し、公共の利益に還元されることが求められる一方で、御意見にある接続ルール等の整備については、別途、ネットワークの実態等を踏まえ、個別具体的に検討されるべきものと考えます。

	基盤技術やネットワークのオープン化によって公正な競争環境を確保し、競争を通じて産業イノベー		
	ションの創出を促すことで、様々な事業者によって良質な電気通信サービスが提供され、国民にその利		
	便等が還元されるものと考えます。		
	【KDDI 株式会社】		
その	の他の論点		
意	見3-3-14 市場の実態にそぐわない電話時代の規制やルールも早期に見直すべき。	考え方3-3-14	
意 80		考え方3-3-14 考え方1-5のとおりです。	無
_		5 15	無
_	環境変化が調達以外の局面でも広く生じていることを踏まえ、かつて国内での通信事業者間の競争	5 15	無

■第4章 次世代競争ルールにおける政策の具体的方向性 □第1節 他者設備の利用とルールの見直し

意 見

考え方

修正の有無

意見4-1-1 他者設備の利用とルールの見直しの方向性に賛同。

81 原案に賛同します。

モバイルのデータ通信では、接続と卸が併存していますが、固定では加入ダークファイバとシェアドアクセスが接続としてあるものの、NGNを用いてエンドユーザにFTTHサービスを提供する場合には、NTT東西のフレッツ光とISPの相互接続による分離型と、光サービス卸しか存在しません。卸のみでは、ISPとNTT東西との個別交渉のみで、接続にあるようなコストの低減による料金の引き下げが行われにくい状況にあります。卸と接続は併存しても問題ないと思いますが、卸ではNTT東西のエンドユーザ料金をベースに卸料金が決まっていると思われるのに対し(「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(案)に対するNTT東西の平成29年(2017年)12月14日付意見書等1、コストベースの料金による、ISPがエンドユーザへの料金設定権を持つ接続方式が実現することで、ISPが自由な料金設定を通じて消費者に対して低廉な価格で多様なサービスが提供する道が開けます。

現在のNGNでは、トラヒックの一部に網内折り返し通信やフレッツテレビなど、NTT 東西との相互接続点を経由しない通信があり、これを制限しないと接続の料金設定ができないとされています。しかし、形式的に(現行制度上の)接続に当たるかを基準にNTT 東西との相互接続点を経由しない通信を制限する技術的な必然性はなく、経済的にも全く現実的ではありません。NTT 東西との相互接続点を経由しない通信を制限することで経済的に過大な負担が生じる場合は、トラヒックの一部に接続外の通信が混在しているとしても、全体として接続とみなせる制度が必要と考えます。この場合、制限することが不可能なNTT 東西との相互接続点を経由しない通信については、その提供コストも含めてISPが一度費用を負担し、エンドユーザに再販することが考えられます。

並行して光サービス卸についても、重要卸役務などの指定により、「接続」と同様に透明性・適正性・ 公平性を確保する検討が必要と思われます。

さらに 2030 年に登場すると言われている NGN の後継ネットワークに於いては、テクニカルな要件によって卸提供でしか利用できないような問題を生じないよう、設計の最初の段階から多数の事業者が多様な接続形態でサービス展開のために利用が出来るよう設計されることが望まれます。

考え方4-1-1

賛同の御意見として承ります。

答申案において、公正競争上の観点から接続・卸役務双 方について更なる措置を講ずることが考えられると示してい るとおり、事業者間での協議の状況も踏まえながら、総務省 において必要な検討を進めていくことが適当と考えます。

また、新たな基幹網が設計される場合には、既存の網機能提供計画制度を含め、答申案において、仕様検討における利用事業者の参画や情報共有を図る仕組み等を検討することが適当と示しているとおり、仕様検討に利用事業者の意見が適切に反映される仕組みを構築することが適当と考えます。

さらに、団体協議とNDAの関係については、「接続料の算定に関する研究会第三次報告書」(令和元年9月)において、「今後は、各事業者・団体の要望・意見等を踏まえつつ、少なくとも、多数の事業者に一律に適用される接続料・接続条件に関する情報であって政策検討のため広く共有する必要性があると考えられるものは、公共の安全等に関する懸念がある場合を除き、一般公表する方向で対応が進められるべきである。」、「総務省においても、このような団体協議の取組に関し当事者いずれか一方の要望があり適当と認められる場合にはこれに関与し可能な限りフォローしていくことが適当と考えられる。」等とされているところであり、まずは、当事者間での協議の状況を注視し、必要に応じて、総務省

最後に団体協議とNDAの関係については、接続料の算定に関する研究会第三次報告書での結論にもあるように、第一種指定電気通信設備との接続に関する情報は、接続条件の公平性・透明性・接続の迅速性等が求められると考えます。多数の事業者に一律に適用される接続料・接続条件に関する情報については、公共の安全等に関する懸念がある場合を除きNDAの対象から外し、事業者団体とNTT東西の協議を一層進展する方向での解決が望まれます。

において対応方法を検討することが適当と考えます。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】

意見4-1-2 公平性、適正性及び透明性の確保のため、接続ルールと同様の規制を卸役務に適用すべき。

32 設備を持っている通信事業者間の接続においては NTT 東西会社では接続約款を制定しており、その他の通信事業者においては接続協定により相互の接続条件をお互いに明記して接続の運用を行っています。他方、設備を持たない通信事業者との設備利用に関しては、利用者約款を準用した形で卸契約を結んで運用しているのが実状です。

また、この卸契約については、卸提供を受けている通信事業者は公平性且つ適正性がどの程度保たれているのかについては全く知るすべもなく、提供を行う通信事業者の言われるままの提供条件によりサービスの提供を受けざるを得ない状況です。

今後、設備の接続という概念から機能又はサービスの接続という概念が多くなり、卸契約が主流になってくるものと予想しています。

そのため、特にNTT東西会社の提供条件において、現在通信事業者に対して接続約款を制定し接続サービスを提供しているのと同様の公平性、適正性及び透明性のある卸約款(サービスを専ら通信事業者に卸提供する標準約款)を制定することを義務付ける制度を導入していただき、今後のICTの発展の一助としていただければと希望します。

【一般社団法人テレコムサービス協会】

意見4-1-3 地域固定電気通信市場における公正な競争環境を確保するため、NTT 東西のサービス卸における不当な差別的取扱いの有無等の確認、利用実態の把握強化をすべき。

33 NTT 東西によるサービス卸を活用した大手携帯事業者の有線無線パッケージ販売の展開により、地域固定通信市場の競争が引き続き激化しております。

NTT 東西が光回線市場の市場支配力を有することを踏まえ、NTT 東西のサービス卸の提供条件等の公平性、適正性及び透明性の確保の観点から、NTT 東西と卸先事業者との契約関係における不当な差別的取扱いの有無、主要事業者 (MNO、NTT グループ企業) との個別契約、NTT 東西と当該主要事業者以外の卸先事業者との契約における不当な差別的取扱いの有無等を確認するとともに、利用実態についての把握等の監視強化について引き続き必要と考えます。

考え方4-1-2

答申案において「指定設備卸役務に関し、提供条件等の透明性・適正性・公平性の確保のために必要なルールの検討を進めることが適当である。」と示しているとおり、透明性・適正性・公平性の確保のために必要なルールについて、いただいたご意見も踏まえ、総務省の研究会等において検討していくことが適当と考えます。

考え方4-1-3

答申案において「今後、サービスが多様化していくことを 踏まえ、総務省において、一定の指定設備卸役務に関する 提供条件等の実態を把握し、情報を整理公表していく(中 略)必要がある。」と示したとおり、総務省において、光サー ビス卸についての更なる実態把握を進めるため、制度の見 直しを含めた必要な対応を行うことが適当と考えます。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】

意見4-1-4 卸役務における規制は必要。ただし、第一種指定電気通信設備と第二種指定電気通信設備は区別して検討すべき。

考え方4-1-4

84 接続と卸役務の代替性という観点ではなく、接続・卸役務を問わず、代替手段が確保されているかという観点で、講ずるべき措置を検討すべきと考えます。

役務を提供する事業者と提供を受ける事業者がそれぞれ複数存在するようなN対Nの市場では、競争が機能するため市場原理に委ねるのが適当です。

一方、ボトルネック事業者がボトルネック設備を用いて役務を提供する場合は、提供する事業者と提供を受ける事業者の関係が1対Nとなり、提供を受ける事業者は代替手段がなく、提供する事業者が自由に提供価格をコントロールすることが可能となることから、市場原理に任せていては公正な競争環境を確保することが困難です。

したがって、ボトルネック事業者がボトルネック設備を用いて提供する卸役務に対しては、公正報酬率規制等の規律をかける等、公正な競争環境を確保する取組みが必要です。

【KDDI 株式会社】

卸役務は、接続とは異なり柔軟な設備運用が可能であるがゆえに利用者利便の向上に寄与してきた面もあるため、その提供条件については原則ビジネスベースで判断されるべきものです。ただし、ボトルネック設備に起因する市場独占により実質的に競争原理が働かない卸役務に対しては追加的なルール整備も必要であると考えます。

最終答申案においては、「指定設備卸役務」を定義し、これに対して「各指定設備卸役務について接続と卸役務の代替性を検証し、接続では実質的に代替困難な可能性があるものについては、接続での代替を困難にしている事由を確認した上で、設備投資等への影響も踏まえつつ、公正競争上の観点から接続・卸役務双方について更なる措置を講ずることが考えられる。」(最終答申案 P.61)とされています。しかし、第一種指定電気通信設備と第二種指定設備電気通信設備はその指定根拠が異なり、卸役務として新たなルールを検討するにあたっても両者の違いを考慮すべきです。

具体的には、第一種指定電気通信設備を用いた卸役務は、ボトルネック設備を用いるものであることから1対Nの関係となり、競争による適正性確保が困難であるところ、第二種指定電気通信設備を用いた卸役務は、設備にボトルネック性もなく相対的な優位性に着目した規制であることから対象事業者も複数存在し、N対Nの関係による卸元事業者間での競争を通じて提供条件の適正性が促進される余地があります。したがって、第二種指定電気通信設備を用いた卸役務については、先ずは競争等による自浄作用により卸役務の提供条件の適正性が確保されうる市場環境か否かを評価し、その結果、自浄作用が認められない場合には接続との代替性や更なる措置について検討すべきです。

指定設備の利用に当たっては、透明性・適正性・公平性を 担保するため、料金等の提供条件等について厳格なルール が適用される「接続」と、原則非規制の「卸役務」が存在し、 両者が併存することで、提供条件等の適正性確保と柔軟な 設備利用のバランスが図られています。しかしながら、「接 続」による代替が実質的に困難な場合には、交渉上の優位 性に対する手当が不十分な環境で指定事業者と交渉するこ ととなり、場合によっては、不利な契約条件等で指定設備を 利用せざるを得ないこととなります。

こうした、「接続」による代替が実質的に困難な場合の、指 定設備の利用における交渉上の地位の優劣は、不可欠性を 理由とする第一種指定設備のみならず、第二種指定設備で あっても不可避的に生じるため、答申案に示したとおり、現 行の制度を見直して、提供条件の適正性と柔軟な設備利用 のバランスを確保し、公正競争を確保する必要があると考え ます。

なお、御指摘のとおり、指定設備卸役務の提供条件の適 正性が確保されている市場環境か否かを評価することも必 要と考えられるため、多様な事業者の意見を踏まえつつ、総 務省の研究会等で必要な措置の具体化を進めていくことが 適当と考えます。 無

また、同一の指定設備を用いる卸役務であっても、エンドユーザ向けサービスをそのまま卸役務とするものやフレキシブルファイバ(以下、「FF」)のように既存の接続メニューと同等の卸役務と新たに敷設された回線を組み合わせて提供する卸役務、あるいは、モバイルの音声卸のようにデータ卸のオプション的な位置づけとなる卸役務などその性質は様々です。これらの性質の違いを考慮した場合、代替性の検証や更なる措置の手法を画一的にするのではなく、卸役務の性質に応じて個別具体的にその手法を考慮することが適当です。

第一種指定電気通信設備を用いた卸役務には、例えば光コラボや FF がありますが、これらの卸役務については、最終答申案 P.58「3.中間答申を踏まえた論点及び主な意見」に引用されている弊社意見の通り、実質的に接続との代替性がないものと考えられるため、最終答申案における「接続では実質的に代替困難」なものとして検討を進めるべきと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

意見4-1-5 光サービス卸の提供条件等について新たな規制の強化は不要。

36 卸サービスの提供を通じて、他の産業の成長やイノベーションに更に貢献するためには、卸先事業者の要望に応じた付加価値を提供するとともに、ビジネスベースで柔軟に提供条件を設定できるという卸サービスの特性を十分発揮できるようにすることが必要と考えます。

NTT 東西が提供している、光サービス卸については、これまでもコスト削減を行いながら、随時、料金の値下げを行ってきました。また、総務省が公表するサービス卸ガイドライン等に則り、光サービス卸の提供条件等を総務省へ報告し、その適正性・公平性・透明性を定期的に検証いただいており、これまで問題となる行為は認められていないところです。

以上を踏まえ、光サービス卸の提供条件等については、引き続き、民民間のビジネスベースの協議に委ねるべきであり、少なくとも新たな規制の強化は不要と考えます。

むしろ、新たな市場創造に挑戦するスタートアップや異業種企業、地方創生に取り組む企業等をサポートしていくため、それら企業等の事業規模や経営能力、将来性等に応じて、光サービス卸を柔軟に利用できる仕組み(例:参入初期の費用負担を軽減するレベニューシェア型料金等)を設けていく考えであり、そういった観点からも、一律の卸料金を設定するような規制を課すことがないようにしていただきたいと考えます。

【日本電信電話株式会社】

現在のブロードバンドサービス市場は、利用者における「利用シーン」・「料金」の側面において、固定系ブロードバンドサービスと移動系通信サービスを組み合わせて考えることが一般的となっていること等から、固定系ブロードバンドサービス市場に閉じた政策検討を行うのではなく、情報通信市場以外の他の産業の成長やイノベーションへの貢献といった観点も含め、利用者の視点で広く俯瞰した検討を実施

考え方4-1-5

指定設備の利用に当たっては、透明性・適正性・公平性を 担保するため、料金等の提供条件等について厳格なルール が適用される「接続」と、原則非規制の「卸役務」が存在し、 両者が併存することで、提供条件等の適正性確保と柔軟な 設備利用のバランスが図られています。しかしながら、「接 続」による代替が実質的に困難な場合には、交渉上の優位 性に対する手当が不十分な環境で指定事業者と交渉せざる を得ず、場合によっては、不利な契約条件等で指定設備を 利用せざるを得ないこととなります。

答申案に示したとおり、こうした状況に対応し、現行の制度を見直して、提供条件の適正性と柔軟な設備利用のバランスを確保し、公正競争を確保する必要があると考えており、必要な公正競争上のルールを総務省の研究会等において検討していくことが適当と考えます。

IIII

いただきたいと考えます。

当社は、上記のような市場環境の変化を踏まえ、これまでの価格競争による顧客の奪い合いからイノベーションの促進による価値創造を競い合う新たな競争のステージへと転換を図り、バリューパートナーとして、多様なプレイヤーによる新たなサービス創造を下支えしていくために、従来の直販型ビジネスモデルから大きく自己変革を図ることとし、2015年2月より再販型ビジネスモデルである「光コラボレーションモデル」の提供を開始したところです。

これにより、従来から電気通信事業を営んできた ISP 事業者、携帯電話事業者及び CATV 事業者はもとより、これまでは電気通信事業を営んでいなかった不動産分野、医療・介護分野、エネルギー分野といった異業種のサービス提供事業者の参入が図られ、当社のフレッツ光のみでは提供できなかった、FTTH サービスを活用した新たな融合サービスが登場し、裾野は着実に拡大していると考えます。

また、光サービス卸は、これまでもコスト削減を行いながら、随時、料金の値下げを行ってきたところであり、今後についても、引き続きコスト削減に努めながら、料金の値下げを行っていく考えです。

更に、総務省が公表するサービス卸ガイドライン等に則り、光サービス卸の提供条件等を総務省へ報告し、その適正性・公平性・透明性を定期的に検証いただいており、これまで問題となる行為は認められていないところです。以上を踏まえ、光サービス卸の提供条件等については、引き続き、民民間のビジネスベースの協議に委ねるべきであり、少なくとも新たな規制の強化は不要と考えます。

むしろ、新たな市場創造に挑戦するスタートアップや異業種企業、地方創生に取り組む企業等をサポートしていくため、それら企業等の事業規模や経営能力、将来性等に応じて、光サービス卸を柔軟に利用できる仕組み(例:参入初期の費用負担を軽減するレベニューシェア型料金等)を設けていく考えであり、そういった観点からも、一律の卸料金を設定するような規制を課すことがないようにしていただきたいと考えます。

「接続」を選択する事業者数や分岐端末回線数が拡大傾向であること、また、KDDIグループは「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務(KDDIからの卸)」を使い分けながらサービス提供を行っていることを踏まえると、各事業者は「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」の中から、自らの事業戦略に基づき提供手段を選択しサービスを提供しており、事業者の選択肢は確保されているものと考えます。以上を踏まえ、今後の検討においては、具体的に誰にどのような問題が発生しているのかについて明らかにしたうえで、仮に問題があるとすれば、その解決に向けて議論を深めていきたいと考えます。

【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】

意見4-1-6 音声卸料金について、市場や他事業者の動向を踏まえながら見直しを検討していく考え。

8 モバイル市場は、多数のMNOやMVNOが存在しており、音声サービスについても各社が創意工夫を行い、自らのリスクの中で様々なサービスが提供されております。

考え方4-1-6

考え方4-1-5のとおりです。

無

		T	
	このような環境下において、当社はこれまでもMVNOからの要望に基づき、MVNO市場の活性化に		
	向けた取り組みを推進してきており、今後も継続していきます。		
	音声卸料金については、モバイル市場の競争環境に関する研究会等での議論動向を引き続き注視		
	しつつ、市場や他事業者の動向を踏まえながら音声卸料金の見直しを検討していく考えです。		
	【株式会社NTTドコモ】		
意見	1 14-1-7 卸役務に関する提供条件等の公表は、必要最低限とし慎重な議論が必要。	考え方4-1-7	l
89	卸役務に関する提供条件等の実態を把握、情報を整理・公表する仕組みとしては、電気通信事業法	答申案に示したとおり、指定設備卸役務の透明性・公平性	無
	第38条の2による届出制度及び同法第39条の2による情報の公表及びこれらの関係法令があります	を担保する重要性を踏まえつつ、御指摘も参考とし、総務省	
	が、本来、事業者間の取引条件は公表されるべき性質のものではなく、提供条件の透明性・公平性を担	において、共有する情報の粒度や範囲等を検討していくこと	
	保する観点から必要最低限の範囲に限られるべきであり、その範囲については慎重な議論が必要で	一が適当と考えます。	
	す。	7 Z=10 17 CO 17 0	
	^ ° また、令和元年8月 26 日付で認可された、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会		
	社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和元年度の将来原価接続料等の		
	再算定 (令和元年 6 月 28 日付け諮問第 3120 号)についての答申にも記載がある通り、FF は伝送路		
	設備に第一種指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務としてNTT東西から他の電気通信事業者		
	に提供されることから、電気通信事業法 38 条の 2 の対象とすべき卸役務と考えられるため、電気通信		
	事業法施行規則 25 条の 6 等の関連規定の整備を行い、光サービス卸や MNO による MVNO への音		
	声卸サービスと同様に卸契約の提供条件等について届け出されるべきと考えます。なお、対象とする届		
	出内容については、例えば、提供先名称・契約書の写し・提供料金等、光サービス卸やモバイル卸での		
	考え方が参考になると考えます。		
	【ソフトバンク株式会社】		
意見	記4-1-8 ルールの見直しは、1つの研究会で総合的に検討すべき。	考え方4-1-8	1
90	他者設備の利用ルールの見直しについて、「一部施策の具体化に当たっては、総務省の研究会等に	いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただき	無
	おいて検討することが適当」(最終答申案 P.61)とされていますが、指定設備卸役務に係る施策は、指	ます。	
	定設備卸役務が「第一種指定電気通信設備・第二種指定電気通信設備を用いて提供される卸役務」と		
	定義されていることからも指定設備別、サービス毎に異なる研究会等で検討するのではなく、1つの研究		
	会等で総合的な検討がなされるべきと考えます。		
	【ソフトバンク株式会社】		

今後の地方創生の推進に向けては、ローカル5Gの活用を通じて、地域MNOの役割ならびに提供されるサービスが一層に重要になると予想されます。そのため、地域MNOのサービスが、エリア外においても、他の全国MNOのネットワークを利用することにより、継続して提供されることが、ユーザの利便性ならびに安心・安全の観点で極めて重要になります。

しかしながら、地域MNOが全国MNOのネットワークの利用を希望する際は、規模の違い等から公正な経済条件でのエリア外サービスの提供は極めて困難になります。特に、電気通信分野において、固定通信から移動体通信分野へ競争の軸がシフトしている中、全国MNO間では事実上の協調寡占となっていることから、「全国MNOによる地域MNOへのネットワーク提供を促進」するインセンティブは働きにくい構造となっております。

一方、我が国の固定通信市場では、固定電話の相互接続に関する制度の導入を通じて、移動体通信でいえばMVNOに相当する「中継系事業者」だけでなく「加入者系設備設置事業者」とNTT東西との接続が促進され、料金値下げにつながりました。これにより、地域の加入者回線設置事業者により設置された固定電話回線(OAB~J)は、現時点で全国約800万に及ぶ世帯に提供されるに至っています。

地域MNOが、移動体通信市場においても一層の役割を果たしていくためには、固定通信市場と同水準の競争ルールを導入し、公正競争を担保する必要があります。具体的には全国MNOに有利な「卸電通信役務」ではなく、「事業者間接続」に基づくネットワーク提供と相互接続ルールの整備が必要と考えます。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】

ローカル5G を運用する、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域周波数免許をもつ加入者回線設置事業者の、全国 MNO のネットワーク利用につきましては、まずは、総務省において、事業者間協議の進展状況、事業者からの具体的なニーズ等を注視していくことが望ましいと考えます。

■第4章 次世代競争ルールにおける政策の具体的方向性

□第2節 市場の融合とルールの見直し

新たな市場支配力の考え方

意見4-2-1「サービス/機能」自体が有する市場への影響力が今後一層拡大した場合、もはや「設備」はサービスを構成する一要素に過ぎないため、現行の「設備」に着目した指定電気通信設備制度等は廃止すべき。

考え方4-2-1

情報通信市場においては、インターネットの普及拡大に伴い、これまで通信キャリア毎にネットワークと一体的に提供してきたプラットフォーム機能は、OTT プレイヤーの台頭により特定のネットワークに依存することなく提供されるようになり、ユーザの選好の中心はプラットフォーム上で提供されるコンテンツ・アプリや、プラットフォームと連携して機能する端末にすでに移行しているところです。その結果、ネットワークはプラットフォームを中心に構成されるエコシステムを構成する要素の一部となり、コモディティ化が進展し、市場における影響力や重要性は相対的に低下しつつあります。

今後の情報通信市場を展望すると、将来のネットワークは3層オーバーレイソリューション、NWサービス、トランスポートから構成され、グローバルなOTTプレイヤーをはじめ多様なプレイヤーが、必要なものを、必要なときに、必要なだけ、迅速かつ最適に組み合わせ利用できることが求められるようになります。その結果、グローバルなOTTプレイヤー等は、NWサービスを自らのサービスの一要素として取り込み、垂直統合的なサービスを展開するようになり、トランスポートに属する通信設備のコモディティ化はさらに加速していくこととなると考えます。

このような現在及び今後の情報通信市場の動向を踏まえれば、最終答申(案)においても述べられているように、今後は「設備の規模によらず、「サービス機能」自体が有する市場への影響力が今後一層拡大する」こととなり、もはや「設備」はサービスを構成する一要素としての位置づけに留まることは明らかであることから、「設備」の重要性や影響力に立脚して策定された指定電気通信設備規制をはじめとした市場の実態にそぐわない電話時代の規制やルール(LRIC 接続料算定等)の廃止については、何れかの場においてテーマとして取り上げていただきたいと考えます。

答申案に示したとおり、5G 等の進展においては、基地局の整備等に必要な固定通信事業者の保有するアクセス網への依存度が高まると考えられるほか、5G 時代のサービスにおいて重要な役割を担う新たな「設備」の登場が想定される等、「設備」の重要性が一層高まると想定されることから、現行の競争ルールにおける「設備」に着目した市場支配力の考え方は引き続き維持することが適当と考えます。

【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】

意見4-2-2 「設備」に着目した市場支配力の考え方を維持すべきとの方向性に賛同。

仮想化等が進展したとしてもボトルネック設備は、「サービス/機能」のベースとなるものであり、引き 続き重要な役割を担うものであることから、設備に着目した規制を維持すべきとの意見に賛同します。 賛同の御意見として承ります。

考え方4-2-2

無

【ソフトバンク株式会社】

94	情報通信市場における公正競争環境の確保の観点から、5G 時代においても、現行の非対称規制		
	の考え方を踏まえた規律等を検討することが重要であると考えるため、賛同いたします。		
	【株式会社オプテージ】		
95	設備に着目した市場支配力に対応したルールは、市場支配力のある NTT グループ会社とそのネ		
	ットワークに直接接続する大手通信事業者にとっては、特に NTT 東西会社の指定電気通信設備に		
	ついて今後一層重要性が高まるであろうことは異論を挟む余地はありません。		
	【一般社団法人テレコムサービス協会】		
「設備	昔」に着目した市場支配力の可能性とルールの方向性		
意見	4-2-3 5G 基地局の整備において重要となるフレキシブルファイバについて、提供条件の適正性等	考え方4-2-3	
の	確保が必要。		
96	「今後、MNO各社により5G基地局の全国的な整備が予定されており、エントランスとして利用され	答申案において、一定の指定設備卸役務に関する提供条	無
	る光回線の重要性が一層高まる」という指摘のとおり、今後5Gの基地局を構築するためには、今まで	件等の実態を把握していく必要性を示しており、フレキシブル	
	以上にNTT東・西の加入光ファイバを柔軟に活用できるルール整備が重要となってきます。	ファイバについては、適切な実態把握を行い、それを踏まえ、	
	具体的には、5G高度特定基地局(親局)と特定基地局(子局)間の光ファイバの敷設・提供に係る新	総務省において必要なルールの検討を進めていくことが適当	
	たなルール整備や、今後利用の増加が想定されるフレキシブルファイバについて、現状の卸役務提	と考えます。	
	供ではなく、公平性・透明性・適正性を確保するため、接続に準じたルール整備が必要だと考えま		
	す。		
	【KDDI 株式会社】		
97	FF については、最終答申案 P.58「3.中間答申を踏まえた論点及び主な意見」に引用されている弊		無
	社意見の通り、FF と、加入ダークファイバ(以下、「加入 DF」)との接続を利用した自前構築(以下、加		
	入 DF を用いた自前構築を、単に「自前構築」)とを比較すると、スピード面(自前構築の場合、相互接		
	続点を設置する電柱の選定や共架申請等の手続き等に時間がかかる)や保守面(自前構築の場合、		
	加入 DF と自前に分けた保守が必要で時間がかかるが、FF の場合加入 DF エリア内外それぞれで切		
	り分け作業を行う必要はなく一体的な保守を行うことが可能)で、FF が圧倒的優位な状況です。		
	今後 5G の展開を考えると、モバイル基地局の整備は急務であることや、モバイル基地局において		
	は障害が発生した場合の迅速な復旧が求められることに鑑みると、スピード面・保守面で圧倒的優位		
	性を誇る FF 以外実質的な代替性はないと考えます。		
	加えて、モバイル基地局の構築にはアクセス回線の他、無線制御装置等の自社設備を設置するス		
	ペースが必要ですが、これらの設備については主に、公社時代からの資産でありほぼ全ての市区町		
	村に展開している NTT 東西殿収容局にコロケーションしていることから、加入 DF エリア外へのアクセ		

	ス回線調達には、NTT 東西殿光ファイバを利用することが圧倒的に効率的であり、こうした観点からも、加入 DF エリア外における基地局回線調達には FF 以外実質的な代替性はないと言えます。 上記実態を踏まえ、また、最終答申案 P.58「3.中間答申を踏まえた論点及び主な意見」にも引用されている、「フレキシブルファイバの重要性が高まっていることに鑑みると、何らかのルールを導入して、その透明性などについて競争事業者にもより納得感のある仕組みとすることが良い考え方なのではないか」(最終答申案 P.59)という有識者のコメントにもある通り、光サービス卸に加え、FF についても「接続では実質的に代替困難なもの」として提供条件の適正性等の検証を進めていくべきと考え		
	ます。		
	【ソフトバンク株式会社】		
意見	4-2-4 フレキシブルファイバに対して接続ルールを適用するべきではない。	考え方4-2-4	
98	指定電気通信設備に係る規制は、光ファイバ等の設備が既に存在する場合において課されるものであり、設備が現に存在しないエリアにおいて、新たに設備を構築して提供することまでを求めるものではありません。その中で、フレキシブルファイバについては、既存設備が存在しないエリア(光未提供エリア)において、利用事業者の要望に基づき、当該利用事業者の代わりに当社が新たに設備を構築するものであり、電柱・管路といった線路敷設基盤は他の事業者に対して開放済みであり、各事業者においても新たな設備構築は可能であることを踏まえると、既に構築済みのフレキシブルファイバについてもボトルネック性がないことは明らかであり、新たな制度的措置が求められるものではないと考えます。 指定電気通信設備規制に基づく義務的な提供ではなく、卸電気通信役務としてビジネスベースでの提供が継続できるように省令改正を含めて現行制度を見直していただきたいと考えます。 【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】	考え方4-2-3のとおりです。	無
99	ニーズに基づき新たに構築されるフレキシブルファイバ等に接続ルールを適用することは、設備投資リスクを NTT 東西殿に押し付け、また設備事業者の設備投資インセンティブを阻害することにつながりかねないため、設備競争の衰退、ひいては我が国の通信インフラの脆弱化を招くおそれがあると考えます。 5G の早期展開や通信インフラの強靭化の観点から、引き続き設備競争を促進することが重要と考えますので、今後とも設備事業者の設備投資インセンティブに十分配慮頂くよう要望します。 【株式会社オプテージ】		

意見4-2-5 固定電話の IP 網への移行に伴うNTT東西の局舎の空きスペースを活用するためのルール整備が必要。

考え方4-2-5

100 また、5G時代の通信サービスにおいては、これまで主にクラウド上でまかなわれていた情報処理を 利用者端末により近い位置で分散的に行うモバイル・エッジコンピューティング技術の活用が見込ま れており、利用者端末に近いキャリア設備(局舎等)へのサーバ等の設置が必要になってきます。

NTT東・西は、独占的な地位と安定的な財源に基づいて整備された全国規模の局舎(現在、ほぼ全ての市区町村に約7,200 ビル)を電電公社から承継しており、競争事業者が、これと同等規模の設備を一から構築して競争することは困難であることから、公社時代から引き継いだ資産の公共性に鑑み、NTT東・西の局舎リソースについては、広くオープン化し、競争事業者も公平に利活用できるルール整備が必要であると考えます。

最近では、固定電話の利用減で生じた空きスペース等を、シェアオフィスに転用したり、電力事業のための外部向けの蓄電池整備に利用したりといった報道がなされており、局舎スペース等をNTTグループのためだけに独占活用する動きが進んでいることから、早急にNTT東・西の局舎スペース等の利活用に向けたルール整備の議論を行うべきだと考えます。

少なくとも、固定電話等電電公社時代からの設備撤去により空いたスペースについては、NTTグループの新規事業に転用するのではなく、5G/IoT時代に向けた競争事業者の要望も踏まえ、原則コロケーションスペースとして維持・活用し、NTT東・西利用部門と競争事業者の同等性を確保すべきと考えます。

【KDDI 株式会社】

2019年11月11日の報道*によれば、NTTグループ殿のエネルギー事業について、「全国におよそ7300か所ある電話局などの自社ビルにエネルギー事業を担う子会社が来年度から2025年度にかけて蓄電池を配備していくということです。固定電話の利用が減り、交換機などが少なくなったことで生まれた空きスペースを活用する方針」とされています。

一方でこのようなマイグレーションによる空きスペースについては 5G 時代のサービス多様化に伴いエッジコンピューティング等、接続事業者によるコロケーション需要も見込まれる**ところです。

これらの空きスペースに対する利用ニーズの調整はまさに本検証項目の一つである次世代競争ルールの議論として取り扱われるべき事項であり、総務省殿においては早急に検討会等での議論を開始すべきと考えます。

*1 NHK NEWS WEB

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20191111/k10012173411000.html

コロケーションルールの対象範囲は、ボトルネック設備へ の透明、公平、迅速かつ合理的な条件による接続を確保する 観点から決せられることが適当であると考えます。

総務省においては、NTT 東西によるコロケーションリソース (スペース及び電力容量)の空き状況等に関する情報開示の 取組を注視しつつ、必要に応じて検討を行うことが適当と考えます。

		1	
	*2 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会第5回会合		
	(2019年2月28)及び、次世代競争ルール検討WG第2回会合(2019年8月6日開催)プレゼンテ		
	ーション		
	【ソフトバンク株式会社】		
意見	4-2-6 ボトルネック設備と一体的に運用されるネットワークの利用事業者に情報共有等を図る仕	考え方4-2-6	
組	みの検討に賛同。		
102	ボトルネック設備と一体的に運用される基幹網への新技術等導入は、中間答申案での弊社意見の通	賛同の御意見として承ります。	無
	りの弊害が生じる懸念があるため、利用事業者の参画や情報共有を図る仕組み等を検討することに		
	は賛同いたします。		
	【ソフトバンク株式会社】		
意見		考え方4-2-7	
103	5G 時代の通信サービスにおいて重要な役割を担う「設備」について、必要に応じて、ボトルネック	賛同の御意見として承ります。	無
	領域の検証などを進めることに賛同いたします。		
	利用者利便の向上の観点から、エッジコンピューティングの基盤設備等については、固定的なルー		
	ルを事前に設けるのではなく、普及の段階に伴う市場環境や競争環境の変化等を慎重に把握しなが		
	ら、必要に応じてルールを検討する等、柔軟な対応が求められると考えます。		
	【富士通株式会社】		
意見		考え方4-2-8	
含	めることは適当ではない。		
104	5G 時代の通信サービスにおいて重要な役割を担うとされているエッジコンピューティングやネット	御意見にある「5G 時代の通信サービスにおいて重要な役	無
	 ワーク・オーケストレーション等の基盤となる「設備」については、従来の電気通信事業者以外のプレイ	割を担う新たな『設備』」については、答申案に示したとおり、	
	 ヤーも含め、多様な主体がその通信の担い手になりうることが想定されますが、その新たな設備は既	その提供主体が「固定」・「移動」通信市場をまたぎ支配力を	
	存の通信設備とは独立して構築され、その提供主体等が既存の通信設備を必要なときに必要なだけ	行使する可能性があることから、市場動向等を把握し、公正	
	利用する形態も想定されることを踏まえれば、「設備」の重要性や市場支配力に立脚して策定された	競争上の影響を検証した上で、必要に応じ、現行の非対称規	
	指定電気通信設備規制等の現行の非対象規制の対象に含めることは 適当ではないと考えます。	制の範囲に含める等の弾力化を検討することが適当と考えま	
	むしろ、通信事業者に限らず、多様なプレイヤーが自由かつ柔軟にイノベーションを促進していく	す。	
	必要があることを踏まえれば、当該設備については、現行の非対称規制を含め、規制やルールありき	このため、答申案に示したとおり、総務省において、将来を	
	で検討するのではなく、原則非規制で柔軟な設備構築やサービス提供を可能にすることが求められる	見据えたネットワーク市場の動向把握・分析を継続的に行う	
	と考えます。	取組を強化することが適当と考えます。	
	・		

意見4	4-2-9 小規模事業者と大規模事業者の間の公正な競争環境の確保にも着目したルールを検討す	考え方4-2-9	
べ	.		
105	規模の小さな通信事業者に対する競争ルールについても考慮すべき必要があるかと考えます。多様な設備を保有してサービスを提供している規模の大きな通信事業者と出来得る限りスリムな設備を活用してサービスを提供している規模の小さな通信事業者との競争についても、今後の通信市場の拡大と更なる ICT サービスの発展に結びつくべきものとして、十分配慮しておく必要があると考えます。 そのための競争ルールについても検討されるべきものと考えております。	考え方4-2-10 のとおりです。	無
	「一般社団法人テレコムサービス協会】		
「サー	ビス/機能」に着目した市場支配力の可能性とルールの方向性		
意見	4-2-10 現行の「設備」に着目した市場支配力の考え方は維持しつつ、「機能/サービス」にも着目し 市場支配力の考え方を導入すべき。	考え方4-2-10	
106	設備の規模によらず、「サービス/機能」自体が有する市場への影響力が今後一層拡大することが 想定されることを踏まえると、現行の非対称規制の考え方は維持しつつも、例えば「サービス/機能」面 においては欧州のように「市場支配力」に着目した規制*1を導入することも有効ではないかと考えま す。 *1 参考: CPRC「欧州の電気通信分野における SMP 規制の分析と評価」(2012.10) 【株式会社オプテージ】	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、答申案に示したとおり、総務省において、将来を見据 えたネットワーク市場の動向把握・分析を継続的に行う取組 を強化することが適当と考えます。 いただいた御意見は今後の検討において参考とされること が適当と考えます。	無
107	今後の通信の世界では、サービスを提供するに当たって下位レイヤである設備に着目した制度体系のみでは問題を解決できない場合が多々発生することから、上位レイヤである機能・サービスに着目した制度体系へのシフトが必要であると考えます。 一方、設備に着目するということは設備を有する規模の大きな通信事業者間の競争ルールの方向性と考えるべきであり、機能・サービスに着目するということは規模の大小を問わない通信事業者間の競争ルールの方向性と考えるべきです。そう考えていけば、電気通信制度の中に機能・サービスを見据えた競争ルールを早期に取り入れることの必要性を強く感じます。 また、日本を発展させる新規サービスには、多様な斬新的発想を持った規模の小さな通信事業者の存在は欠かすことのできないものであります。 そのためには、当該通信事業者が自由闊達に通信事業に参入でき規模の大きな通信事業者と対等に渡り合える競争環境になることが望ましいと考えております。 現行の市場支配力のみを見据えた競争政策だけではなく幅広の競争政策の検討をしていただくこと		

	大本的十十		
	を希望します。		
	【一般社団法人テレコムサービス協会】	* - +	
	4-2-11 「サービス/機能」の利用に関して、提供条件等に関するルール、API の標準化等を検討す	考え方4-2-11	
_	ことに賛同。	# 5 L	1
108	5G 時代における電気通信事業者が提供する「サービス/機能」の利用に関して、その料金、提供条	考え方4-2-10 のとおりです。	無
	件等に関するルール、利用に必要となる API の標準化、「サービス」や「機能」の仕様検討における利		
	用事業者の参画や情報共有を図る仕組み等を検討することに賛同いたします。		
	これまで電気通信市場においては、自己設置型の事業者だけでなく、多数の接続事業者や卸事業		
	者が参入することで、競争が進展し、低廉な料金、多様なサービスが創造され、利用者利便も向上し		
	てきたと考えております。引き続き、5G 時代の電気通信市場においても、多様な事業者が参入し、競		
	争の進展、利用者利便の向上がなされるためにも、これらの検討が可能な限り早期かつオープンに議		
	論が進むことを期待いたします。		
	また、5G 時代においては、ネットワーク・スライシング機能等、多様かつ複雑な機能群での利用が		
	予想され、これまでの接続制度では適正性や公平性確保の判断が難しくなる可能性があります。この		
	ため、卸元事業者の関係事業者とそれ以外の事業者との間で、役務の内容・卸料金水準・技術条件		
	等の同等性を確保するためにも、将来新たな制度的措置を導入することが公正競争環境の確保に必		
	要ではないかと考えます。		
	【株式会社オプテージ】		
	4-2-12 提供条件等に関するルールは不要であり、通信事業者を含む、全ての事業者の活動を原	考え方4-2-12	
則自	由にすべき。		
109	将来のネットワークにおいては、グローバルな OTT プレイヤーをはじめ多様なプレイヤーが、必要	いただいた御意見のとおり、今後、5G や IoT、仮想化技術	無
	なものを、必要なときに、必要なだけ、迅速かつ最適に組み合わせ利用できることが求められると考え	等の普及・進展に伴い、ネットワークやサービスの担い手が	
	ています。	極めて多様化すると考えられ、これら関係主体による新サー	
	その実現に向けては、各 ICT リソース間の API やデータフォーマットの標準化等を行い、各プレイ	ビス・新事業の創出を促進するに当たり、その土台となる公	
	ヤーが API 等を実装していくことが重要であり、API 等を標準化するといった情報共有を図る仕組み	正な競争環境の整備は不可欠であると考えます。	
	づくりにおいても当社がその動きを先導するとともに、自らそれらを実装し、オープンにしていく考えで	このため、答申案に示したとおり、総務省において、将来を	
	す。	見据えたネットワーク市場の動向把握・分析を継続的に行う	
	いずれにおいても、当社を含めた多様なプレイヤーが自らの創意工夫によって新たな価値を創造	取組を強化することが適当と考えます。	
	していくためには、料金、提供条件等に関するルールは不要であり、通信事業者を含む、全ての事業		
	者の活動を原則自由にしていただきたいと考えます。		
	【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】		

第2部 ネットワークビジョンを巡る個別の政策課題

□第1章 モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言

	意見	考え方	案の 修正 の有 無
販売	代理店の業務の適正性の確保		
_	.1-1 事業者の予見可能性を確保するため、「不適切な勧誘行為」及び「利用者の利益を阻害するよう 不適切な実態」の定義を明らかにすべき。	考え方1-1	
110	規制は必要最小限に留めるとともに、「不適切な勧誘行為」及び「利用者の利益を阻害するような不適切な実態」の定義を明らかにした上で、事業者による予見可能性を十分に確保していただきたい。 【公益社団法人消費者関連専門家会議】	「不適切な勧誘行為」及び「利用者の利益を阻害するような不適切な実態」については、電気通信事業法及びその下位法令等で明確に示した上で規律されています。	無
意見	の検討の方向性及び取組状況等 1-2 改正法施行前後の市場の状況を確認することに賛同。問題が確認された際には、解決に向け 速やかな取組を要望。	考え方1-2	
1112	2019 年改正法施行前後のモバイル市場の状況を確認することに賛同いたします。なお、これまで多くの MVNO では、高額キャッシュバック目当ての MNP 濫用行為を防止する観点から、1年程度の最低利用期間を設け、当該期間内の解約に対して違約金を設定しておりましたが、法改正後の令和元年 10 月以降は違約金を 1000 円以下に設定することが求められます。この点、法改正により、高額キャッシュバック自体が無くなることが期待されるところ、潜脱的な行為等により、MNP 濫用行為が継続する可能性も考えられますので、そのような行為が行われていないか市場動向を分析いただくとともに、問題が生じていることが確認された場合には、制度的な対応等、速やかに解決に向け取り組みをおこなっていただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】 移動系通信市場において、「2019 年改正法による改正後の電気通信事業法の遵守状況」のフォローアップを行うことは有用であり、既存顧客の不当な囲い込みにつながるおそれのある行為など、改正法の趣旨に反する事例が見られた場合は、速やかに制度改正を含めた対応を行うべきと考えます。 【楽天モバイル株式会社】	に執行することが必要と考えます。また、総務省では、改正 法の施行後の状況について毎年度評価・検証を行い、その 結果を踏まえて関係省令などの見直しの必要性について検	無

114

113 電気通信事業法施行規則に関するパブリックコメント募集に際して ACCJ が提出した意見で述べたとおり、現在、世界中で、5G を含む最先端技術、デジタルトランスフォーメーション、データエコノミーが発展していること、これらが企業と消費者の双方に利益をもたらすことを考えれば、日本にとって電気通信関連分野の継続的な成長とイノベーションが非常に重要です。このような重大な時期に、企業の事業運営方法に詳細な制約を及ぼす、旧態然とした、過度に規範的な規制を導入することは避けるべきです。

過度に規範的な規制を設けることは日本におけるイノベーションを阻害することになるため、継続使用の条件を設けないような場合にまで利用者に提供する利益の最大額を制限するなど、民間部門のビジネスモデルを細かく制限する規制を設けないよう、ACCJは総務省に要望します。むしろ、総務省は、消費者に多様な選択肢を提供する企業のイニシアチブと努力をサポートし活用すべきです。また、総務省は、公開された議論を行い、主要なステークホルダーの意見を聞き、公平性と透明性を確保するよう政策立案プロセスを改善すべきであると考えます。この観点から、ACCJは、今回の省令案作成にあたっての総務省における検討会のプロセスについて、重大な懸念を有しています。

【在日米国商工会議所】

| 考え方1-3

今般の電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)の改正等の制度整備は、端末代金の大幅な値引き等により電気通信事業者が通信契約の利用者を誘引するモデルを2年を目途に事実上根絶することを目指して当面通信契約とセットで行われる端末の値引き等を厳しく制限することとし、現在の市場における利用者一人当たりの利益見込み額をもとに通信料金と端末代金の分離による今後のARPU・売上高営業利益率の低下を考慮して上限を定めるものであり、その考え方には一定の妥当性があるものと考えます。

なお、総務省において、事業法及び行政手続法(平成5年 法律第88号)の規定に基づき、情報通信行政・郵政行政審 議会に諮問するとともに、意見公募手続を実施することに加 え、研究会での議論も実施した上で、電気通信事業法施行 規則(昭和60年郵政省令第25号)の改正を行ったものと承 知しています。また、総務省においては、改正法の施行後の 状況について毎年度評価・検証を行い、その結果を踏まえて 関係省令などの見直しの必要性について検討することとして いるものと承知しており、総務省におけるこれらの評価・検証 が適切に実施されることが望ましいものと考えます。

意見1-4 改正事業法フォローアップについて、検討の場が重複しないよう要望。

「2019 年改正法による改正後の電気通信事業法の遵守状況について、事業者ヒアリング等を通じてフォローアップを行うとともに、改正法施行前後のモバイル市場の状況を確認していくことが適当である」(最終答申案 P.77)とされていますが、先日意見募集が行われていた「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和元年度)(案)」において、モバイル市場の競争環境に関する事項については電気通信市場検証会議の下にワーキンググループを設置し、評価・検証を行うとされていますので、対応が重複することのないよう一元化して実施していただきたいと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

考え方1-4

新事業法の遵守状況や改正法施行前後のモバイル市場の状況の評価・検証については、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」の一環として開催されている「モバイル市場の競争環境に関する研究会」の中間報告書(平成31年4月23日公表)において、「個別の政策課題を議論する場とは別に、専門家の意見を交えて、携帯電話事業者の取組や料金その他の提供条件の状況、各種規律の遵守状況、モバイル市場の状況、利用者の認識、総務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析するモニ

hur.

	,
	タリング体制を整えることが適当である」旨が示されており、
	それを踏まえ、「電気通信事業分野における市場検証に関
	する基本方針」(令和元年度版)(令和元年8月 29 日)にお
	いて、適切な市場検証の実施の観点から重要なものである
	ことから、市場検証に関する取組の一環として実施すること
	とされていると承知しています。

□第2章 モバイル市場の競争環境の確保の在り方

			_
			案の
	意 見	考 え方	修正
			の有
			無
	端末の国内流通の促進		
	12-1 使用する端末に関わらず等しくサービス(アプリケーション)を受けられるようにすべき。ま	考え方2-1	
	:、Felica チップなどの消去に関しても考慮すべき。		
115		いただいた御意見については参考として承ります。	無
	ンストール)できないように制限されたものがあり、SIM フリー端末や中古端末の利用を妨げる一因にな	なお、非接触型 IC カード情報は、買取事業者側では処理	
	っていると考えられる。契約者に対しては使用する端末に因らず等しくサービスを受けられるようにす	することができないため、民間団体が策定したガイドラインで	
	べき。	は、買取時に買取依頼者により消去されていることを確認	
	利用者情報の消去に関しては端末のメモリだけでなく、Felica チップなどの消去に関しても考慮す	し、消去されていない場合には、買取依頼者に対して消去の	
	べきである。SIM フリー端末の売却を試みた際に Felica チップの消去を要求されたことがある。現状、	対応を依頼することを要求事項として挙げていると承知して	
	SIM フリー端末の場合は製造業者に修理依頼で対応してもらうしかなく、1 万円程度の費用がかかる。	います。	
	【個人】		
利用	者料金等のモニタリング		
意見	2-2 利用者料金等に関するデータ提供の求めが事業者にとって過度な負担にならないよう配慮	考え方2-2	
を	要望。		
116	2019 年 8 月 29 日に公表された「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針(令和元	答申案に対する直接の御意見ではありませんので参考と	無
	年度版)」において、「当面の重点事項」に「『電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検	させていただきます。	
	証』を踏まえたモニタリングの実施」及び「制度変更が市場環境に与えた影響の分析」が掲げられまし	なお、総務省において市場分析・検証を行う際には、その	
	T _o	基礎となるデータ・情報の扱いに注意しつつ、適切に対応を	
	前者において、事業者に対し検証に必要なデータの提供を求める場合は、その内容(経営情報とし	 行うことが適当と考えます。	
	ての秘匿性の高さ、抽出の困難さ等)、依頼から提出までの期限設定等について、事業者の過度な負		
	担にならないよう、ご配慮をお願いいたします。		
	後者については、本包括的検証における検討を踏まえた制度変更が市場環境および事業者間の		
	競争環境に与えた影響の分析を通じて、制度変更の成否及び適切な措置(制度変更の見直し等も含		
	む)が十分に検証・検討されることを期待します。		
	【UQコミュニケーションズ株式会社】		
	しては、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	1	

接続料算定の適正性・透明性の向上

意見2-3 将来原価方式導入に伴う予測・実績の乖離について拙速な見直し議論は避け、MNOの運 | 考え方2-3 用面の課題にも配慮すべき。

接続料の算定に関する研究会 第三次報告書の意見でも申し述べたとおり、複数事業者間でのサ 117 ービス競争や新技術の導入、通信料金と端末料金の完全分離や違約金の上限導入等、環境変化の 大きいモバイル事業においては、複数年度の予測が困難であり、却って MVNO の予見性を損なう懸 念が存在します。予測と実績の乖離状況の検証に際しては、当該乖離がモバイル事業の環境変化等 (制度変更等に依るものを含む)により止む無く生じることも十分に想定され、単年度で乖離が生じるこ とをもって直ちに問題とされるべきでないことから、将来予測の在り方を改めて議論する場合において は、乖離の要因分析(単年度のみならず複数年度)というプロセスを十分に経たうえで行うこととし、単 年で乖離が生じたこと等をもって、拙速に算定方法の見直し議論を進めることは避けるべきと考えま す。

加えて、算定期間や頻度、対象機能等について、過剰な規制コストを生じ得るルールであるにも係 らず、MNO の運用実態等を踏まえた各種提案や要望、MNO の負担増が殆ど考慮されずに見直すこ ととなりましたが、MNO における運用面の課題を継続的に注視いただき、随時見直しの必要性を検討 して頂くよう強く要望します。

【ソフトバンク株式会社】

意見2-4 「将来原価方式」への移行に替同。ただし、算定方法の更なる精緻化・適正化等を図るべ き。また、「地域単位の無線の利用促進」の観点からも接続料規制の在り方を検討すべき。

接続料算定について、接続料の予見性を高め、低廉化の見通しを示すという観点からは、接続料の 算定方式について、従前の「実績原価方式」から「将来原価方式」を採用する方向性について賛同し ます。

一方で、当該方式への移行をもってただちに接続料の適正化・透明化が図られるものではないこと から、「利潤」の他、「原価」や「需要」の算定について、さらなる精緻化ならびに適正化を図るとともに、 その根拠を開示することが必須と考えます。

また、接続料算定の適性性・透明性向上については、従前は MNO と MVNO の公正競争の確保を 目的としてきたところ、今後は地域単位の無線の利用促進、ならびに地域 MNO と全国 MNO の相互 接続(「事業者間接続」に基づくネットワーク提供)を担保するための接続料規制の在り方と併せて検討 することが必要と考えます。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】

将来原価方式の導入に係る具体的検討は、総務省「接続 料の算定に関する研究会」において実施されています。

同研究会第三次報告書は、将来原価方式における予測 値の算定方法について、予測と実績の乖離は生じ得るもの であるとしても、それが大きいと、MVNO の経営に大きな影 響を与えることになることから、過去の実績や算定時点で判 明している将来の見込みを反映し、予測と実績の乖離がな るべく小さくなるような算定が行われることに加え、二種指定 事業者が用いる情報と同等の情報に基づき MVNO が経営 判断できるようにすることが重要であると指摘しており、この ため、今後、総務省において、審議会への報告等を通じて、 予測値の算定方法について継続的な検証を行い、適正性を 高めるための所要の取組を行っていくことが適当としている と承知しております。

考え方2-4

賛同の御意見として承ります。

なお、接続料の更なる精緻化・適正化を図るべきとの意見 については、今後、「接続料の算定に関する研究会」におい て検討が行われるものと承知しています。

また、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域周波数免 許をもつ加入者回線設置事業者の全国 MNO のネットワーク 利用については、第1部考え方4-1-9のとおりです。

ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証

意見2-5 経営情報である料金プランに関する情報を提供することは困難。検証に当たっては、先ずはその目的を明確にした上で、適切な検証方法を慎重に議論することが必要。また、全ての MVNO についても公平に検証すべき。

考え方2-5

119 一般的に、ビジネスにおいては中長期的なビジョンを設定して収益化を図るため、事業の立ち上げ期においては費用が収入を上回ることは当然あり、本検証のように単年度かつ単体事業や単体プランをスポット的に確認することでは正しい評価はできないと考えます。

また、各事業者は各々の戦略のもと料金プランを提供していることを踏まえれば、異なる戦略を背景としたそれぞれの料金プランを同じ基準で評価することは不適切であると考えます。

さらに、企業成長の手法として既存事業のアセットを新規事業へ活用することは当然の対応であり、現に様々な企業が自社のアセットを背景にMVNOに参入しています。

本最終答申(案)においては、事業者から全ての料金プランについて必要なデータ提供を受けて、さらなる検証の在り方について検討するとされていますが、上記のような課題がある中、極めて重要な経営情報である料金プラン毎の情報を提供することは困難です。事業者によって事業単位やプラン単位などの採算管理方法が異なることが想定され、モバイル市場の競争環境に関する研究会の中間報告書で示された検証方法に必要な比較可能なデータ自体が存在しない可能性もあります。

仮に検証する場合においても、先ずは検証の目的を明確にし、適切な検証方法(検証対象期間、対象サービスの単位等)を慎重に議論する必要があります。加えて、内部相互補助関係が可能である事業者のモバイルサービスについて、その単体の収支構造が競争環境に影響を与える前提に立ち検証するのであれば、全てのMVNOについても公平に検証すべきと考えます。

答申案に示したとおり、MNO の低廉な料金プランやグループ内の MVNO の料金プランにおいて、費用が利用者料金収入を上回り、内部補助やグループ内補助がなければ赤字になるようなネットワーク関連費の支出が行われると、他のMVNO は、速度等の品質の面で競争上不利な立場に置かれるものと考えます。

今後、総務省において、具体的にどのような場合に問題となるのか等の検討を進めていくとともに、接続料等と利用者料金収入の比較検証を行っていくことが適当と考えます。

【KDDI 株式会社】

音声卸料金の適正性の確保

120

意見2-6 音声卸料金は原則としてビジネスベースで決定されるべきであり、各 MNO は音声卸料金 の見直しを図るとしていることから、その結果を踏まえて検証の必要性を判断すべき。

MVNOとMNOとの公正競争確保に向けて、MNOが提供する音声卸料金の適正な設定が重要であることは理解しており、各MNOはモバイル市場の競争環境に関する研究会でのヒアリングにおいても音声卸料金の見直しを図っていくことを主張しています。そもそも、卸取引については民-民の協議に委ねられており、競合・代替関係にある複数のMNOが存在するモバイル市場においては、MVNOに対する卸料金の設定も原則としてビジネスベースで決定されるものとの認識です。

本最終答申(案)では、MNOにより提供される音声卸電気通信役務の料金については、MNOの

考え方2-6

音声卸料金は設定以降長期に渡り見直しが行われておらず、一方で利用者料金については、定額制料金や準定額制料金の設定、料金割引の設定等が増えてきているなど変化が生じています。

音声卸料金の設定に当たっては、割引や定額によるもの 等を含めた実質的な利用者料金との関係において公正な競 #

定額制料金等を含めた全ての利用者料金を加味した実質的な利用者料金をベースとして卸料金を設定する必要があると示されています。しかしながら、MVNOと当社ではお客様の利用特性は必ずしも一致するものではないため、当社実績を踏まえた当社の従量制や定額制料金、準定額制料金プランを加味した利用状況にかかるデータをベースに、MVNOへの既存の音声卸料金と単純に比較検証することや、音声卸料金の在り方を議論することは不適切です。単純に「利用者料金」から「料金収入」を算出し、音声卸料金から「費用」を算出し、両者の比較検証を行うことでは、MNO及びMVNOの公平性を担保する結果を導くことは困難であると考えます。

上記のように検証方法に課題がある中、サービス戦略に関わる重要な経営情報を提供することは困難です。仮に、音声卸料金の検証が必要な場合においては、先ずはどのような検証方法が適切かを関係事業者含めて慎重に議論する必要があると考えます。

また、定額制、準定額制についてはMVNOの発着実績によっては当社が他事業者に支払う接続料と逆ザヤとなりうるリスクがあるため、当社の定額制・準定額制プランをそのまま「リテールマイナス」で提供することは当社として許容できず、個々のMVNOの特徴を踏まえた卸料金設定を従量制プランとは別に検討する必要があると考えます。

【KDDI 株式会社】

121 音声卸料金の低廉化については、研究会のヒアリングにおいて言及した通り、MVNOとの協議に応じ、弊社において検討を進めていく予定であることも踏まえ、まずは事業者間の協議状況を注視いただき、その結果等をもって検証の必要性を判断いただくべきと考えます。

また、卸料金の透明性や適正性については、本来、複数事業者による競争環境にあるモバイルサービス以上に、実質的にNTT東西殿が独占している光回線の卸売サービス及びFFについて、光アクセス設備のボトルネック性も勘案し、より一層透明性や適正性が課題であることは自明であることから、低廉化の要請や妥当性検証については固定領域について最優先で実施いただく必要があるものと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

考え方2-7

争を阻害しない水準とする必要があります。

また、音声サービスを含む指定設備を用いた役務提供については、第1部考え方4-1-5のとおりです。

MVNO による多様なサービス提供の実現(セルラーLPWA の提供)

意見2-7 セルラーLPWA サービスの市場は現時点ではまだ黎明期にあることから、設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮が必要。

122 セルラーLPWAについては、従来のLTEに比べ無線設備の効率が異なることや、IoTサービスでは回線管理や帯域接続料の考え方が従来のスマートフォンや携帯電話のサービスと異なる等、接続料の在り方等について整理する必要があります。

なお、検討にあたっては、MVNOガイドラインにおいて、「二種指定事業者の設備投資やイノベー

答申案に示したとおり、セルラーLPWA については、MNO と MVNO との間の公正競争が確保され、MNO だけでなく MVNO によっても多様なサービスが低廉な料金で提供されるようになることが重要と考えています。そのためには、

無

ションに係るインセンティブに配意するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合
意形成を尊重する」と示されているとおり、設備投資やイノベーションに係るインセンティブを損なうこと
のないよう十分に配慮頂きたいと考えます。

【KDDI 株式会社】

セルラーLPWA サービスについては、現時点ではまだ市場の黎明期にあることから、今後の議論に おいては、MNO に過剰な規制が課されることのないよう、取り扱っていただくことを要望します。

この点、MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインのアンバンドル 機能等の基本的な考え方においても、「第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備の ようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展して いること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセ ンティブに配意するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、 その促進を図る視点を盛り込む」旨、考慮事項として示されているとおりです。

また、セルラーLPWA の特性や需要の立ち上げ段階であることを鑑み、MVNO への提供形態につ いてはL2接続での提供に限定することなく、卸での提供も含めて検討されるべきと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

MNO から MVNO に対し、セルラーLPWA が適正な料金で提 供される必要があると考えています。

いただいた御意見については、セルラーLPWA の特性が 十分に発揮されるネットワーク開放が、適正な条件の下で早 期に実現されるよう検討が行われることが適当と考えます。

MNO によるネットワーク提供に係るインセンティブ付与

意見	2-8 賛同。	考え方2-8
124	これまでも特定基地局の開設計画の認定申請において、申請事業者によるMVNOへのネットワー	賛同の御意見として承ります。
	2. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	たち サウサルロの明明はまる

ク提供計画が比較審査の対象となっています。より有利な周波数を取得すべく創意工夫によって他者 より優れた計画になるよう、申請事業者によってその取り組みが示されてきました。 また今後は、提供計画の優劣だけでなく、計画の実現性も評価されることとなり、より実現性の高い

計画が示される仕組みが導入されることとなっています。

したがって、まずはこうした取り組みの効果を見極めることが先決と考えます。

【KDDI 株式会社】

意見2-9 電波の利用状況調査における調査項目等について配慮を要望。

雷波の利用状況調査は企業にとってセンシティブな経営情報に触れる場合もあることから、調査項 目の選定及び結果の公表方法等については十分ご配慮いただきたいと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

なお、特定基地局の開設計画の認定に関しては、総務省 において、本年4月10日の認定に際し、MVNO における特 定基地局の利用を促進するための計画を有していることを 審査するとともに、その実績を将来の電波の割当において 審査の対象とすることとしているところであり、こうした取組を 着実に実施することが重要と考えます。

考え方2-9

調査項目については、従前通り、電波の有効利用の程度 を評価するために必要なものに限って総務省が定めるもの と承知しています。

電波の有効利用の程度を評価するためには、個社の経営 情報に類する内容が必要となる場合もあることを踏まえ、評

70

第二種指定電気通信設備制度の全国 BWA 事業者への適用

意見2-10 過度な規制が課されないよう要望。

126 これまで、新たな事業者を第二種指定電気通信設備(を設置する)事業者として指定する際は、事業者間の接続交渉の優位性の有無について検証するとともに、指定基準となる特定移動端末設備のシェアの閾値についても併せて検討されてきたと認識しています。

今回のBWA事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては、指定基準の 見直しについて一切の議論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決められた基準を適用 することとなっています。

今般のBWA事業者を第二種指定電気通信設備(を設置する)事業者として指定する際の指定基準を超過した背景は、当社のキャリアアグリゲーション端末において卸取引を通じてBWA事業者の周波数を利用しているためと理解していますが、接続交渉の優位性を測る観点からは当該端末におけるMVNOとの交渉上の優位性は当社のみに存在しており、本来はBWA事業者も併せて二種指定制度における特定移動端末設備数として当社及びUQコミュニケーションズのBWAを合わせて2カウントとするべきではないと考えます。

現在、全国BWA事業者の二種指定制度化にかかる関係省令の改正案について諮問されているところですが、総務省においては市場の実態を踏まえて過度な規制を課すことのないよう運用をお願いします。

【KDDI 株式会社及びUQコミュニケーションズ株式会社】

考え方2-10

答申案においては、全国 BWA 事業者が設置する設備を 二種指定設備として指定することの要否について、制度の趣 旨を確認し、これまでの情報通信審議会における考え方に 照らして検討を行った上で、全国 BWA 事業者は、端末設備 シェアが一定割合を超えた場合には、それが携帯電話事業 者による電波利用の連携の結果であるときであっても、「交 渉上の優位性」を有していると認められることから、当該事 業者の設備を指定するべきとの判断を取りまとめたもので す。なお、指定基準については、特別委員会及びモバイル 市場の競争環境に関する研究会の検討において、委員及び 構成員から見直すべき旨の特段の意見はなく、電気通信事 業法施行規則第23条の9の2第2項に規定するとおり、10% を適用することが適当と考えます。

また、各電気通信事業者における特定移動端末設備のシェアについては、各電気通信事業者の設置する設備に接続される特定移動端末設備の数をカウントすることとされているところ、キャリアアグリゲーションの場合も、携帯電話事業者の設置する設備に接続される特定移動端末設備の数は1であり、全国 BWA 事業者の設置する設備に接続される特定移動端末設備の数は1であることから、両者について、それぞれ1とカウントすることが適当と考えます。

なお、全国BWA事業者の二種指定にかかる関係省令等については、本年6月 21 日、情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)に諮問後、二度の意見募集を経て、同年8月 23 日、同審議会から諮問のとおり改正することが適当と認められるとの答申がなされ、同年9月 27 日に公布、同年12月 24日に施行予定であると承知しています。

全 後	の検討の方向性及び取組状況等(5G 時代のネットワーク提供に係る課題等)		
	2-11 5G の普及に向けた新たな制度の検討・運用にあたっては、イノベーションに係るインセン	考え方2-11	
	イブを損なう過度な規制を課すことがないよう配慮が必要。	137632	
127	5Gにおいて新たな制度整理が必要となる場合は、これまでどおり審議会・研究会を通じてオープンな議論を重ね、適切なルール整備が検討されるものと理解しています。新たな制度の検討・運用にあたっては、今後もMNO、MVNOも含めたモバイル市場における設備競争及びサービス競争の機能の担保を目指し、MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブを損なうような過度な規制を課すことがないよう、十分な配慮が必要と考えます。	5G 時代のネットワーク提供に係る課題については、モバイル市場の競争環境に関する研究会において、必要な検討が行われるものと考えます。	
+ -	【KDDI 株式会社】	***	
	2-12 本格的な 5G 時代の競争環境確保に向けた議論が可能な限り早急かつオープンに進むこ	考え万2-12 	
128	を期待。 本格的な5G時代(スタンドアローン段階)においては、事業者間の接続形態について、MVNOがおかれる環境が大きく変化することが想定されるところ、引き続き、MVNOが多様で高度なサービスが展開でき、モバイル市場の競争促進に貢献できるためにも、本格的な5G時代の競争環境確保に向けた議論が可能な限り早急かつオープンに進むことを期待いたします。	考え方2-12 のとおりです。	無
	【株式会社オプテージ】		
意見	2-13 その他の論点	考え方2-13	
129	10 月より二年契約の見直しがされたが NTTdocomo のみ、二年契約の見直しをしたように見せかけ プランを変更しても二年契約の継続期間であれば高額解約金をとると言うのを当然のように主張してい ますが現状二年以上の契約をしている場合、その主張はおかしいのではないかと考える。 二年以上継続利用で回線設備に対する義務は果たしていると考えられその利用者に対しても高額 違約金を請求するのは自由競争を著しく阻害していると考えます。 【個人】	事業法第27条の3第2項第2号及び施行規則第22条の2の17第4号では、違約金等の上限額を千円としていますが、これらの規定は、10月1日の改正法の施行前に締結された契約(以下「旧契約」という。)については適用されないこととされています。 なお、旧契約から新たな契約に移行する際の違約金につ	無
130	NTTdocomo は、二年以上継続契約している者に対しても未だに高額な解約金を請求し続け自由競争とユーザーの利便性を著しく阻害している 【個人】	いて、各事業者においては改正法の趣旨を踏まえ移行の促進のための取組を実施しており、NTTドコモでは、旧契約の無料更新期間以外の変更の際の違約金を旧契約の期間拘束期間の満了月前月まで留保することとし、新たに締結した契約を解除した場合には、旧契約に基づく違約金の支払いが発生するものと承知しています。	

			つ、必要に応じ、対応について検討していくことが必要と考え ます。	
131	★ドコモ の SIM ロック解除につきまして、 ↓ホームページによると 2011 年 4 月 ~ 2015 年 4 月に発売された機種の手続き ■■【SIM ロック解除手数料:3,000 円】■■ ↑未だに高額な解除手数料を徴収しており、政策からは無料化すべきと考えます	【個人】	SIMロック解除に関し、総務省では、「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」(以下「SIMロック解除ガイドライン」という。)を定めており、平成27年4月30日以前に販売された端末については、SIMロック解除ガイドラインによりSIMロック解除が求められるものではありま	無
			され、SIM ロック解除の原則無料化(店頭における端末購入 時以外の手続を除く。)が義務付けられたと承知しています。	

□第3章 消費者保護ルールの在り方

	意見	考 え方	案の 修正 の有
	電話の料金プランの理解促進のための取組		
意見	3-1 拘束期間内全体での総額表示について、過度な対応を求めることがないよう配慮を要望。	考え方3-1	
132	「契約期間内全体での総額表示」については、お客様の理解を促す取組みとして否定はしないもの	支払総額の目安の表示については、利用者が料金プラン	
	の、画一的な対応や過度な対応を求めるようなことがないよう配慮いただくことを要望します。	を選択する際及び契約を締結する際の参考となるよう、総務	
	【ソフトバンク株式会社】	省の「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイド	
		ライン」(令和元年9月9日改定)を踏まえながら、事業者に	
		おいて、利用者にとって確認がしやすい工夫を行うことが適	
		当と考えます。	
	3-2 行政による料金プラン見直しを促す取組について、その方法・態様等につき何らかの強制ないよう要望。	考え方3-2	
133	行政による料金プラン見直しを促す取組については、消費者の合理的な判断に資する有効な情報	答申案に示したとおり、利用者が利用実態に応じた料金	無
	提供を促すようにするとともに、各事業者の自主性を尊重し、その方法・態様等について、何らかの強	プランを選択できるよう、携帯電話事業者においては、利用	
	制がないようにしていただきたい。	者に届く情報伝達手段により、能動的な料金プランの見直し	
	【公益社団法人消費者関連専門家会議】	の案内を行うことが適当であると考えます。これらの取組は	
		携帯電話事業者の自主的な取組として実施されるべきもの	
		と考えます。	
携帯	電話ショップでの手続時間等の長さへの対応		
意見	3-3 店舗における待ち時間短縮のため様々な施策を実施。一方、通信事業者としての社会的	考え方3-3	
責	任を考慮し、適切な本人確認等の追記を要望。また、利用者のリテラシーに応じた店頭対応の必		
要	性についても追記を要望。		
134	一部の店舗、時間帯等によっては、店舗における滞在時間が長時間となるケースが存在し、お客様	賛同の御意見として承ります。	無
	の負担となっています。このようなお客様負担を軽減すべく、待ち時間を軽減するだけでなく、店舗業	答申案に示した取組の方向性では、待ち時間、手続き時	
	務全般の効率化を図り、お客様満足度の向上を図ることが重要と考え、弊社としても施策を実施し、よ	間の短縮に資する取組やその際に配慮すべき内容のうち代	
	り一層お客様負担の軽減に寄与していく方針です。	表的なものを挙げており、全ての取組を網羅しているもので	
	お客様負担の軽減を目指す一方で、電気通信事業者として、実施すべき義務として、安全な通信	はないため、原案どおりとさせていただきます。	

		<u> </u>	
	環境の整備、それに伴う社会的責任を全うすべく、MNO(新規参入 MNO も含む)はもとより、電気通	なお、契約時の適切な本人確認については、引き続き重	l
	信事業者全体として、対応すべき事項が複数存在するものと認識しております。その一つの事例とし	要な取組として、総務省において状況を注視していくことが	
	て、青少年対応が掲げられていますが、犯罪利用の防止等、社会的に影響の大きい事案への対応に	適当と考えます。	
	ついても、引き続き、適切に実施されることが必要不可欠であると考えられることから、契約時の適切な	また、利用者のリテラシーに応じた店頭対応については、	
	本人確認(音声契約並びにデータ契約の必要性)等においても、追記いただくよう要望いたします。	電気通信事業法施行規則第 22 条の2の3第4項の適合性	
	また、利用者リテラシーの向上についても、一つの重要な要素として掲げられておりますが、リテラシ	の原則を踏まえて総務省の「電気通信事業法の消費者保護	
	ー向上に留まらず、リテラシーに応じた店頭対応(高齢者のお客様等には丁寧に、 慣れていらっしゃる	ルールに関するガイドライン」に記載されており、当該ガイド	İ
	お客様には負担軽減を優先的になど)の必要性についても、追記いただくよう要望いたします。	ラインに基づく対応がなされることが適当であると考えます。	İ
	【ソフトバンク株式会社】		İ
意見	3-4 消費者のリテラシー向上のための教育・啓発の取組の検討・実施を要望。	考え方3-4	
135	事業者の取組のみに依存するのではなく、行政においても消費者庁・総務省が協力し、消費者のリ	いただいた御意見は、総務省における今後の政策検討の	無
	テラシー向上のための教育・啓発の取組を検討・実施するようお願いしたい。特に、高齢者はもとより、	参考とされることが適当と考えます。	İ
	児童・生徒に対する学校教育におけるリテラシー向上に向けた教育プログラムなどの策定も行ってい	なお、答申案では、成年年齢引下げに対応した消費者教	İ
	ただきたい。	育の推進として、「若年層に対する、電気通信サービスの契	İ
	【公益社団法人消費者関連専門家会議】	約に関する消費者教育の推進に、総務省や電気通信事業	İ
		者が貢献していくことも考えられる」としています。	İ
広告	表示の適正化に向けた対応		
意見	3-5 賛同。	考え方3-5	
136	本答申(案)において、「広告については、商業的なものではあるものの、電気通信事業者や販売代	賛同の御意見として承ります。	無
	理店による表現行為であり、その内容についての規制は、最小限であることが望ましい。」とする考え		İ
	方や、「景品表示法上問題となるおそれのある広告など不適切な広告が掲示されないよう、自主的な		i
	取組を強化することが望ましい。」とする考え方が示されていることに賛同する。		İ
	利用者の誤解を招くような広告表示を掲示しないよう、今後とも自主的に努力していく。		İ
	【中部テレコミュニケーション株式会社】		ĺ
意見	。 3-6 広告内容についての規制は必要最小限であるべき。	考え方3-6	
137	広告フォーマットの指定、クリエイティブチェックの厳格化といった事前の施策、定期的な監査や違	いただいた御意見は、総務省における今後の政策検討の	無
	反報告フォームの設置、罰則強化など事後的な施策など、様々な自主的な取り組みを行っており、一	参考とされることが適当と考えます。	İ
			1
	定の成果が出ているものと認識しております。記載のとおり、広告の内容についての規制は必要最低	なお、答申案に示したとおり、表現行為である広告の内容	ļ
	定の成果が出ているものと認識しております。記載のとおり、広告の内容についての規制は必要最低限であることが望まれ、営利的表現の自由の範囲においては、事業者の自主的な取組みに委ねられ	なお、答申案に示したとおり、表現行為である広告の内容 についての規制は、必要最小限であることが望ましく、電気	

不滴	とのないよう、留意いただくことを引続き要望します。 【ソフトバンク株式会社】 切な営業を行う販売代理店等への対策	おそれのある広告など不適切な広告が掲示されないよう、 自主的な取組を強化することが望ましいと考えます。 各携帯電話事業者や電気通信サービス向上推進協議会 において広告表示の適正化に向けた新たな自主的な取組 を行う予定であることから、それらの取組の着実な実施が期 待されるところであり、総務省において、その実施状況等を 注視していくことが適当であると考えます。	
意見	3-7 適合性の原則に則った丁寧な説明、青少年対応等は「質の競争」活発化のための取組の	考え方3-7	
	例に過ぎず、本来は店頭負荷軽減策や各種設定方法の簡素化等、より本質的な対策が検討され べき。		
138	販売代理店間における「質の競争」が活発化することにより、お客様対応が適切化することは望ましい形であると考えます。しかしながら、適合性原則に則った丁寧な説明、青少年対応など、法要件として必要な対応にインセンティブを与えることについては、好循環を生み出す可能性がある取組みの一例に過ぎず、本来は店頭負荷軽減策や各種設定方法の簡素化等、より本質的な対策が検討されるべきものと考えます。	いただいた御意見は、総務省における今後の政策検討の参考とされることが適当と考えます。	無
	【ソフトバンク株式会社】		
高齢	者のトラブルへの対応		
意見	3-8 賛同。	考え方3-8	
139	本答申(案)において、「高齢者のリテラシー向上に関しては、(略)業界団体等による取組への支援など、国、事業者、地域の連携を推進していくことが適当である。」とする考え方に賛同する。 高齢者のリテラシー向上に関しては、事業者・事業者団体の取組だけでは限界があり、国や地域の協力が必要不可欠なものであることから、啓発活動や各種方策の実施に向けた連携の推進に期待する。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	賛同の御意見として承ります。	無
法人	契約者のトラブルへの対応		
,_ ,, ,	3-9 賛同。	考え方3-9	
140	法人契約者のトラブルへの対応に関して、個々の相談事例が法人契約全般に必ずしもあてはまるものではなく、本答申(案)で示されている「苦情相談の状況がどのようになるかを把握し、その上で、どのような措置が可能なのか、改めて検討を進めていくことが望ましい。」という考え方で今後検討されて	賛同の御意見として承ります。	無

	1.ファルナ系:伊ナフ		
	いくことを希望する。		
+ //s	【中部テレコミュニケーション株式会社】		
	年フィルタリング利用の促進	+	
	3-10 フィルタリングサービスの提供について OS 事業者、コンテンツ事業者、教育現場、家庭等	考え万3-10	
	幅広い関係者との連携が必要となることを踏まえた政策検討が必要。		
141	スマートフォンの普及により、青少年のネット利用を巡る問題も複雑化していることから、これら問題	いただいた御意見は、総務省における今後の政策検討の	無
	解消に当たっては、フィルタリングの促進はもちろんのこと、より一層、リテラシー向上、モラル啓発の取	参考とされることが適当と考えます。	1
	組みを推進していくことが重要と考えます。また、事業者が提供するフィルタリングサービスに関して		1
	も、多様化するニーズや店頭手続き時間の長時間化への対応を考慮し、OS 機能の活用など、幅広い		1
	選択肢が用意され、また、アプリケーションのプリインストールなど、設定や機能面の更なる向上など、		1
	保護者および利用者のニーズに応えられる環境整備が推進されるべきと考えます。 今後、フィルタリ		1
	ングサービスの提供に際しては、OS事業者やコンテンツプロバイダ等との協調が、また、啓発の推進		1
	に際しては、保護者は勿論のこと、教育現場との連携など、幅広い関係者との協力関係の構築が益々		1
	必要となってくることを踏まえ、関係するステークホルダー間の連携をより一層強化し、政策検討に当		1
	たっても特定のステークホルダーの対策に偏ることのないよう、バランスの良い取組みが志向されるべ		İ
	きと考えます。		1
	【ソフトバンク株式会社】		Ì
今後	の検討の方向性及び取組状況等		
意見	3-11 賛同。	考え方3-11	
142	本答申(案)において、「今後、顕在化していく新サービスの具体的な内容やその提供形態、消費者	賛同の御意見として承ります。	無
	との接点の変化、消費者のリテラシーの状況等を踏まえて、検討を深めていくことが適当である。」とす		1
	る考え方に賛同する。		1
	【中部テレコミュニケーション株式会社】		Ì
意見	3-12 IoTの進展によりサービスが複雑化・多様化することを見据えた消費者保護ルールの検討	考え方3-12	
を要	望。		
143	IoT 時代の本格的な到来により、今後、多様なプレイヤーが多様な販売現場で IoT 商材を取り扱	IoT 時代における消費者保護の在り方については、答申	無
	うことが想定されます。今後サービスが更に複雑化・多様化していく中で、消費者保護の重要性は一	案において「今後、総務省において調査研究等を通じて国内	
	段と増すものと考えますが、商品やサービスの性質を考慮せず、一律的なルール適用を行った場合、	外の IoT サービスの実験や市場の動向等を精査した上で、	
	却って、利用者の利便性向上やサービス革新が阻害される可能性があることにも十分配慮いただき、	サービスの内容や契約形態に着目した分類を行い、その分	
	2030 年を見据えた消費者保護の在り方を整理いただくことを要望します。	類を踏まえて、消費者保護ルールの各規定について適用の	

	【ソフトバンク株式会社】	要否等を検討・分析していくことが適当である」としており、いただいた御意見も踏まえ、総務省において検討・分析を進めていくことが適当であると考えます。	
意見	3-13 賛同。消費者保護ルールの各規定について適用の要否等を纏めた具体的な事例が公表	考え方3-13	
され	ることを要望。		
144	本答申(案)において、「今後、総務省において調査研究等を通じて国内外の IoT サービスの実態	賛同の御意見として承ります。	無
	や市場の動向等を精査した上で、サービスの内容や契約形態に着目した分類を行い、その分類を踏	なお、いただいた御意見は、総務省における今後の政策	
	まえて、消費者保護ルールの各規定について適用の要否等を検討・分析していくことが適当である。」	検討の参考とされることが適当と考えます。	
	という考え方に賛同する。		
	総務省殿におかれましては、消費者保護ルールの各規定について適用の要否等を纏めた具体的		
	な事例を公表されることを希望する。		
	【中部テレコミュニケーション株式会社】		

□第4章 ネットワーク中立性の在り方

総論	意 見	考え方	案の 修正 の有 無
	4-1 賛同。ただし、海外 OTT 事業者の影響力により取組みに支障が生じる場合は政府の積極な関与が必要。	考え方4-1	
145	近年、映像サービスやオンラインゲームの利用拡大等に伴いインターネットトラヒックが急増する中、当社では、設備増強や技術革新によるネットワークの大容量化等、様々な取組みを実施し、安定的なサービス提供に努めてきたところです。今後も、コンテンツのリッチ化等に伴うトラヒックの更なる増加が見込まれる中、多くの利用者にインターネットを快適にご利用いただくためには、通信事業者だけでなく、プラットフォーマー、コンテンツプロバイダ、消費者等、全てのステークホルダーが協調し、インターネット利用品質の向上に取り組んでいく必要があります。今回の最終答申(案)において、一律のルールを設定するのではなく、まずはステークホルダー間の協調による様々な取組みに委ねる共同規制的なアプローチが採られることになったことは適切と考えます。しかしながら、海外のOTTプレイヤー等の市場支配力が相対的に強まっていることを踏まえると、そうした協調が困難となる場合があると考えられます。そのような場合には、政府において、ステークホルダー間の調整に積極的に関与いただくことで、インターネット利用品質の向上、さらに、それによる新たな価値創造が進むような環境づくりを後押しいただきたいと考えます。	賛同の御意見として承ります。 なお、いただいた御意見は総務省における今後の検討において参考とされることが適当と考えます。	無
	4-2 ネットワーク中立性の確保に賛同。ゼロレーティングについては、一律に禁止せず、ケースイケースで問題事例に対処するという方向性に賛同。	考え方4-2	
146	当社は、ネットワークの中立性に関する問題への総務省の思慮深い取り組みと、インターネット使用時のユーザー権利の保護の確保を高く評価しています。 当社はネットワーク中立性を強く支持しており、インターネットをすべての人に自由で開かれた状態に保つことが重要であると考えています。 当社は、最終答申(案)が、日本の人々がオープンなインターネットの恩恵を享受し続けることができることを保証することに焦点を当てていることに感謝しています。この先例は、日本だけでなく国際的にも重要	賛同の御意見として承ります。 なお、いただいた御意見は総務省における今後の検討に おいて参考とされることが適当と考えます。	無

です。

ネットワーク中立性は、インターネット接続サービスのプロバイダーが、基盤となるネットワークインフラストラクチャの制御を活用して、消費者が自ら選択したオンラインコンテンツ、サービス及びアプリケーションにアクセスする能力を妨げることが許されないようにするものです。

強力なネットワーク中立性の保護を維持することにより、インターネット・エコシステム全体が革新してい く能力を保持しつつ、消費者の選択肢を確保することができます。

このような保護には、インターネット・アクセスサービスのプロバイダーが特定のコンテンツまたはアプリケーションをブロックまたは制限することを禁止すること、または、トラフィックの有料優先接続によって特定のコンテンツまたはアプリケーションの「高速レーン」を作成することを禁止することが含まれます。

当社は、ゼロレーティングを許可することを継続し、特定の慣行に関する懸念についてはケースバイケースで検討し対処するという、総務省の立場に賛同いたします。

[Facebook, Inc.]

帯域制御に関するルール

意見4-3 ISP がネットワーク管理を目的として帯域制御を行うことを保証すべき。

7 ネットワークオペレーター(つまり、インターネットサービスプロバイダーまたは「ISP」)は、混雑に対処するためにネットワークを管理する必要がある場合がありますが、総務省は、こうしたネットワーク管理または帯域幅調整の実践が、商業的な考慮事項ではなく客観的な技術的考慮事項に基づき、正当なネットワーク管理目的の達成に合わせて調整されることを保証する必要があります。

そのような慣行は、ネットワークオペレーターの関連コンテンツまたはサービスの優先的な取り扱い、またはコンテンツまたはサービスの特定のクラスのブロックまたは調整をもたらすべきではありません。このような「合理的なネットワーク管理」は、EUや米国などにおける先例と一致しています。帯域幅調整手段に関するユーザーへの事前通知は重要ですが、そのような通知は、ネットワークの中立性の原則に違反するサービスの差別的な調整を正当化するものではありません。

最終答申(案)では、帯域幅がオンラインサービスからのコンテンツによって制限されている場合、ネットワークオペレーターが帯域幅を柔軟に調整できるように、帯域制御ガイドラインの見直しが必要であると述べています。ただし、オンラインサービスは、ネットワークオペレーターによって提供されるサービスの価値を高め、ネットワークオペレーターの収益を増やすことにつながる加入者とデバイス開発の成長を促進し、ブロードバンドインフラストラクチャに資金を供給するインターネットサービスの消費者需要と収益を提供することに注意することが重要です。特に、当社は日本のネットワークオペレーターとも提携しており、コスト削減やネットワークパフォーマンスの向上に向けたテクノロジーへの多大な投資を行っています。(注4)

考え方4-3

いただいた御意見は総務省における今後の検討において参考とされることが適当と考えます。

なお、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」は民間事業者等が中心となって議論が行われているものですが、その運用状況について、今後、総務省において、モニタリングしていくことが適当と考えます。

#

	注4:たとえば、当社は、複数の日本の大手ネットワークオペレーターとのパートナーシップにより、各オペレーターが管理する、米国と日本の間での3つの新しい海底ケーブルリンクに投資し、共同構築して		
	います。		
	【Facebook, Inc.】		
	制御に関するルール		
	4-4 優先制御に関するルールにより、市場の成長やイノベーションが妨げられないよう配慮す	考え方4-4	
ベ			
148	個々のサービスにおける優先制御の必要性については合理的説明が求められる一方、(スライシン	優先制御の在り方については、答申案に示したとおり、ユ	無
	グなど)技術やサービスの進展に伴い、従来の公平・公正性の確保と全く同一の考えを適用することに	ースケースの登場を踏まえ、今後、電気通信事業者、コンテ	
	ついては限界が生じる可能性もあり得ることから、優先制御については、今後のサービスイノベーショ	ンツ事業者、プラットフォーム事業者や消費者団体等、幅広	
	ンを阻害することないよう、5G 時代に相応しい新たなルールの在り方を検討していくべきと考えます。	い関係者間において検討を進めることが適当としており、ご	
	【ソフトバンク株式会社】	指摘の点については、その際の参考とされることが適当と	
÷ =		考えます。	
	4-5 ネットワーク事業者は、優先制御の必要性について合理的説明が求められる。	考え方4-5	
149	当社は、優先制御とネットワークスライシングに関連するネットワークオペレーターの慣行について、	考え方4-4のとおりです。	無
	総務省がモニタリングする必要性、および優先制御が必要であることの合理的な説明の必要性に同意		
	します。上記のネットワーク管理の慣行と同様に、ネットワークオペレータが採用する優先制御手段は、		
	商業的考慮事項ではなく客観的な技術的考慮事項に基づいており、正当なネットワーク管理目的の		
	達成に合わせて調整する必要があります。		
	そのような慣行は、上記のネットワーク中立性の保護を損なうものではありません。特に、いかなる提		
	案も、ネットワークオペレーターの関連コンテンツまたはサービスを優先的に扱うべきではなく、ネットワ		
	ークオペレーターが特定のコンテンツ、アプリ、またはサービスに対して「高速レーン」または他の形式		
	の有料優先順位を確立することを正当化するものになってはいけません。		
	【Facebook, Inc.】		
	4-6 インターネットのネットワーク中立性を保つためには、トラフィックを1)ブロックしない、2)調	考え方4-6	
整	しない、3)課金による優先をするべきではない、という三原則を基本的に守るべき。		
150	インターネットのネットワーク中立性を保つためには、トラフィックを1)ブロックしない、2)調整しない、	考え方4-4のとおりです。	無
	3)課金による優先をするべきではない、という三原則を基本的には守るべきであると考えます。		
	この原則は、今後テレビ放送がインターネットで同時再送信されるようになっても守られるべきです。		
	更にサービスの内容にも実際にインターネット公衆回線を使うものか、専用回線で行うものか、ある		

	いは、エッジコンピューティングなどの新しい技術を使うべきものか、詳細な検討が必要です。		
	消費者は品質、イノベーション、使いやすさ、プライバシーなど様々な要素によってコンテンツやサ		
	ービスを選んでいますが、課金によるファーストレーンはそのようなコンテンツ中立的なトラフィック伝送		
	を置き換え、オンラインプロバイダーの能力や支払い意欲によってコンテンツの取り扱いに差を設ける		
	ことになってしまう懸念があります。さらに、ユーザーは通常のアクセスで満足できない時に初めて追加		
	支払いを行うことを考えると、課金による優先制御は ISP によるインターネットアクセスへの投資を妨		
	げ、投資を限定的な優先サービスに振り向けてしまうおそれがあります。ユーザーへの不利益、競争、		
	イノベーションの阻害に繋がるような課金による優先制御は設けるべきではありません。		
	【在日米国商工会議所】		
ゼロ	レーティングやスポンサードデータに関するルール	1	
意見	4-7 ゼロレーティングの指針に関しては、既存のサービスの継続の支障・イノベーションやサー	考え方4-7	
ビ	スの発展を阻害しないようなルールとすべき。		
151	5G時代を見据えたモバイル市場の活性化の観点から、「ゼロレーティングの提供に関する電気通	ゼロレーティング等については、様々な観点を踏まえて、	無
	信事業法の規律の適用についての解釈指針」は、消費者保護には配慮しつつも、電気通信事業者に	現在、総務省において解釈指針の検討を進めているもので	
	対して新たな規律を課すのではなく、不当な差別的取り扱いを禁止する一般原則等、現行の規律の	あり、ご指摘の点については、総務省における今後の検討	
	範囲内において"全ての電気通信事業者"が最低限守るべき事項を明確化することが必要です。	において参考とされることが適当と考えます。	
	明確化にあたっては、明らかに違法となるケースの例示に留める等、事業者が委縮し、事業者によ		
	る多様なイノベーションを阻害することのないよう配慮が必要です。		
	その上で、明らかに公正競争上の問題になりうる事例が確認された場合においてのみ、事後的に総		
	務省により業務改善命令等で是正することが適当と考えます。		
	【KDDI 株式会社】		
152	ゼロレーティングやスポンサードデータの運用については、「「ゼロレーティングの提供に関する電気	ご指摘の箇所は、「ネットワーク中立性に関する研究会」	無
	通信事業法の規律の適用についての解釈指針」としてとりまとめ、運用することが適当である」(最終答	中間報告書(2019 年4月公表)を踏まえて記載したものであ	
	申案 P.135)とされ、指針策定にあたっては、「次のような事項を整理した上で」(最終答申案 P.135)と	り、原案のとおりといたします。	
	の記載の下で事例が列挙されていますが、記載されている事例はゼロレーティングやスポンサードデ		
	ータに制約をかける必要性等マイナス面を強調したもののみとなっています。		
	しかしながら、ゼロレーティングやスポンサードデータについては「萌芽的なサービス」(最終答申案		
	P.135)の段階にあり、「利用者にとっても、選択可能なサービスの幅の拡大」(最終答申案 P.133)とい		
	った利用者利便の向上につながる期待がなされているものである以上、これらの運用にあたってはこ		
	のようなプラスの面も当然ながら考慮されるべきものです。したがって、今後のイノベーションやサービ		
	スの発展等に制約を与えることないよう、公平性への一定の配慮等がなされている限りにおいては、		

	対象コンテンツプロバイダの選定や通信制御の手法など、既に電気通信事業者が提供しているゼロレ		
	ーティングやスポンサードデータのサービスの継続に支障が生じることのないよう留意いただく必要が		
	あり、当該趣旨を明確にすべく、最終答申案 P.135 において以下下線部を追記すべきと考えます。		
	「総務省は、電気通信事業者、コンテンツ事業者、消費者団体等の参画を得て、利用者にとっても		
	選択可能なサービスの幅の拡大につながるといったプラスの面から既存のゼロレーティングやスポン		
	サードデータのサービスの継続には支障が生じないよう留意しつつ、次のような事項を整理した上で、		
	「ゼロレーティングの提供に関する電気通信事業法の規律の適用についての解釈指針」として取りまと		
	め、運用することが適当である。」		
	【ソフトバンク株式会社】		
意見	4-8 市場展開をモニタリングし、ケースバイケースで疑問を解消・検討することで特定のゼロレ	考え方4-8	
_	ティングへの懸念に対処する、というアプローチに賛同。		
153	当社は、ゼロレーティングとネットワーク中立性の原則の間に本質的な矛盾はなく、ゼロレーティング	考え方4-7のとおりです。	無
	の提案は消費者に利益をもたらすという最終答申(案)の認識を歓迎します。 また、ゼロレーティング		
	プログラムは許可されるべきであり、特定のオファーに関する懸念はケースバイケースで検討し対処で		
	きるという最終答申(案)の見解を支持します。当社は、ゼロレーティングガイドラインの策定に関する総		
	務省の継続的な議論を期待しています。		
	ゼロレーティング・プログラムは、世界中で既に長年にわたって存在しています。このプログラムは、		
	非排他的に提供された場合には、消費者やオープン・インターネットにとって、有害であるどころか、む		
	しろ消費者利益を向上させるものであることが示されています。 特に、ゼロレーティング・プログラム		
	は、あらゆる規模のコンテンツプロバイダーがより多くの視聴者にリーチし、より多くの人々をオンライン		
	に呼び込み、まだ繋がっていない人口のセグメント(例えば、高齢者やデータの購入頻度が低い消費		
	者)に対しても基本的なコネクティビティを提供することを可能にするものです。 これらの有益性につ		
	いては、以下で詳述いたします。		
	コンテンツ・プロバイダの参入促進:		
	ゼロレーティングは、非排他的に提供される限り、本来はコンテンツの配信が容易でない小規模又は		
	ニッチなプロバイダも含めて、新しく革新的なコンテンツの提供開始を促進するものです。ゼロレーティ		
	ングは、こうしたプロバイダにとって、市場に参入し、より短期間で規模を拡大することを可能にします。		
	基本的なコネクティビティの提供:		
	ゼロレーティング・プログラムは、データの購入頻度が低くならざるを得ない消費者がインターネットに		

常時接続するために極めて重要な基本的コネクティビティを提供するものであり、ひいてはデジタル・インクルージョンを進展させるものです(注5)。こうしたエンドユーザがデータ不足に陥った場合、ゼロレーティング・プログラムによりネット上に留まり接続を維持できますので、彼らのデータ購入が継続的に行われるようになることが期待できます。また、モバイルブロードバンドの導入率が高い場合でも、消費者(例えば、高齢者やデータ購入にあてられる収入が不安定な消費者)に有益であれば、こうしたプログラムが利用できるよう、提供可能性を保護することは重要です。

注5: Phoenix Centre による Policy Bulletin No.8 Private Solutions to Broadband Adoption: An Economic Analysis (「ブロードバンド導入に対するソリューション:経済分析」) 17-21 頁(2016 年 9 月)。

インターネット利用者の増大:

インターネット未利用者にとって、ゼロレーティング・プログラムは、インターネットとの関連性及びインターネットがもたらす可能性を「テスト」し体験する方法にもなります。ブロードバンドの普及率が高い国においても、インターネット利用の関連性や有益性を認識せず依然としてインターネットを利用しない消費者が存在します(注6)。ゼロレーティング・プログラムは、インターネット全体への入り口を提供し、こうしたギャップに対応し得るものです。

注 6: 例えば、Economist, Intelligence Unit による The Inclusive Internet Index: Bridging Digital Dvides (インクルーシブ・インターネット・インデックス: デジタルデバイドの解消)を参照。

消費者にとってのこれらの利点をふまえ、当社は、最終答申(案)の提案するアプローチ、すなわち市 場展開をモニタリングしケースバイケースで疑問を解消検討することで特定のゼロレーティングへの懸 念に対処する、というアプローチに賛同いたします。当該アプローチによれば、特定の懸念が生じた場合に当局が実態を検討する余地を残しつつ、有害であることの証拠がない限り、革新的で消費者フレンドリーなサービスが提供できるようになります。また、このゼロレーティングに対するケースバイケースのアプローチは、欧州連合、米国及び他の国で既に採用されているネットワーク中立性保護とも整合的です(注7)。

注7:欧州連合は、ゼロレーティングについて寛容なケースバイケースアプローチを採用し、類型ごとに禁止する方法は採用しませんでした(「オープン・インターネット・アクセス関する方針を設定し、電気通信網およびサービスに関するユニバーサル・サービス及び利用者の権利に関する指令2002/22/EC及び欧州連合内の公衆モバイル通信ネットワークのローミングに対する規制(EU)第531/2012を修正する欧州議会及び理事会の規則(EU)2015/2120」(2015年11月)を参照)。同様

	に、オバマ政権下の米国で採用された強固なネットワーク中立性保護政策において、ゼロレーティングは、明確な線引きを行うネットワーク中立性ルールではなく、柔軟な一般的行動規範(すなわち、ケ		
	ースバイケース評価)に服するものとされました(「オープン・インターネットの保護及び促進」		
	(Protecting and Promoting the Open Internet),30 FCC Rcd 5601,¶ (2015)を参照)。		
	ゼロレーティング・プログラムのケースバイケースの検討の一助として、当社は、以下の一般的な原則を提案いたします。少なくとも、当社は、以下の特徴を有するゼロレーティング・プログラムは、高く評価されるべきと考えております。		
	●非排他性:ゼロレーティング・プログラムは、全てのオペレーターに対して同一条件で提供され、オペレーターは別のコンテンツ・プロバイダとの間で同一又は類似のアレンジメントを自由に行うことができること。		
	●独立性/非提携性:オペレーターとコンテンツ・プロバイダとの間のゼロレーティング・アレンジメント		
	が、非提携かつ独立していること。オペレーター独自のコンテンツを他のコンテンツ・プロバイダに比べ		
	て優遇するような条件提示を行わないこと。 ●活明性、カ・ペーク、ボーリアが、ころの作用では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		
	●透明性:オペレーターが、明確かつ透明性のある方法で、条件及びその範囲を開示すること。		
	 これらの原則は、最終答申(案)において総務省によって提起された問題と一貫性があるものです。		
	【Facebook, Inc.】		
12.22	4-9 ゼロレーティング・プログラムは、ネットワークの中立性の原則との一貫性を維持するように 用されるべき。	考え方4-9	
154	ゼロレーティング・プログラムは、ネットワークの中立性の原則との一貫性を維持するように運用され	考え方4-7のとおりです。	無
	るべきです。つまり、あるサービスがゼロレーティングと認められるとするならば、同じようなサービス(多	5.275	
	くの場合はライバル)も認められるべきであるし、その場合サービス提供者に金銭の負担を求めるべき		
	ではありません。何故なら、大企業は支払えても中小企業には負担できない場合もあるからです。同じ		
	理由から、技術バリアを設けることも避けるべきです。		
	ゼロレーティング・プログラムが、特定のコンテンツやアプリケーションを排除するなど、消費者の意		
	思決定を制限しては、エンドユーザーの選択肢を阻害し、アプリケーション間の競争をゆがめる結果と		
	なりより。 		
	【任日不巴向工云硪川】		
	N	1	1

ネット	ワークへの持続的投資を確保するための仕組み		
	4-10 トラヒック情報はセンシティブな経営情報であり、総務省によるトラヒックの実態の収集・把	老え方4-10	
	に当たっては必要な範囲で行うべき。また、品質に係る課題は、OTT等の上位レイヤ事業者に起	77/2/14 10	
	する場合もあることから、電気通信事業者のみならず、上位レイヤ事業者等へ情報開示を求める		
-	要性がないか等、幅広い視点で検討すべき。		
155	通信事業者にとって、インターネットトラフィックの実態は、自社サービス設計のノウハウに直結する	ご指摘の点については、総務省における今後の検討にお	無
	極めてセンシティブな経営情報(特に細かい単位(場所、時間)での推移や新サービス導入前後の動向	いて参考とされることが適当と考えます。	///
	などの詳細部分等)に該当するものであり、特に競争環境下で事業を展開しているモバイル事業者等		
	にとっては、基本的には開示が困難な性質のものです。		
	したがって、情報に基づく消費者の選択や事業者間の調整等を実現することを目的としてインター		
	ネットトラフィック実態を把握するにあたっては必要な限度で行うことを要望します。具体的には、報告		
	書案に記載されたようなコンテンツ種別等の詳細なトラフィック情報の開示を事業者に求めることの是		
	非やその範囲・内容等については、要請の目的の妥当性や適正性が十分に認められるかを慎重に議		
	論することに加え、公開を前提とするのか、範囲を限定したうえでの開示とするかなども含め、通信事		
	業者との間で事前に十分な調整を行うことが必須である認識です。		
	また、情報の収集や開示を検討するうえでは、「通信の秘密」の観点からも十分な整理を行うことが		
	必要と考えます。		
	なお、通信速度の低下や遅延といった電気通信事業者によるインターネットアクセスサービスの品		
	質に係る諸課題は、電気通信事業者のみならず OTT などの上位レイヤ事業者のネットワークまたは		
	帯域コントロールに起因する場合も存在することから、電気通信事業者のみならず、上位レイヤのプレ		
	イヤー等へ情報開示を求める必要性がないか等、幅広い視点で検討いただく必要があるものと考えま		
	す。		
	【ソフトバンク株式会社】		
意見	4-11 地方の ISP はその能力に応じての負担となるべきで、負担を超える部分については行政	考え方4-11	
15,	よる負担を考えるべき。支援はあらゆる可能性を聖域なく考えるべき。		
156	地方の ISP は、人的、財政的逼迫から、上位 ISP にぶら下がる下位 ISP としての立場を取らねばな	ご指摘の点については、総務省における今後の検討にお	無
	らず、本来であれば、同じ負担や便益を享受すべきところが、思い通りにならない現状がある。しかし	いて参考とされることが適当と考えます。	
	ながら、ブロードバンドサービスは全ての国民に行き渡らせる必要があるため、その能力に応じての負		
	担と負担を超える部分については、行政による負担を考えるべきである。		
	さらに、昨今、多発する自然災害に対してインターネットが果たすべき役割を考えると地方の情報基		
	盤の強靭化に対しての政府の支援は欠かせないものである。		

支援の中には、地域 IX や CDN の活用も重要であるが、都市から地方へのトランジットへの援助や地方 ISP へのインフラ構築・更新支援など、あらゆる可能性を聖域なく考えるべきである。	(計にお 無
【一般社団法人コンピュータソフトウェア協会】 意見4-12 引き続き、トラヒックの増加要因となっているスマホサービスおよび IP 映像視聴を提供する事業者との適正なコスト分担のスキームについて検討すべき。 157 近年、IP 映像視聴の普及とスマホトラヒックの有線へのオフロード増等により、有線ネットワークの負荷が増加の一途をたどっており、利用者へのインターネットアクセスサービスの品質を維持し、増加し続けるトラヒックに対応するための設備投資が大きな負担となりつつあります。今後、大容量デジタルコンテンツの配信に伴いトラヒックがますます増加していてとが予想される中、引き続きトラヒックの増加要因となっているスマホサービスおよび IP 映像視聴を提供する事業者との適正なコスト分担のスキームについて検討すべきです。 【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 意見4-13 賛同。ただし、具体的な支援内容については、地域事業者と連携し、地域事業者の実情や将来のネットワークの在り方等を踏まえることが望ましい。 「特別の点については、総務省における今後の検いて参考とされることが適当と考えます。 【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 意見4-13 賛同。ただし、具体的な支援内容については、地域事業者と連携し、地域事業者の実情や将来のネットワークの在り方等を踏まえることが望ましい。 「特別の点については、対象では、地域事業者の実情や将来を対象では、カーブルテレビ等の地域事業者においては、トラフィックの急激な増加に伴い、トラヒックコストの増 「対象の側を見として承ります。 「対象の側を見として承ります。」 「対象の側を見として承ります。」 「対象の側を見として承ります。」 「対象の側にはい、トラフィックの急激な増加に伴い、トラヒックコストの増 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。対象の側にはいまります。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「対象の側にはいます。」 「大変の側にはいます。」 「大変の側にはいます。」 「大変の側にはいます。」 「大変の側にはいます。」 「大変の側にはいます。」 「大変の側にはいます。」 「大変の側にはいます。」 「大変の側にはいます。」 「対象の側にはいまする。」 「大変の側にはいます。」 「大変の側にはいまする。」 「大変の側にはいまする。」 「大変の側にはいまする。」 「大変の側にはいまする。」 「大変の側にはいまする。」 「大変の側にはいまする。」 「大変の側にはいまする。」 「大変の側にはいまする。」 「大変の側にはいまする。」 「大変の側にはいまする。」 「大変の側にはいまする。」 「大変の側にはいまする。」 「大変の側にはいまする。」 「大変の側にはいまする。」 「大変の側にはいまする。」 「大変の側にはいまする。」 「大変のの側にはいまする。」 「大変のの側にはいまする。」 「大変のの側にはいまする。」 「大変のの側にはいまする。」 「大変のの側にはいまする。」 「大変のの側にはいまする。」 「大変のの側にはいまする。」 「大変のの側にはいまする。」 「大変のの側にはいまする。」 「大変ののの側にはいまする。」 「大変ののの側にはいまする。」 「大変ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	意討にお 無
 意見4-12 引き続き、トラヒックの増加要因となっているスマホサービスおよび IP 映像視聴を提供する事業者との適正なコスト分担のスキームについて検討すべき。 近年、IP 映像視聴の普及とスマホトラヒックの有線へのオフロード増等により、有線ネットワークの負荷が増加の一途をたどっており、利用者へのインターネットアクセスサービスの品質を維持し、増加し続けるトラヒックに対応するための設備投資が大きな負担となりつつあります。今後、大容量デジタルコンテンツの配信に伴いトラヒックがますます増加していくことが予想される中、引き続きトラヒックの増加要因となっているスマホサービスおよび IP 映像視聴を提供する事業者との適正なコスト分担のスキームについて検討すべきです。	意計にお 無
者との適正なコスト分担のスキームについて検討すべき。 157 近年、IP 映像視聴の普及とスマホトラヒックの有線へのオフロード増等により、有線ネットワークの負荷が増加の一途をたどっており、利用者へのインターネットアクセスサービスの品質を維持し、増加し続けるトラヒックに対応するための設備投資が大きな負担となりつつあります。 今後、大容量デジタルコンテンツの配信に伴いトラヒックがますます増加していくことが予想される中、引き続きトラヒックの増加要因となっているスマホサービスおよび IP 映像視聴を提供する事業者との適正なコスト分担のスキームについて検討すべきです。 【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 意見4−13 賛同。ただし、具体的な支援内容については、地域事業者と連携し、地域事業者の実情や将来のネットワークの在り方等を踏まえることが望ましい。 「大のブルテレビ等の地域事業者においては、トラフィックの急激な増加に伴い、トラヒックコストの増 賛同の御意見として承ります。 「技術の点については、総務省における今後の検いて参考とされることが適当と考えます。 「おります。」 「おります。 「おります。) 「おります。 「おります。) でおります。 「おります。) でおります。 「おります。」 でおります。 「おります」 でおります。 「おります」 でおります。	意討にお 無
157 近年、IP 映像視聴の普及とスマホトラヒックの有線へのオフロード増等により、有線ネットワークの負荷が増加の一途をたどっており、利用者へのインターネットアクセスサービスの品質を維持し、増加し続けるトラヒックに対応するための設備投資が大きな負担となりつつあります。 今後、大容量デジタルコンテンツの配信に伴いトラヒックがますます増加していくことが予想される中、引き続きトラヒックの増加要因となっているスマホサービスおよび IP 映像視聴を提供する事業者との適正なコスト分担のスキームについて検討すべきです。 【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 意見4-13 賛同。ただし、具体的な支援内容については、地域事業者と連携し、地域事業者の実情や将来のネットワークの在り方等を踏まえることが望ましい。 「お摘の点については、総務省における今後の検いて参考とされることが適当と考えます。 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 意見4-13 賛同。ただし、具体的な支援内容については、地域事業者と連携し、地域事業者の実情や将来のネットワークの在り方等を踏まえることが望ましい。 「特摘の点については、総務省における今後の検いて参考とされることが適当と考えます。 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 意見4-13 賛同。ただし、具体的な支援内容については、地域事業者と連携し、地域事業者の実情や将来のネットワークの在り方等を踏まえることが望ましい。 「特別の側を見として承ります。 「特別の点については、総務省における今後の検いて参考とされることが適当と考えます。 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】	意計にお無
荷が増加の一途をたどっており、利用者へのインターネットアクセスサービスの品質を維持し、増加し続けるトラヒックに対応するための設備投資が大きな負担となりつつあります。 今後、大容量デジタルコンテンツの配信に伴いトラヒックがますます増加していくことが予想される中、引き続きトラヒックの増加要因となっているスマホサービスおよびIP映像視聴を提供する事業者との適正なコスト分担のスキームについて検討すべきです。 【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 意見4-13 賛同。ただし、具体的な支援内容については、地域事業者と連携し、地域事業者の実情や将来のネットワークの在り方等を踏まえることが望ましい。 「おります。 「おります。 「大ーブルテレビ等の地域事業者においては、トラフィックの急激な増加に伴い、トラヒックコストの増 「対して参考とされることが適当と考えます。 「おります。 「大田・「大田・「大田・「大田・「大田・「大田・「大田・「大田・「大田・「大田・	意言にお無
続けるトラヒックに対応するための設備投資が大きな負担となりつつあります。 今後、大容量デジタルコンテンツの配信に伴いトラヒックがますます増加していくことが予想される 中、引き続きトラヒックの増加要因となっているスマホサービスおよび IP 映像視聴を提供する事業者と の適正なコスト分担のスキームについて検討すべきです。 【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 意見4-13 賛同。ただし、具体的な支援内容については、地域事業者と連携し、地域事業者の実情や将来 のネットワークの在り方等を踏まえることが望ましい。 「158 ケーブルテレビ等の地域事業者においては、トラフィックの急激な増加に伴い、トラヒックコストの増 賛同の御意見として承ります。	
今後、大容量デジタルコンテンツの配信に伴いトラヒックがますます増加していくことが予想される中、引き続きトラヒックの増加要因となっているスマホサービスおよび IP 映像視聴を提供する事業者との適正なコスト分担のスキームについて検討すべきです。 【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 意見4-13 賛同。ただし、具体的な支援内容については、地域事業者と連携し、地域事業者の実情や将来のネットワークの在り方等を踏まえることが望ましい。 「大一ブルテレビ等の地域事業者においては、トラフィックの急激な増加に伴い、トラヒックコストの増 技同の御意見として承ります。	
中、引き続きトラヒックの増加要因となっているスマホサービスおよび IP 映像視聴を提供する事業者と の適正なコスト分担のスキームについて検討すべきです。 【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 意見4-13 賛同。ただし、具体的な支援内容については、地域事業者と連携し、地域事業者の実情や将来 のネットワークの在り方等を踏まえることが望ましい。 「158 ケーブルテレビ等の地域事業者においては、トラフィックの急激な増加に伴い、トラヒックコストの増 対同の御意見として承ります。	
の適正なコスト分担のスキームについて検討すべきです。	
【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 意見4-13 賛同。ただし、具体的な支援内容については、地域事業者と連携し、地域事業者の実情や将来 のネットワークの在り方等を踏まえることが望ましい。 158 ケーブルテレビ等の地域事業者においては、トラフィックの急激な増加に伴い、トラヒックコストの増 賛同の御意見として承ります。	
意見4-13 賛同。ただし、具体的な支援内容については、地域事業者と連携し、地域事業者の実情や将来 考え方4-13 のネットワークの在り方等を踏まえることが望ましい。 158 ケーブルテレビ等の地域事業者においては、トラフィックの急激な増加に伴い、トラヒックコストの増 賛同の御意見として承ります。	
のネットワークの在り方等を踏まえることが望ましい。 158 ケーブルテレビ等の地域事業者においては、トラフィックの急激な増加に伴い、トラヒックコストの増 賛同の御意見として承ります。	
158 ケーブルテレビ等の地域事業者においては、トラフィックの急激な増加に伴い、トラヒックコストの増 賛同の御意見として承ります 。	
ナがナキカ奴党調節しなってかります IV 笠ニーカ加珊伽 ちの苦契圏集由により 苦契圏し地士なっ たれ ご比較のよについては 必致少にかはて ム	無
- 一 八州八さは暦呂昧咫とはつてわりより。IA 寺ノ 『グ処理拠点以目郁固集中により、目郁固と地力をツ はあ、に指摘り点については、総務自にあけるデ	後の検
なぐネットワークコストが増加していることから、特に地方の事業者においては、事業者の規模のみなら 討において参考とされることが適当と考えます。	
ず、地理的な条件不利性を有しています。	
こうした課題を踏まえると、これまでのデータセンターの地域分散支援に加え、地域 IX や CDN の活	
用に向けた関係事業者の取組を支援する方向性について賛同いたします。	
なお、具体的な支援内容については、地域における事業者のネットワーク構成、回線調達やそのコ	
スト構造等の実態、また将来のネットワークの在り方等に応じた施策とすることが望ましいと考えます。	
【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】	
意見4-14 地方のネットワーク強靱化のため政府の支援を要望。都市から地方へのトランジットに対 考え方4-14	
する援助や地方 ISP のインフラ構築・更新支援等、あらゆる可能性を考慮すべき。	
159 日本では、歴史的、また技術的な経緯から、上位 ISP と下位 ISP が必ずしも同じ負担や便益を享受 ご指摘の点については、総務省における今後の検	試にお 無
して来なかったという状況があります。そのような状況下では、あらゆるステークホルダーがその立場にいて参考とされることが適当と考えます。	
応じた努力をすることが必要となります。しかし、地方では、人的、財政的逼迫から、思い通りにならな	
い現状があります。また、いつ、どこで起こってもおかしくない自然災害に対してインターネットが果た	
すべき役割を考えると、地方のロバストネスに対しての政府の支援は不可欠なものです。	

4	地域 IX や CDN の活用も重要ですが、都市から地方へのトランジットに対する援助や地方 ISP へのインフラ構築・更新支援など、あらゆる可能性を聖域なく考えるべきです。 さらにサービスの提供者側も圧縮技術の開発や CDN などに投資を行い、ネットワークが持続的に発展するよう協力すべきであると考えます。 【在日米国商工会議所】		
意見性	4-15 ゼロレーティングのようなサービス提供に関しては、競争上の公平性及びサービスの適正を十分に監視する必要。今後も囲い込みのため類似サービスがリリースされる可能性があるた、第三者的な視点でその公平性及び適正性を十分吟味しその環境を整備する運用が必要。	考え方4-15	
160	(ゼロレーティングに関する指針の策定) 大手通信事業者による早期のコンテンツ及び顧客の囲い込みを目的としたゼロレーティングのようなサービス提供に関しては、競争上の公平性及びサービスの適正性を十分に監視する必要があると考えます。 早期に顧客を囲い込み市場でいち早く優位な立場を占め市場を支配しようとすることは往々にして見られ、その後の事業者間の競争において大きな影響を及ぼすことは必然であります。しかし、あくまで公正な競争環境においてのみ認められるべきものであり、その環境下で公平かどうか及びサービスが適正かどうかを判断することは極めて重要なことと考えます。 今後、ゼロレーティングに限らずこういったサービスがリリースされ得る可能性が十分考えられるため、第三者的な視点でその公平性及び適正性を十分吟味していただき、その環境を整備する運用が必要であると考えます。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	賛同の御意見として承ります。 なお、ご指摘の点については、総務省における今後の検 討において参考とされることが適当と考えます。	無
	4-16 今後のモニタリング体制において、MNO・大手 OTT 事業者間の取引条件等について、排的な条件となっていないか、公正競争を阻害しないか等の確認を要望。	考え方4-16	
161	通信市場全体で MNO の市場支配力が強くなっている中、仮にネットワーク中立性が緩和されることになれば、ゼロレーティングを通じて MNO と大手 OTT の双方の強大な市場支配力が結びつくおそれがあり、市場支配力が強いもの同士の取引が不透明である中、その他の事業者には優越的地位の濫用をすることも考えられます。このようなことが常態化すると、通信市場及び OTT 市場における他の事業者が淘汰、あるいは新規参入障壁が高くなる等の市場競争の停滞が予想され、中長期的には利用者利便が大きく損なわれることが懸念されます。 ゼロレーティングに関する指針の遵守状況等でのモニタリングにおいては、MNO~大手 OTT 事業	賛同の御意見として承ります。 なお、ご指摘の点については、総務省における今後の検 討において参考とされることが適当と考えます。	無

	者との間の取引条件等について、排他的な条件となっていないか、それによって公正競争を阻害する		
	可能性がないか等を確認することが電気通信市場の健全な発展に重要であると考えます。		
	【株式会社オプテージ】		
意見	4-17 今後のモニタリング体制において、消費者への周知内容等は通信事業者の実際の業務に	考え方4-17	
即	し対応可能な内容に留めておく必要。「市場検証会議(中立性に関するモニタリング会合)」と「トラヒ		
ッ	クの効率的かつ安定的な処理のための協議会」が連携し、ネットワークへの持続的な投資・発展を		
確	保する上で必要な取組みが一体的に進展することを要望。		
162	(モニタリング体制の整備)	ご指摘の点については総務省における今後の検討にお	無
	「電気通信分野における市場検証会議」の下に「ネットワーク中立性に関するモニタリング会合」を設	いて参考されることが適当と考えます。	
	置し、「帯域制御ガイドライン」や、「ゼロレーティングに関する指針」等の遵守状況をモニタリングすると		
	されております。		
	これら「帯域制御」や「ゼロレーティング」のモニタリングは、通信事業者が消費者に対し必要な情報		
	を提供しているか等、主に事業者の業務の適正性を確認する事が目的であり、結果として消費者のサ		
	ービス選択にも資するものになると認識しております。		
	但し、消費者へ周知すべき内容等については、通信事業者の実際の業務に即し、対応可能な内容		
	に留めて頂く必要があると考えます。		
	例えば、年内の公表に向け改定中の「帯域制御ガイドライン」における周知事項(案)においては、		
	「制御後の水準」といった事項が新たに追加されました。		
	インターネットサービスはベストエフォートを前提とした商品であるため、制御前の速度水準、制御後		
	の速度水準ともに、その時の利用者数等の状況に応じて変化するものであり、「制御後の水準」といっ		
	た帯域保証(最低速度の保証)ともとれる内容を、消費者に示すことはベストエフォートのサービスには		
	馴染まないと考えます。		
	また、現在策定中の「ゼロレーティング指針」においては、「ゼロレーティング対象サービスの利用量		
	(無料となった通信量)を示すこと」といった事項が検討されております。		
	本事項は、MVNO が利用する MVNE の協力なくしては提供できないような情報を MVNO に義務付		
	けるものであり、適切ではないと考えます。		
	このようなことをMVNOに義務付けた場合、仮に MVNE がその情報提供を拒絶すれば MVNO は		
	ゼロレーティングサービスの提供自体が困難になるほか、MVNE に設備負担が生じた場合にそれを		
	MVNO に転嫁することでサービスの提供価格が割高になる可能性もあるなど、MVNOの普及促進へ		
	の足枷となることを危惧しております。		
	なお、総務省においては、今後、トラヒックの見える化やトラヒックの効率的かつ安定的な処理の為の		

協議など、ネットワークへの持続的な投資を確保するうえで必要な仕組みを適切に機能させていくことが必要となると考えますが、市場検証会議(ネットワーク中立性に関するモニタリング会合)が、「トラヒックの見える化」で得られた結果にもとづき、インターネットサービスにおける市場環境の評価・議論等が行われる場となることも、期待致します。

客観的なデータを元にした市場検証会議における評価をもとに、年内の設立が予定されている「トラヒックの効率的かつ安定的な処理のための協議会」にて、インターネットの受益者ごとのコスト負担等の議論が実施されることが望ましいと考えます。

「市場検証会議(中立性に関するモニタリング会合)」と「トラヒックの効率的かつ安定的な処理のための協議会」が連携し、ネットワークへの持続的な投資・発展を確保する上で必要な取組みが一体的に進展することを要望致します。

【株式会社ジュピターテレコム】

意見4-18 トラヒックの効率的かつ安定的な処理のための体制整備として、協議会を年内に設立するとしたことに賛同。

163 (トラヒックの効率的かつ安定的な処理のための体制整備)

映像視聴等の高まりから、トラヒック量は前年比数十パーセントの割合で増加が続いており、今後もOTTや4Kによる動画配信の進展や、来年にも開始が予定されているNHK常時同時配信等によって、更なるトラヒックの増加が予想されているところです。

このような状況の中、通信事業者においては、通信の品質を維持・向上させるための持続的な投資が必要不可欠となっておりますが、固定通信サービスにおいては、契約数が頭打ちとなるとともに、厳しい競争環境下では大幅な料金の値上げが困難であることもあり、今後もこのペースでトラヒックの増加が続いた場合、収益と投資のバランスが崩れることが懸念されます。

他方、トラヒック増加の主な要因である大容量の映像サービスの提供事業者等は通信事業者の回線 費用を直接的には負担しておりません。

サービスの高度化やトラヒック増対策のための費用は、本来、利用者からの収入で賄われるべきであると考えておりますが、当社としては、一般の消費者だけでなく、こうしたインターネット上でサービスを提供する一部の事業者とも、一定のコスト負担について協議が必要であるといったことを累次に訴えてきたところです。

こういった議論を踏まえ、「ネッワーク中立性に関する研究会 中間報告書」では、インターネットを利用する受益者は消費者だけでなく、インターネット上でサービスを提供する事業者も含むといった原則が示され、コンテンツ事業者、プラットフォーム事業者等、全てのステークホルダー間において、ネットワークのコスト負担の在り方等について議論が可能となったことは画期的であり、高く評価しておりま

考え方4-18

賛同の御意見として承ります。

なお、ご指摘の点については総務省における今後の検討 において参考とされることが適当と考えます。 無

す。

本最終報告書(案)が、こうした議論を踏まえ、トラヒックの効率的かつ安定的な処理のための体制整備として、協議会を年内に設立するとしたことは、社会インフラの負担に関する議論を発展させるものであり、時宜を得た対応であると考えます。

当協議会においては、ネットワークへの持続的な投資を今後も確保するための施策のひとつとして、 総務省が主体となり、ネットワーク事業者等ステークホルダーの協力を得つつ、トラヒックの実態(総量 だけでなく、事業者やコンテンツの種類等の見える化)を収集・把握する取組み(トラヒックの見える化) が行われると理解しております。

「トラヒックの見える化」によって、事業者やサービスごとのトラヒック状況、インターネット利用の受益構造を明らかにすることは、今後の持続的な投資におけるコスト負担の議論や、CDNの活用などトラヒックの安定的な処理の為の議論のベースとなるものであり、これらの取組みによって、さらに一層の議論が進展することを期待します。

【株式会社ジュピターテレコム】

□第5章 プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方

	意見	考え方	案の 修正 の有 無
総論			
意見	5-1 イノベーションの促進とプライバシー保護とのバランスを確保するという方向性で、関係事	考え方5-1	
業	者や有識者等を交えた継続した検討を要望。		
164	最終答申(案)では、自由なデータ流通等を通じたイノベーションの創出と、公正競争の促進や利用者の安心・安全の確保に向けたルールづくりにおいて、適切なバランスの確保を図るべきとする視点が一貫していることを支持いたします。とりわけ、プラットフォームサービスについては、「同意疲れ」等の問題が指摘され、利用者情報の適切な取得等の要請が高まっています。他方、イノベーションを促進する社会基盤であることから、プライバシー保護を目的とした過剰な規制が行われれば、健全なイノベーションの阻害につながりうると考えます。 こうした状況を踏まえ、利用者情報の適切な取扱いを確保するための枠組みについては、利用者情報の取得・活用によるイノベーションの促進という視点を常に念頭に置き、いかにしてバランスを確保するかという方向性で、今後も広く関係事業者や有識者等の意見を聴きつつ、継続して検討すること	賛同のご意見として承ります。	無
	が望ましいと考えます。		
	【LINE 株式会社】		
_	5-2 総務省と個人情報保護委員会の権限が重複することは、事業の予見性を損なわせ、イノベションの減速につながりかねない。特定状況下における個人情報保護に関する追加のガイダンス考慮する場合、現行の個人情報保護制度に従って策定・実施すべき。	考え方5-2	
165	最終答申では通信の秘密の域外適用が提案されています。また、プラットフォームサービスに関する研究会の構成員から、通信の秘密以外の個人情報保護について電気通信事業法においても一定の手当てを行う必要があるのではないか、との指摘も紹介されており、これには電気通信事業法のさらなる改正が必要になるかもしれません。一方、しばしば指摘されるように、通信の秘密の範囲に何が含まれるかに関しては、十分に明確になっておりません。適用範囲の不確実性、また、総務省と個人情報保護委員会の権限が重複することは、日本における事業者にとって事業の予見性を損なわせ、不要な負担を強いることになり、イノベーションの減速につながりかねません。	答申案に示したとおり、「プラットフォーム事業者の提供するサービスを見ると、ヒトやモノの間のコミュニケーションを可能とする機能を提供するものが多くあり(電気通信事業法に規定する、従来からの電気通信役務と整理できるサービスの場合や、電気通信事業として整理ができないものの、外形的には電気通信役務に類似したサービス又はそれらの混合形態の場合などがあり、複雑な態様となっていること	無

本年6月の意見書に記載しました通り、個人情報保護法によって、日本政府は原則に基づく、結果を重視したアプローチをプライバシーとデータ保護に関して採用してきました。利用目的の範囲内での個人情報の利用と、最新のプライバシー・ポリシーを明確に示しながら、オープンで透明性の高い態様による個人情報管理をすることを企業等に求める個人情報保護制度がすでに確立しています。

個人情報保護法の実施は、個人情報保護委員会が監督しており、国外事業者による開示及び漏えいに対して措置を講じる権限を個人情報保護委員会は有しております。また、執行機関を含む海外の関連するステークホルダーとの継続的な対話を通し、日本における個人情報の保護と活用を確保し、他国の個人データ保護法制度との国際的相互運用性を維持する上で強力な立場を有しています。実際、今年に入り、日本のプライバシー保護制度は、EUと同等であるとして欧州委員会から十分制認定を受けた数少ない制度の一つとなりました。

上記またその他の理由から、我々は個人データ保護と消費者のプライバシーに関する主たる監督と実施を個人情報保護委員会が継続することを求めます。二つ、もしくはそれ以上の行政機関が、国外事業者に対して同様もしくは重複する行為への執行権限を有する制度は、プライバシーに関する独立した中央当局としての個人情報保護委員会の重要性を弱めることになり、日本の利用者にサービスを提供する多くのソフトウェア・サービス事業者に混乱を生じさせます。

貴省が、特定状況下における個人情報保護に関する妥当な追加のガイダンスが必要であると考えた場合、当該ガイダンスは、新たな階層の規範的要件を設けるのではなく、現行の個人情報保護制度に従って策定及び実施すべきと考えます。また、当該ガイダンスは、事業活動における現在の柔軟性を継続的に維持するものであることが重要です。また、当該ガイダンスがステークホルダーの意見を取り入れながらまとめられ、個人情報保護委員会の元で正当な事業運営が可能となる現行の柔軟性が保たれることが重要です。

(結論)

デジタル・プラットフォーマーが競争及び消費者保護に対して与える影響による諸課題への対処は、必ずしも日本独自の問題ではありません。BSAは、これらの課題について、世界中の政府、政策立案者及び業界団体と数年に亘り議論を行ってきました。私どもの経験では、最も成功する規律は、比例的で、原則に基づき、結果に重点を置き、過度に規範的ではなく、ステークホルダーの意見を取り入れたものです。そして、データプライバシー及び消費者保護において効果的なルールは、消費者の権利強化や期待に応えると同時に、イノベーションや最先端の製品・サービスの商業化を可能にするものであるべきです。

BSA は、本重要事項に関して、日本政府とさらに意見交換をさせていただき、効果的な規律の策定に適宜協力していけることを期待しております。

が多い。)、こうした電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能を一体的に提供する形態のサービス・ビジネスは今後とも拡大・普及が進んでいく」ことから、現行の個人情報保護制度により策定及び実施すべきとのご指摘は当たらないと考えます。

また、プラットフォームサービスに関する利用者情報の適 切な取扱いの確保は電気通信事業法の規律対象に含まれ ると考えます。

【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】		
利用者情報のグローバルな流通の進展に対応するための規律の適用の在り方		
意見5-3 国内外事業者間のイコールフッティングを確保するという基本的方向性に賛同。	考え方5-3	
166 利用者保護のためにも事業者間競争の公平性観点でも、海外プラットフォーム事業者への規律適	賛同の御意見として承ります。	無
用(イコールフッティングの確保)に賛同します。		
【ソフトバンク株式会社】		
電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の連携・融合等の進展に対応するための規律の過	・ 箇用の在り方	
意見5-4 端末情報(端末 ID やクッキー等)の取り扱いに関する検討に当たっては、イノベーションの	考え方5-4	
促進等を阻害しないよう配慮すべき。		
167 利用者情報の適切な取り扱いを確保するため、ガイドライン等の見直しを行う際は、端末情報等(端	答申案に示したとおり、利用者が安心して通信サービス	無
末 ID やクッキー等)の規律の整理について、利用者が安心して通信サービスを利用できるよう利用者	を利用できるようにするためには、新たなサービス等におけ	
情報の適切な取扱いを確保しつつも、事業者による現状の取組みの担保、イノベーションの促進、新	る利用者情報の適切な取扱いを確保することが必要である	
たなビジネスの創出に歯止めがかからないよう、バランスの取れた整理が必要と考えます。なお、クッキ	ことから、ご指摘の点については、今後、その技術的特性や	
ー等端末情報の取扱いそのものについては、個人情報保護委員会の整理によるものとすべきであり、	利用実態の把握を行い、ガイドラインの適用関係等の明確	
二重の規律ができることのないように留意すべきと考えます。	化を図ることが適当と考えます。	
【ソフトバンク株式会社】		
オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応		
意見5-5 賛同。ただし、更なる具体的な施策の検討にあたっては、エビデンスを収集・整理しながら	考え方5-5	
国内外の関係者を巻き込んだ形で議論すべき。		
168 諸外国において深刻な問題となっているフェイクニュースや偽情報について、日本における同様の	賛同の御意見として承ります。	無
事象の社会問題化に先んじて、プラットフォーム研究会において、海外政府の規制内容、国内外企業	また、いただいた御意見は、今後の検討において参考と	
等の対策やファクトチェックの状況等が整理され、検討が深められたことについて賛意を示します。	されることが適当と考えます。	
また、政策対応上の方向性として、ユーザリテラシーの向上とその支援が挙げられ、検討が行われ		
ていることに賛同します。		
ただし、さらに具体的な施策を検討するにあたっては、日本におけるフェイクニュースの実態等の十		
分な把握に引き続き努める必要があると考えており、検討の前提となるエビデンスを継続して収集・整		
理しながら、国内外のマルチステークホルダーを巻き込んだ形で、今後も議論を実施すべきと考えま		
す。		
【LINE 株式会社】		

■第3部 終わりに

	意見	考え方	案の 修正 の有 無
-	他の論点 Total Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company		
169	西暦 2030 年度における構造では、「6G(第 6 世代)」が導入される構造と、私し個人は思います。例	いただいた御意見は、今後の情報通信行政の参考とされ	無
	えばですが、総務省が提唱している公文章の内容では、漠然としている詳細の内容な状態ので、私に	ることが望ましいと考えます。	
	は理解が出来ないです。 具体的には、西暦 2030 年における「6G(第6世代)」の構造では、「MCA方		
	式(マルチチャンネルアクセス)」が主流に成る構造と、私は思います。「詳細(ディタイル)」では、「通信		
	衛星回線(サテライトシステム)」から成る「ファンクションコード(ソースコード及びチャンネルコード)」で		
	のポート通信の「DFS(ダイナミックフレカンシーセレクション)」が主流に成るの構造と、私は思います。		
	要するに、「無線 LAN」及び「有線 LAN」をバランス良く導入して行く構造が望ましいと、私は考えます。		
	要約すると、「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」が独占している既得権益での「FTTH(光ファイバー)」		
	及び「CATV(ケーブルテレビ)」では、「回線混雑(トラフィック)」を招く事から、バランス良く解体して行		
	く事で、「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」を解体して行く事が先決の構造と、私は考えます。「NHK		
	(日本放送協会)」が独占している既得権益での「4K・8K」では、「回線混雑(トラフィック)」を招く事か		
	ら、バランス良く解体して行く事で、「NHK(日本放送協会)」を廃止して行く事が先決の構造と、私は考		
	えます。		
	【個人】		

注:その他、最終答申(案)について全く言及しておらず、最終答申(案)と無関係と判断されるものが3件ありました。